
令和4年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和4年9月14日

閉会 令和4年9月15日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（9月14日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	3
○日程第 4 行 政 報 告	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について	6
○日程第 8 報告第 4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	8
○日程第 9 報告第 5号 令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	8
○日程第10 報告第 6号 令和4年度(令和3年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9
○日程第11 町の一般行政について質問	10
1 番 元 井 晴 奈 君	10
1 「泥流地帯」映画化及び関連事業の進捗状況と今後について	
3 番 高 松 克 年 君	18
1 演習場にかかる諸問題の解決は	
2 鳥獣被害防止対応はいかに	
8 番 荒 生 博 一 君	26
1 行政組織と人事管理について	
2 通学路等の防犯カメラ設置について	
7 番 米 沢 義 英 君	33
1 脱炭素社会の取り組みについて	
2 物価高騰から暮らしを守る政策について	
3 中学校入学時における制服購入費用の軽減について	
4 給食センターについて	
11 番 小 林 啓 太 君	41
1 出産と子育てに係る町の行政サービスについて	
○散 会 宣 告	47

目 次

第 2 号 (9月15日)

○議 事 日 程	4 9
○出 席 議 員	4 9
○欠 席 議 員	4 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
○議会事務局出席職員	5 0
○開 議 宣 告	5 1
○諸 般 の 報 告	5 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	5 1
○日程第 2 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	5 1
○日程第 3 議案第 2 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	5 8
○日程第 4 議案第 3 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	5 8
○日程第 5 議案第 4 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	5 9
○日程第 6 議案第 5 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	6 0
○日程第 7 議案第 6 号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	6 1
○日程第 8 議案第 7 号 令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6 1
○日程第 9 議案第 8 号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	6 2
○日程第10 議案第 9 号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について	6 2
○日程第11 議案第10号 上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	6 6
○日程第12 議案第11号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6 6
○日程第13 議案第12号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6 7
○日程第14 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6 8
○日程第15 議案第14号 富良野地区介護認定審査会規約の変更について	6 9
○日程第16 議案第15号 財産の取得について(自治体情報セキュリティ強靱性整備(基幹ネットワーク機器等更新)事業)	7 0
○日程第17 議案第16号 教育長の任命について	7 0
○日程第18 議案第17号 教育委員会委員の任命について	7 1
○日程第19 発議案第1号 議員派遣について	7 1
○日程第20 発議案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	7 2
○日程第21 選挙第 1 号 富良野広域連合議会議員選挙について	7 3
○日程第22 閉会中の継続調査申し出について	7 4
○閉 会 宣 告	7 4

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）	9月15日	原 案 可 決
2	令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
3	令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
4	令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	9月15日	原 案 可 決
5	令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	9月15日	原 案 可 決
6	令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	9月15日	原 案 可 決
7	令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月15日	原 案 可 決
8	令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月15日	決算特別委員会 付 託
9	令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月15日	決算特別委員会 付 託
10	上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	9月15日	原 案 可 決
11	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9月15日	原 案 可 決
12	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9月15日	原 案 可 決
13	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	9月15日	原 案 可 決
14	富良野地区介護認定審査会規約の変更について	9月15日	原 案 可 決
15	財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）	9月15日	原 案 可 決
16	教育長の任命について	9月15日	同 意 可 決
17	教育委員会委員の任命について	9月15日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月14日	
	町の一般行政について質問	9月14日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月14日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月14日	報 告
3	議員派遣結果報告について	9月14日	報 告
4	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	9月14日	報 告
5	令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月14日	報 告
6	令和4年度（令和3年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月14日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	9月15日	原 案 可 決
2	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	9月15日	原 案 可 決
	選 挙		
1	富良野広域連合議会議員選挙について	9月15日	選 挙
	閉会中の継続調査申し出について	9月15日	原 案 可 決

令和4年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和4年9月14日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 9月14日～15日 2日間
第 4 行政報告 町長 斉藤 繁 君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利 君
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 7 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 8 報告第 4号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
第 9 報告第 5号 令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第10 報告第 6号 令和4年度(令和3年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第11 町の一般行政について質問
-

○出席議員（13名）

1番	元 井 晴 奈 君	2番	北 條 隆 男 君
3番	高 松 克 年 君	4番	中 瀬 実 君
6番	中 澤 良 隆 君	7番	米 沢 義 英 君
8番	荒 生 博 一 君	9番	佐 藤 大 輔 君
10番	今 村 辰 義 君	11番	小 林 啓 太 君
12番	小田島 久 尚 君	13番	岡 本 康 裕 君
14番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	斉 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	北 川 徳 幸 君	IT・組織機構担当課長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	狩 野 寿 志 君	町民生活課長	山 内 智 晴 君
保健福祉課長	深 山 悟 君	保健福祉課健康づくり担当課長	星 野 章 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	菊 地 敏 君
教育振興課長	谷 口 裕 二 君	ラベンダーハイツ所長	鎌 田 理 恵 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局 長	星 野 耕 司 君	次 長	飯 村 明 史 君
主 事	真 鍋 莉 奈 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 13名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（村上和子君） おはようございます。
御出席、誠に御苦勞に存じます。
ただいまの出席議員は13名でございます。
これより、令和4年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。
令和4年7月31日、金子議員の辞職に伴い、厚生文教常任委員長及び議会運営委員が欠員となることから、8月5日開催の厚生文教常任委員会において委員長選挙を行い、佐藤大輔厚生文教常任副委員長が厚生文教常任委員長に選出され、このことに伴い、副委員長が欠員となったことから、副委員長選挙を行い、米沢義英議員が厚生文教常任副委員長に選出されました。

また、議会運営委員に佐藤大輔議員が選出され、閉会中でありましたので、議長が指名して、選任いたしました。

本定例会は、9月9日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長及び厚生文教常任委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和4年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、議案第15号財産の取得について、議案第16号教育長の任命について及び議案第17号教育委員会委員の任命については、明日、15日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

11番 小林啓太君

12番 小田島久尚君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和4年第3回定例会の議事運営等について、審議・決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案17件、報告案件3件、議長からの報告案件3件、議員からの発議案件2件、選挙1件であります。

去る8月23日及び9月7日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理した1件の陳情、要望の取り扱いについて審議いたしました。

1件の陳情、要望については、所管の常任委員会で審議の結果、採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議しました。

8月31日正午までの通告期限までに、元井晴奈議員外4名の議員から通告がありましたので、本定例会の一般質問は、本日14日に5人が質問を行うことといたしました。

質問の順序は、先例により、通告書を受理した順となっており、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、9月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から9月15日までの2日間と決定いたし

ました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月15日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長（村上和子君） 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、齊藤繁君。

○町長（齊藤 繁君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、6月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、自衛隊関係についてであります。富良野地方自衛隊協会上富良野支部により、6月28日から29日に、上富良野駐屯地現状規模堅持・さらなる拡充を求める要望を、富良野地方自衛隊協力会により、7月6日から7日に、陸上自衛隊と富良野地域の共存共栄のための駐屯地部隊体制の堅持及び部隊運用、教育訓練にかかる施策の推進に関する要望を、防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

基地対策関係については、北海道基地対策協議会により、防衛施設周辺整備対策に関する要望、基地交付金等に関する要望及び基地関係予算確保に関する要望書を、7月5日に、北海道防衛局並びに北海道に、7月20日に、総務省、財務省、防衛省及び北海道選出国会議員に行ってきたところでありま

す。上富良野町基地対策協議会におきましては、7月

11日から12日に、防衛施設周辺整備対策等に関する要望を、防衛省及び関係国会議員に行ってきたところでありま

す。記念行事関係では、6月26日に第1特科団総体及び北千歳駐屯地記念行事、7月3日に北海道補給所島松駐屯地記念行事、7月31日に千歳のまちの航空祭に参加したところでありま

す。次に、北海道ジオパークワークショップ2022についてであります。8月27日から28日の2日間、ジオパークガイドの研修及び交流を目的とした研修会を開催いたしました。

十勝岳ジオパークエリアにおいて、全道から集まった83名のガイドは、四つのジオツアーを体験するとともに、北海道大学、岡田弘名誉教授の講演会を行うことで、ジオガイドの研修、地域相互の情報・意見交換や交流を行ったところでありま

す。今後においても、十勝岳ジオパークの基本理念である地球環境と地質遺産の保全と活用を手段として、持続可能な地域の発展を目指すジオパークの活動の推進に努めてまいります。

次に、イベント関係についてであります。7月9日から18日までの10日間、「ラベンダーフェスタかみふらの2022」を開催しました。ラベンダーのライトアップと花火大会を組み合わせ実施したところ、10日間で町内外から1万835人の御来場をいただきました。

ライトアップについては、好評を得ておりますことから、改めて本町が誇るラベンダー資源の潜在的価値と、地域経済への波及の可能性を認識したところであり、来年度以降もライトアップを中心としたアフターコロナのイベントの実施について、運営委員会で協議、実施していただけることに期待しているところでありま

す。また、札幌市の札幌ドームにおきまして、大ほっかいどう祭が開催され、8月6日から7日の2日間、本町より出店し、本町の特産品であるまるごとかみふらのプレミアムビールと、かみふらのポークの販売を行ってまいりました。

今後も本町の特産品を広く発信し、まちおこしや観光客誘致につながるよう、取組を進めてまいります。

次に、友好都市、津市との交流事業についてであります。三重県津市との友好都市提携の盟約を交わしてから、本年度25周年を迎え、これまでにさまざまな交流が図られてきたところでありま

す。7月17日のラベンダーフェスタにあわせて、前葉市長が来町され、イベントで御挨拶いただいたほか、両市長間において、さらなる友好の絆を深めていくことを確認させていただいたところでありま

す。

また、商工会をはじめとする経済団体では、東京都日本橋の、三重県のテナントショップ、三重テラスでの津市との合同物産展、ボートレース津で開催されたG3オールレディース、上富良野町交流25周年記念レースの優勝者へ副賞の贈呈を行ったところであります。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、7月4日から15日までの日程で実施し、特定健診につきましては、905人の方が健診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか、各種がん検診、肝炎ウイルス検診なども併せて実施し、延べ2,101人の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において、保健指導を行ったところあります。

また、健診会場では、管理栄養士によるインボディ測定を通して、サルコペニア重症化予防に向けた相談を実施したところあります。

今後も、町民の皆様が自らの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。65歳以上の4回目ワクチン接種を7月21日から8月12日まで実施し、2,799人が接種を終え、接種率は80.0%となったところであり、これまでワクチンの個別接種に御協力をいただいた医療機関に対しましては、心より感謝を申し上げます。

なお、60歳から64歳及び59歳以下で基礎疾患等を有している4回目のワクチン接種を希望された方に対しましては、9月21日から30日までの日程で、町内の医療機関に御協力いただきながら、接種に向けた準備を進めているところあります。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月上旬は気温が低く、日照時間も少なかったものの、下旬に回復し、7月、8月は雨天が多く、平年並み以上の降水量となり、日照不足が心配されましたが、農作物の生育は全体を通して順調に推移しているところあります。

既に収穫が終了している麦類につきましては、平年並みの収量となっており、水稻につきましても、平年並みの収量が見込まれているところあります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところあります。

す。

次に、児童・生徒のスポーツ活動等における活躍状況についてであります。小学生については、上富良野西ファイターズ野球少年団が第42回全日本学童軟式野球大会北海道大会に出場され、上富良野ミニバスケットボールの男子少年団及び女子少年団が、第1回北海道ミニバスケットボールサマーフェスティバル大会に出場されました。

中学生については、第77回国民体育大会卓球競技北海道予選に卓球部員5名が出場され、中体連全道大会には、陸上競技で女子の800メートル、1,500メートル、4掛ける100メートルリレーに6名が出場されました。

高校生については、第75回北海道高等学校選手権大会のソフトテニスに上坂鉄平さん、陸上競技の男子砲丸投げに木幡悠月さんが出場されました。

同じく陸上競技の4掛ける100メートルリレーに柳瀬拓真さんが出場し、入賞を果たされ、全国大会に出場されました。

また、第61回春期北海道高等学校野球大会に吉村海斗さんが出場され、第104回全国高等学校野球選手権大会北海道大会に増田慈恩さん、吉村海斗さん及び池田翔哉さんが出場され、池田翔哉さんが在籍する旭川大学高等学校が優勝を果たされ、夏の甲子園全国大会に出場されました。

コロナ禍の限られた練習環境の中で、健闘されました児童・生徒の皆さんに改めて拍手を送りたいと思います。

また、今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍していただけることを期待するものであります。

次に、三重県津市との姉妹校交流事業についてであります。7月21日から23日まで、津市、安東小学校の1校、11名が当地を訪れ、上富良野西小学校児童と、学校紹介や各教室での授業交流などを通じて親交を深めたところあります。

次に、上富良野町パークゴルフ場の利用料金についてであります。指定管理者等との協議、調整により、この7月1日より、富良野圏域内の高校生以下の料金を無料にしたところであり、家族連れなど、より多くの方々の利用促進が図られることを期待するところあります。

次に、コロナ禍における生活支援、地域経済支援対策に関する主な支援策の状況であります。まず、国民健康保険税の減免については、8月末現在、15件、201万2,000円の減免を実施してきたところあります。

また、介護保険料につきましては、8月末現在、1件、1万8,700円の減免を実施したところ

あります。

次に、本人及び同居家族の健康観察期間並びに臨時休園及び臨時休業した期間に登園自粛されました児童の保育料につきまして、日割計算による減免措置を実施したところであります。6月から8月分の減免額は、3件、6名に対しまして、3万9,720円を決定し、各園、保護者様に通知させていただきました。なお、保育料の精算等の事務手続きにつきましては、各園にお願い申し上げたところであります。

次に、1人6万円を支給する子育て世帯生活支援等特別給付金、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分については、8月末日現在、43世帯、79人に、474万円を支給、予算執行率79.0%となっております。

次に、小中学校等における状況についてであります。7月以降も、各学校において陽性者の確認がされており、感染症対策の取組を継続しながら、宿泊研修等の諸行事を予定どおり開催しつつ、夏期休業を終え、2学期を迎えたところであります。

その中、第7波と言われる感染者の増加により、教育現場にも複数の陽性者が確認されたため、放課後児童クラブにおいては、7月30日、8月1日の2日間、1クラブの利用休止を行い、上富良野小学校においても、8月23日から24日までの1学級の閉鎖措置を行ったところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月12日現在、件数で19件、事業費総額2億3,287万円で、本年度累計で28件、事業費総額3億4,164万9,000円となっております。

なお、お手元に令和4年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和3年度会計の5月分及び令和4年度会計の5月分から7月分について、検査の概要及び結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページに添付していますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、中澤良隆君。

○議会運営委員長（中澤良隆君） 令和3年第4回定例会で議決された議員派遣について、令和4年7月6日から7日に実施いたしましたので、報告書の朗読をもって報告いたします。

それでは、議員派遣結果報告書を御覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和3年第4回上富良野町議会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告します。

令和4年8月23日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、中澤良隆。

記。

件名、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。

令和4年7月6日、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に議員11名が参加し、講演を聴講した。

また、7月7日には、白老町にあるウポポイ民族共生象徴空間の視察研修を行った。

2、調査の結果。

（1）北海道町村議会議員研修会（札幌市：札幌コンベンションセンター）。

本研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3年ぶりの開催となった。

例年、全道の町村議員を対象に、一堂に会しての開催であるが、今回は全道を二分割にし、万全のコロナ感染症対策を講じての研修会となった。

政治ジャーナリスト、泉宏氏による「参院選最終情勢分析と選挙後の政局展望」と題した講演を聴講した。

選挙後の政局展望や、今後の対外的な政治日程等について、独自に鋭く観察、分析した内容であり、今後の活動の参考となった。

(2) 先進地調査。

白老町にあるウポポイ民族共生象徴空間の視察を行った。

ウポポイは、私たちの国の貴重な文化でありながら、存立の危機にあるアイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターと位置づけられている。国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園及び慰霊施設等で構成されている。

伝統芸能、ものづくり、アイヌの歴史や世界観に触れ、共生を考える足掛かりとして、歴史や文化などに関する知識と理解を深めることができる研修となった。

以上、議員派遣結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第2号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長（村上和子君） 日程第7 報告第3号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長、佐藤大輔君。

○文教厚生常任委員長（佐藤大輔君） ただいま上程いただきました、報告第3号議員派遣結果報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年第2回定例会で御議決いただいた議員派遣についてであります。当初、閉会中の継続調査項目である児童発達支援事業の先進地視察として、本年5月に実施予定でありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程変更を余儀なくされ、7月末での実施となり、児童発達支援事業については、既に令和4年第2回定例会にて報告済みのため、所管であるごみ埋立て地最終処分場の先進地視察と併せて、議員派遣としての視察研修報告となったところでありました。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

なお、本文については、要点のみとさせていただきますので、詳細については、後ほど御高覧ください。

議員派遣結果報告書。

令和4年第2回会定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

令和4年9月5日。

上富良野町議会議長、村上和子様。

厚生文教常任委員会委員長、佐藤大輔。

記。

件名、1、ごみ埋立て地最終処分場について。

2、児童発達支援事業について。

1、調査及び研修の経過。

令和4年7月19日から22日までの4日間、厚生文教常任委員会が所管する、ごみ埋立て地最終処分場及び児童発達支援事業について、見識を深めることを目的に、道内の先進地である池田町、遠軽町、美幌町、士別市において視察研修を実施した。

2、調査の結果。

(1) ごみ埋立て地最終処分場について。

①調査項目。

ごみ埋立て地最終処分場の概要について。

以下、5点でございます。

2 ページを御覧ください。

④うめ〜るセンター美加登の調査概要。

一般廃棄物最終処分場「うめ〜るセンター美加登」は、クローズド被覆型処分場である。準好気性埋立構造を採用し、建設費は35億7,000万円で、平成23年4月から供用を開始し、埋立計画期間は15年間としている。

自然風雨に影響されず、地下浸透や河川等への放流がない、環境に配慮した最終処分場となっている。

飛散防止や安定化のため、スプレーガンで人工的に散水し、浸透した水は、逆浸透膜処理によって循環利用されている。

底面には二重遮水シート構造を施し、遮水工破損感知システムによって、漏水発生時にはピンポイントで発生箇所を把握できるようになっている。

建設地選定の際、対策協議会を設置し、環境にも配慮しながら、都度、住民説明会を開催することで、地元住民の理解を得られたとのことである。

現在、全15ブロックのうち、9ブロック目を埋め立て中で、このペースだと、当初計画で予定していた終了年度以降も利用可能な状況にある。

⑤まとめ。

逆浸透膜処理によって、ろ過され、結晶化した固化物は、毎日、多くの量が産出されており、その処理については、課題が残るように思えた。

また、過去に2度、遮水シートの破損を検知したようだが、うち1回は、検知箇所を掘り起こしても破損箇所が確認できなかったとのことで、漏水対応には様々な負担が重くのしかかることを実感した。

終了年度の延長については、再度、住民の理解を得るために、行政も議会も慎重に事を運ぶ必要があるとの認識で一致していた。

うめ〜るセンターのような一括屋根方式は、環境保全やランニングコストの抑制にもつながるが、オープン型埋め立て施設の建設と比較し、建設コストや除排雪経費など、費用増大の課題が大きく立ちはだかる。

しかし、我が町の最終処分場使用期限である令和12年は、そう遠い先の話ではなく、今後、施設設置による環境への影響など、候補地住民に対しての丁寧な説明が必要不可欠であり、富良野圏域におけるごみ全般の課題と併せて、いま一度、広域連合内で協議を重ね、現時点での最適解を導き出してもらいたい。

3ページを御覧ください。

(2) 児童発達支援事業について。

①調査項目。

各自治体の発達支援事業の概要について。

以下、4点でございます。

②遠軽町について。

黒ポチ二つ目、発達支援事業に関する調査概要。

段落二つ目を御覧ください。

地域における障害児の発達支援体制を整備するため、関係機関の密接な連携確保を目的に、児童相談所所長、遠軽厚生病院小児科診療部長、紋別保健所所長などで構成された遠軽地域発達支援推進協議会を設置している。

③美幌町について。

黒ポチ二つ目、発達支援事業に関する調査概要を御覧ください。

美幌療育病院から、作業療法士、言語聴覚士の派遣による通所児への療育、職員への療育指導、親講座などを実施している。

また、旭川子ども総合療育センターからは、作業療法士、言語聴覚士を、釧路鶴野支援学校からは、難聴児支援の教諭を、帯広盲学校からは、支援コーディネーターをそれぞれ招聘し、直接支援、保護者支援、職員研修会などを実施している。

4ページを御覧ください。

また、職員の専門性向上のために、長崎大学のe

ラーニングを導入することで、学びを補償し、同一研修の受講による意思統一の形成を図っている。

④士別市について。

黒ポチ二つ目、発達支援事業に関する調査概要を御覧ください。

視察した施設、ほくと子どもセンターつなぐは、児童館に加え、放課後等デイサービス、児童相談支援センターを複合した施設として、平成31年4月に開設した。

また、士別市こども通園センターのぞみ園との連携により、健常児と障害児の共生を目指した様々な取組を行っている。

⑤まとめ。

各視察先では、発達支援のニーズの高まりと、支援の多様化に対する取組、その効果を余すことなく我々に披瀝してくれた。

その中で、特に共通して感じたのは、誰一人取り残さないという熱意である。どの現場も活気があり、来訪者である我々の前でも付度なく、活発な会話が交わされ、チームワークのよさが見受けられた。

また、たとえ勤続年数が短くても、専門性の高い職員の発言に対して、全てのスタッフが敬意を持って耳を傾け、その職員の要望する資質向上への取組や、遊具、施設等の整備を何とか具現化しようとする意気込みが伝わる場面もあった。

その点、我が町の子どもセンターも、訪問するたびに雰囲気よさを感じる。発達支援事業に対する近隣自治体の評価が高く、利用者の満足度が高いのも、ひとえに町職員や療育指導員、発達支援専門員など、関係者の努力のたまものであることを改めて実感したところである。

もちろん、熱意だけで様々な課題を乗り越えられるほど現実は甘くはない。担当者がかわっても、提供するサービスが堅持されるよう、組織的、体系的な整備も必要不可欠である。

生活環境や育児環境の急速な変化に伴い、今後、子どもの発達にさらなる変化が生じる可能性は高く、引き続き利用者に十分な安心と満足を与えるためには、現場のスタッフのみにその責務を負わせることのないよう、まずは我々議会が、そして全ての町民が、町の宝である子どもたちの発達の差異に理解を深めることが肝要である。

今や我々の周囲には、個性豊かな発達特性を持った子どもたちが多く存在している。しかし、今なお、本人や家族は少数派として、多数派である定型発達者には分からない苦労や困難を感じている。一方、定型発達者には思いもつかないようなアイデア、独自のやり方で社会に貢献し、世の中を彩って

いる存在でもある。

このたびの視察を通じて、新しい子どもセンターが、発達の多様性を尊重し、お互いに支え合い、学び合う、地域社会を創造する拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、我々もともに学び、しっかりと寄り添う決意を新たにすることを申し添える。

以上、報告第3号議員派遣結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第3号議員派遣結果報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました、報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）、御説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、令和4年6月30日、午後5時頃、上富良野町錦町3丁目2番36号におきまして、アパートの駐車場に車を駐車する際に、右フロントタイヤが、破損した汚水マスから突出した鉄筋にタイヤの側面が刺さり、パンクしたものであります。なお、運転手にけがはありませんでした。

当方の過失割合を10割、賠償金額1万2,760円を支払うことで、7月13日に示談が成立したことから、専決処分を行ったところであります。

破損した汚水マスにつきましては、早急に補修したところであり、今後は、下水道施設の確認を心がけ、再発防止に努めてまいります。

このたびの破損事故が発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、和解及び損害賠償の額を定めることに

ついて。

次ページをおめくりください。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月13日。

上富良野町長、斉藤繁。

以下、1、和解の相手方及び2、和解の内容については、記載のとおりでございます。

以上で、報告第4号専決処分の報告についての説明といたします。

御了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これより、報告第4号について、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって報告第4号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（村上和子君） 日程第9 報告第5号令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました報告第5号令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明を申し上げます。

まず先に、提出しました報告書の一部に修正があり、本日、差し替えとなりましたことにお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう、事務執行に慎重を期してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものであります。

この点検・評価の作成に当たりましては、教育に関し、学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、報告書にまとめております。

点検・評価報告書の1ページを御覧ください。

点検・評価の目的及び内容、議会、町民への公表、評価の手法を記載してあります。

2ページをお開き願います。

2ページには、評価結果について記載しており、令和3年度の評価対象事業は42事業となっております。

したが、そのうち2件については、新型コロナウイルス感染予防対策上から、事業を実施することができませんでした。したがって、40件の評価を行ったところです。

第3表の総合評価ですが、40件の事業中、Aランク評価が24件、Bランク評価が16件となり、C及びDの評価はありませんでした。

3ページを御覧ください。

教育委員会の活動の点検・評価としまして、教育委員会会議に関すること。

8ページに、学校訪問、研修会、各種行事等に関すること。

10ページに、総合教育会議に関することを記載しています。

次に、11ページを御覧ください。

学校教育班関係を一覧で記載しています。

10項目、17細項目にわたります。

12ページから28ページまでは、各事業をそれぞれ評価した内容を記載していますので、御高覧願います。

次に、29ページを御覧願います。

社会教育班関係を一覧で記載しています。

9項目、25細項目にわたりますが、このうち、細項目の青少年海外派遣人材育成事業、青少年国内交流事業の2事業につきましては、事業を実施することができませんでしたので、これらを除いた23の細項目事業を評価しています。

30ページから54ページまでは、各事業をそれぞれ評価した内容を記載していますので、御高覧願います。

次に、55ページを御覧ください。

教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しています。

58ページ以降は、参考資料を掲載しているところであります。

以上で、報告第5号令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 1点、確認したいことがあります。

今、正誤表の中で、家庭教育向上力対策の中で、必要性のところについてちょっとお伺いしたい、理解できないところがあるのですが、親に対しても、学習の機会及び情報の提供を行い、家庭教育の自主性を尊重し、自らの役割と責任を果たす親の自覚を促すことが必要であるというふうに書かれておりますが、これでいきますと、親の自己責任で、子ども

の教育というのは、成長、伸びたりするというふうには、一方で見られかねないような表記になっているかというふうに思いますが、この点については、誤解を与えるような表記になっているのではないかとというふうに考えますが、この点、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 7番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、御質問のありました、点検・評価報告書の中の、ページ数については30ページの、家庭教育力の向上対策という部分の中の必要性についての御質問でございますが、こちらにつきましては、それぞれ家庭教育の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任を果たす親の自覚を促すということで表記はしてございますが、決して親の自己責任というような部分を求めているものではございません。それぞれ家庭教育の自主性ということでございますので、それぞれの親御さんたちの活動をそれぞれ支援していくような部分で、こちらの事業としては考えてございますので、議員がおっしゃるような部分の、そういった家庭の親御さんのほうに何かを押しつけるような意味合いを持つものではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第4号令和3年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についてを終わります。

◎日程第10 報告第6号

○議長（村上和子君） 日程第10 報告第6号令和4年度（令和3年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました報告第6号令和4年度（令和3年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

令和3年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率については生じておりません。実質公債費比率は7.2%、将来負担比率は18.5%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っておりますので、健全段階に位置づけられているところであります。

以上で、報告第6号令和4年度（令和3年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第6号令和4年度（令和3年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。

再開は、10時15分でございます。よろしくお願いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第11 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） さわやかな秋風を感じる頃となり、今年は実り多い秋を迎えられることと思っております。

コロナ感染症はいまだ収束が見えない中にありますが、感染症対策をして、若さで元気に一般質問トップバッターを務めさせていただきます。

さきに通告してあります、『泥流地帯』映画化及び関連事業の進捗状況と今後について、町長にお考えをお伺いさせていただきます。

三浦綾子さんの名作、小説『泥流地帯』の映画化に向け、『泥流地帯』映画化を進める会と連携し、進めていることと思っておりますが、コロナ禍で映画化がなかなか進んでいない状況にあるように思います。

『泥流地帯』映画化事業及びJR上富良野駅舎ロケ活用整備事業などの関連事業も含めた進捗状況、また、今後の映画化への町長の考えをお伺いします。

1、『泥流地帯』映画化については、コロナの影響でスケジュールがずるずる延びていましたが、今年こそは夏に制作発表予定となっております、楽しみに

していた町民も多くいました。

夏は終わってしまいましたが、『泥流地帯』映画化の進捗状況は、現在、どのようになっているのでしょうか。

また、その遅延の主な要因は何なのか、お伺いたします。

2、『泥流地帯』の映画化は、町民有志の組織、『泥流地帯』映画化を進める会と、ロケサポートかみふらの、町が連携し、映画化を進めていくと、町長は今年度の執行方針でも述べておられました。

町と、映画化を進める会と、協定を結んでいる民間映画制作会社Z i p a n gなど、複数の団体が映画制作に関わっていると思いますが、スケジュールの管理など、決定に関わるイニシアティブ、主導権はどこが持っているのか、お伺いたします。

3、映画制作のために、映画会社Z i p a n gの社員を、地域活性化起業人として採用しています。映画化を進めるに当たっては、この起業人がキーパーソンになると思いますが、起業人を通じた情報収集、町への報告などは適切になされているのか、お伺いたします。

4、『泥流地帯』の映画化に関連して、『泥流地帯』映画化を進める会の負担金のみならず、ロケサポートかみふらの、起業人の雇用など、関連事業にも多額の費用がかかっています。

今年度は、関連事業として、JR上富良野駅舎ロケ活用整備事業に2,000万円の予算がついています。この予算に関しては、3月の定例会、予算特別委員会でも非常にもめたところで、異例ではありますが、議会として、『泥流地帯』映画化事業の執行に当たって、附帯決議をしたものであります。

コロナ禍において、スケジュールの遅延が明確であるならば、事業全体の抜本的な見直しが必要ではないかと思っております。町長のお考えをお伺いいたします。

5、今後の見通しも不透明な中、町では、子どもセンター建設と町立病院建設、立て続けに大きな事業も予定されています。

その中で、この先も毎年毎年、先延ばしされる可能性のある映画制作に、このまま人的資源、費用などを投資したとしても、明確で町民が理解しやすい計画案を示すことができなければ、盛り上がるどころか、いずれ埋没し、ロケ地観光など、費用対効果は望めないと考えます。コロナが遅延の主な理由であるならば、情勢が落ちつきを見せるまで事業を凍結する選択肢はないのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の、『泥流地

帯』映画化及び関連事業の進捗状況と今後に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、現在の進捗状況についてですが、6月の定例会におきまして、今夏には、株式会社Z i p a n gが映画制作に着手し、報道発表ができる見込みがあると答弁させていただきましたが、いまだに映画制作は進んでいない状況にあります。

また、映画制作の遅れた理由としましては、株式会社Z i p a n gより、先行制作作品が、コロナウイルス感染対策による行動制限により、四つの県をまたがったのロケ撮影が進まなかったことに加え、資金調達が芳しくなかったことにより、映画制作、制作体制の座組の確立に至らなかった旨、報告を受けております。

次に、2点目の、映画制作に関わるイニシアティブの御質問ですが、映画の制作に関わるスケジュールや決定権は制作会社にあり、町と制作会社は、映画制作に向けて相互で努力していくこととしております。

映画を進める会につきましては、町と協力して、町内での機運醸成や、映画撮影時におけるロケ地選定、上富良野町の歴史検証を含めたロケ支援を行うことで、『泥流地帯』映画化の実現に向けて支援をいただいているところです。

次に、3点目の、地域活性化起業人についての御質問ですが、町と株式会社Z i p a n g、同社社員の三者協定を締結し、『泥流地帯』の映画化と、映像を用いた地域活性化を図っているところでありますが、派遣を受けていた地域活性化起業人が、病気加療のため、同社役員を退任したことから、後任の地域活性化起業人を選定し、派遣を受ける予定でありましたが、さきにお答えしました、映画制作に進捗がありませんことから、現状においては、後任を選定せず、Z i p a n g社代表取締役をはじめ、役員と直接連絡をとりあっているところであり、町としましては、適切に報告を受け、情報共有ができているものと考えております。

次に、4点目の、映画制作事業の見直しについての御質問ですが、株式会社Z i p a n gとの協定の見直しや、体制整備へ大きく舵を切り替えるなども視野に入れ、『泥流地帯』映画化の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、5点目の、映画制作事業の凍結の考えはないかという御質問ですが、遅延の理由は、1点目でお答えしたとおりであり、現在は、制作会社において、制作委員会の立ち上げを含め、制作の座組を確立するよう進めているところでありますが、今後は、映画制作会社との協定の見直しなどを行いな

ら、『泥流地帯』映画化に向けた体制整備を進めていく所存であることから、事業の凍結は現在のところ考えておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） まず、私だけかもしれませんが、全体的にアバウトな御答弁で、ちょっと全然理解できなかったもので、再質問させていただきます。

1点目の進捗状況についてですが、いまだ映画制作は進んでいないということは分かりましたが、まず、私がお聞きしたいのは、今の御答弁にもありますが、6月の定例会で、この夏に制作発表、報道発表を行うと言ってから、7月、8月、この2か月でなぜ進まなかったのか、制作発表できなかったのか、その理由をもう一度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

進まなかった理由は、コロナの影響を受けた先行作品のロケが進まなかったことに加え、資金調達が芳しくなかったことであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） そのZ i p a n gの先行制作作品が、今あった、コロナの行動制限により、四つの県をまたいで云々、ロケ撮影が進まなかったと、今、お答えありましたけれども、その先行作品というのは、今年の4月には完成して、公開されていきましたよね。それは6月の定例会の総務産建の資料5にも記載されています。そのことと、映画の『泥流地帯』の今回の制作発表が遅れたことと、どういう関係があるのか、ちょっとさっぱり理解できないので、もう一度説明願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

先行作品の遅れ、スケジュールの遅れによるものと、もう1点が、資金の調達が芳しくなかったことです。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） だから、その先行作品はもう完成している後に、スケジュールの遅れというのがどういうことなのか、ちょっと説明願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお

答えいたします。

答弁させていただきましたが、先行作品のスケジュールが遅れたということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） さっぱり分かりません。先行作品はもう完成して、4月の段階にはもうできて、公開もされているのです。その後に遅れるということが全然理解できないのですけれども、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

この4月にはできていますが、当初の予定より大幅に先行作品が遅れたということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） もうこのあたりは全然ちょっと理解できないのですけれども、ちょっと次に進みます。

今年の4月、5月、6月というのは、コロナは落ちついていたと思いますし、海外渡航は別として、全国的にコロナの行動制限はなかったように記憶していますが、その遅れた理由、遅延の理由は、やっぱりコロナの影響も考えられるのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

4月、5月は、今、元井議員が言ったとおり、落ちついていたのかどうかは別として、先ほどの答えとちょっとかぶりますが、先行作品が遅れていたことで、当然、今年の4月に先行作品はできたのですから、当然、その前から『泥流地帯』に関しては、座組等含めて、綿密にやっていくのですが、先行作品が遅れたことによって、『泥流地帯』の制作に関する座組なども全て遅れてきたので、結局、4月、5月の2か月が、たとえコロナが落ちついていても、何をやるか、ロケとか、その前段の座組等も全然遅れて、決まっていなかったので、4月、5月の落ちついた時点ではどうもならなかったということ、遅延の原因は根本的には解消していないということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） ということは、6月の定例

会有的时候に、夏に報道発表、制作発表を行うと言っている、その時点で、もう遅れることは分かっていたのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

夏に向けては、報道発表ですから、制作発表でするので、それまでに座組を整えて、座組とか、スケジュールは別として、制作の、映画をつくる座組などを含めて、大まかなスケジュールなどはそのときに発表する予定と聞いておりました。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） もうさっぱり分かりません。この2か月で、なぜ遅れたのかという理由を聞いているのに、前々からコロナの影響で、前の先行作品がずっと遅れていましたからみたいな答えだと、全然理解できないのですけれども、そのあたり、どうなのですか。もう6月の段階では、もう遅れるのは分かっていたのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

6月の時点では、当然、予定より遅れていましたし、ただ、8月に制作発表できるというのは、プレリリースといいますか、制作発表しますよということで、発表するというので、詳しく詳細は発表するわけではない、何といいますか、プレリリース、映画化というのを発表するというのを聞いておりましたので、それまでに、6月から8月までの2か月間で、資金調達を含め、座組を整えて、報道発表できるというふうには Z i p a n g のほうから伺っておりました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） ちょっと私、映画制作というのを、ずぶの素人で、ちょっと分からないのですけれども、先ほどから座組、座組とありましたけれども、映画制作の体制の座組というものは、そもそもこの段階でやるものなのか、もっと早い段階で座組とかはやるものではないのかなと思うのですけれども、その座組すらできていない状況で、ロケなどは全く入れない状態ではないかと思うのですけれども、ちょっと今、進捗状況として、Z i p a n g の映画制作は、今、ストップしていると理解してよろしいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお

答えいたします。

ロケだけが映画制作ではありません。それまでの間の前段の準備段階も含めて映画制作ですので、映画を撮影するまでの準備は、今、進めているといえますか、実際は進んでいませんが、話をいろいろ調整はしている段階です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 実際は進んでいませんが、進んでいるというのがちょっと分からないのですけれども、制作、進んでいるのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

実際に具体的な成果は出ていないのですが、先ほどから言っている座組等含めて、誰がどういうふうに、脚本は誰なのだとか、そういうのを含めて、当たっているといたしますか、調整、座組ができるように努力しているという段階です。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次、遅れた理由でもう1点、資金調達が芳しくなかったと御答弁ありましたけれども、先日の北海道新聞にも出ていましたが、企業版ふるさと納税などで約4,500万円、寄附が集まっているとありました。この資金調達の目標額は幾らだったのでしょうか。共同制作の町は御存じだったのか、青天井だったのか、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

資金調達が芳しくなかったと、ここでいう資金調達は、制作側の資金調達です。うちのほうは、当初といえますか、上富良野でロケする場合の、地元で使うお弁当代とか宿泊代は、企業版ふるさと納税で寄附を募って、それであてがいますよというふうに、それ以外のキャスティングとかは、全部制作会社が資金調達するような仕組みになっておりましたので、そちらのほうの資金調達が芳しくなかったということです。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） その制作側の資金、幾ら集まれば映画ができるという話だったのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお

答えいたします。

具体的な金額は決まっていますが、映画のクオリティ、劇場公開が基本ですので、2億円を下らない範囲でということで話が出ていました。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 幾ら集まればできるとかというのも全く分からないで寄附を集めているということですよ。それはやるやる詐欺ではないですか。待てども待てども一向に映画は進まなくて、役場の職員方が着ている『泥流地帯』の服も、もう何年着ているのですか。もうぼろぼろになるのではないですか。すみません。

映画制作会社のZ i p a n gから、映画制作が進んでいない状況にあるという報告、受けていますとおっしゃいましたけれども、町長は、進んでいません、制作発表できませんという、そういう報告を受けて、終わりですか。町として、何かアクションを起こしたりもしていないのでしょうか。町の対応をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

町としての対応は、8月までといえますか、夏、7月、8月までに制作発表をするということでZ i p a n gから聞いておりました。それが結果的にできなかったものですから、町としては、根本的に最初の条件といえますか、協定、それを見直さないとだめだなどということ、協定の見直し、もちろん今はZ i p a n gと協定を結んでいますが、それらを、Z i p a n g以外のところと、次、相手を探すといえますか、できるところと、Z i p a n gがまたできるというかもしれません、Z i p a n gを排除するわけではありませんが、次は映画をできるところと協定を結ぶ、協定の見直しを進めて、できるところと協定を結ぶというふうに、大きく方針を転換していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 2点目のイニシアティブのところにも関わりますけれども、イニシアティブ、決定権が制作会社にあるということは分かりました。その制作会社がずるずる、資金でもスケジュールでも先延ばしにされても、町には主導権、決定権がない、言いなりなのですかね。そういう協定を結んでいる状態なのではないでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

町は映画化に向けて協力するというので、あくまでも映画制作のノウハウは当然ありませんし、映画制作は、制作会社が全てとは言いませんが、映画をつくるイニシアティブは制作会社が持つと。スケジュールなどにしてもそうです。町としては、地元でロケ、どこがいいとか、宿泊先とか、あとは、書いてあります地代交渉なども含めて応援するよという協定になっておりますので、いつ映画になるかというのは、本当になかなか難しい話です。本当にコロナだけでなく、映画は興行として上映して、向こうも、映画制作会社も、当然、赤字覚悟でやるわけにはいきませんので、やはりそれなりの見通しを持って映画制作していきますので、その辺の折り合いがなるべく早くつくように、我々も協力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 企業版ふるさと納税にしても何にしても、上富良野町という名前を使って映画制作の寄附を集めているのですね。これ、もっと町が主導権を持って進めていかないと、進まないと思います。町が制作しろと言っているわけではないです。ただ、スケジュールなり、何か出たときに、このスケジュールではちょっと遅すぎるとかという、そういった主導権というか、ところを言っているわけで、先ほどからの御答弁で、もう進んでいない、映画制作会社もですけども、制作発表できない、はい、そうですか、みたいな、町の対応にも私は遺憾に思います。このあたり、今後、改善していく考えはあるのか、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

イニシアティブというのは、狭い意味では、映画制作に関わることにについては、先ほど申したとおり、映画制作会社が持っていると言わせてもらいましたが、会社を選ぶ、どこでやってもらうかというイニシアティブは、やはりそこは町がある程度持っていると思いますので、今後におきましては、協定を結ぶ相手先として、やはり一番いい条件、確実にいい映画ができるような会社と協定を結んで、映画制作に進んでいきたいというふうに思っております。

あと、資金調達について、芳しくないということでしたので、この辺の、今までは町が負担する分といたしますのは、ロケしたときの町の宿泊とか、撮影

のお弁当代ということに限って、町は支援するよということになっておりまして、それ以外の制作費については一切、制作会社ということになっておりましたが、その辺の見直しも含めて、できる限り早く映画ができるように努めていきたいと。元井議員おっしゃるとおり、多くの町民の皆様にも、この数年間、コロナ禍とはいえ、待ってもらいました。議員の皆様にも、この3月の定例会で大議論させていただきました。ただ、やはり重要な、『泥流地帯』というのは、上富良野をテーマとした三浦綾子先生の代表作、上富良野を舞台とした代表作ですので、ぜひこれは町としても映画化にこぎつけたいという思いは私も持っておりますので、今後、そこら辺の条件を大胆に変えて、よりよい会社と協定を結んで、早く映画化が実現できるように努めてまいりますと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） もう1点、町民有志の映画を進める会と、町と協力して、機運醸成されているということなのですが、会の負担金として、町が活動費といいますか、予算づけています。その活動のあり方について、何をもちょう機運醸成なのか、ちょっと疑問だらけなのですが、今年の3月から5月には見つけて、『泥流地帯』という豚サガリ等の特産品が当選で当たる、SNSを使った機運醸成キャンペーンをやっていましたけれども、そのSNSというのは、有名であったら何万リツイートとか、そういった件数のものですが、このキャンペーンの投稿件数、何件ですかね。数十件あったのですかね。

それと、先日、9月7日に、『泥流地帯』の読書会がロケサポートのほうで行われたとお聞きしました。町民参加者、ゼロだったと聞きました。この機運醸成の方法も、映画を進める会との進め方も見直して考えないと、負担金を出しているのであれば、このあたりも町がしっかりイニシアティブをとって、機運醸成のやり方、その効果を検証して、改善していかなければならないと思いますが、そのあたりのお考え、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

機運醸成ですが、元井議員おっしゃるとおり、町民を巻き込んで、機運が盛り上がっていくというのは、特に皆さん、目にすると思います、『泥流地帯』の映画化の旗などもそうなのですが、映画の制作決定が決まれば、もっと盛り上がるのかなとは

思っていましたが、なかなか制作決定がされない段階で、なかなかやっていくのも難しいものがあつたのかもしれませんが、今後におきましては、議員おっしゃるとおり、いろいろ工夫しながら、町民の映画化に向けた機運醸成は十分に図ってまいりたいなというふうに、工夫を凝らしてやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次に、3 点目の、新聞報道にもありました起業人について、後任が決まっていない、今、いないというのは分かりましたが、起業人不在の今の状況というか、次の人が決まる見込みとかあるのか、年度内はもうないのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

後任については、後任を選定せずに、Z i p a n g の代表取締役をはじめ、役員と直接連絡を取り合ってやっていきます、年内は。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 年度内は、起業人、いないということによろしいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

そのとおり、年度内については、起業人はおりません。いない予定です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） この地域活性化起業人というのは、国の総務省が支援する制度で、その経費、5 6 0 万円が特別交付税措置になるものなのですが、途中で退社とか、そういった不在とかになったときの費用のあたりは、国の交付とかはどのようになるのか、大丈夫なのか、そのあたり、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1 番元井議員の、ただいまの起業人活性化の関係でございますが、Z i p a n g からの派遣が来ていませんので、総務省のほうには報告はしておりません。

支出もしておりません。Z i p a n g に対する起業人は来ていませんので、支出はしていない状況になります。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） では、3 月に予算、5 6 0 万円、この方についているやつは、執行していないということでしょうか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1 番元井議員の御質問ですが、現在、2 人分、予定しておりました。1 名が Z i p a n g と、1 名がニップスの田中さんという方が来られているのですけれども、Z i p a n g からの起業人については、4 月からの支出はしていないという状況になってございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 次に、4 点目、事業の見直しについて、大きく舵を切り替えることも視野に入れてという御答弁いただきましたけれども、4 点目に、J R 上富良野駅舎整備事業についてお伺いしたいのですけれども、今年度、2, 0 0 0 万円の予算がついていますが、この J R 上富良野駅舎の整備事業の進捗状況というのは、現在、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

J R の駅の改築、改装については、予算のときにもたしか御説明したと思うのですが、映画の撮影が決定しないと、それより先に駅をリフォームといいますか、直すことはないということで、今のところ映画の制作発表はされていませんので、進捗状況といいますか、予算はとっていただきましたが、進捗状況はないというふうな状況にあります。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 今年度はやらない、できないということによろしいのでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

制作発表が決まらないと、これはやりませんので、今時期ですと、残りもう半年なので、最短で決まったとしても、J R 駅の改装は難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） ちなみに、この2, 0 0 0 万円の内訳で、映画制作の方による検証、デザインに5 0 0 万円、その次、設計に2 0 0 万円、そして施工に1, 3 0 0 万円でしたけれども、それは全く

デザインとかも何も全く進んでいないということでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

はい、進んでいないというより、進めていないと言ったほうが適切かもしれませんが、制作発表がまずは第一だと、このように。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） この J R 上富良野駅舎整備事業の 2,000 万円、3 月に認めるときに、予算特別委員会で、議員みんなですごいもめたところなのです。その予算特別委員会で、米沢議員が、映画化がなかなか見えない、進まない中で、J R 駅舎整備もやらないという形になるのかという御質問をしています。そして、地域活性化担当主幹の方が、映画の進捗そのものと完全にリンクするものではなく、仮に映画制作がずれ込んだとしても、J R と協議の中で、この整備事業は進んでいく予定だと答弁いただいているのです。映画制作が遅れると、J R 駅舎の整備は関係ないという説明だったので。全く整合性がとれませんけれども、説明願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

予算特別委員会では、私が言ったのは、制作発表がない限りは、駅舎の改築、改装はないというふうに明言したとっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） これも会議録を見ていただければはっきり分かることなのですけれども、我々は、完全にリンクすることなく、映画が遅れてもやりますよという説明を受けたのです。それで認めたのですけれども、そのあたり、間違いだったということですか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

当初、予算特別委員会のときに、主幹のほうから、リンクするものではない予定ですよというふうにお答えしたのかなというふうに思っております。その後、駅舎の改修についてはいろいろ議論をなされまして、その後、町のほうとしましては、映画の制作が始まらない限り、この J R の整備のほうはやらないというか、計画しないということでお答えしていたのかなというふうに考えております。現在は、J R のほうとは、粗々の協議はしていますけれど

も、実際に映画の制作は始まっておりませんので、この駅舎の改修については、現在、進捗はしていないというような状況になっているところがございます。当初、予算特別委員会のほうでお話しした、予定ということでお話しして、その後、議論されたときに、映画の制作が始まらないとスタートしないということで、町のほうとして答弁したのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） 全く整合性がとれていなくて、非常に残念に思うのですけれども、本題のほうに戻りますけれども、事業の見直しの点、大きく舵を切り替えるというのは、具体的にどういうことなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1 番元井議員の御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたが、大きく舵を切るというのは、まず、協定の見直しです。Z i p a n g と今まで結んでいる協定を、相手方を選び直すといえますか、Z i p a n g は、先ほど言ったように、排除するわけではありませんが、それ以外の選択肢もいっぱいあるので、その中で、映画をつくれるところと協定を結ぶということと、先ほど、もう 1 点は、企業版ふるさと納税の使い方といえますか、今まではロケの上富良野での宿泊代とか飲食は、ふるさと納税で寄附をいただいて、それを原資に賄いますよというふうに、それ以外は制作会社が資金調達してくださいよという内容でしたが、それでは、今までのやり方でできなかったということで、これらのやり方も、大きく方針を、方向を転換しなければならぬと考えておりますので、ふるさと納税を、たしか数千万円は町で集めて、地元を使う分に充てますよという条件をつけていたのですが、その条件をなくして、我々も制作費全般につて、もっと P R して、もっともっと、限定的ではなくて、上限を設けず、全部、地元で使う分も含めて、映画にかかる制作費をできる限り企業版ふるさと納税で集めようというふうに、上限といえますか、条件を撤廃して、企業版ふるさと納税を集めようというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） Z i p a n g との協定の見直しについて、協定の有効期間、今年度いっぱいになっていたと思うのですけれども、映画制作はもう間に合いませんよね。その Z i p a n g との協定は

延長するのか、延期するのか、中止するのか、はたまた協定解除するのか、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 今、元井議員が言ったような、いろいろな選択肢があると思います。相手先もZ i p a n gとは限っておりませんので、今後、できる会社と協定を結んで、制作につなげていきたいということです。今おっしゃられたことの選択肢の中から、適切なものといえますか、今年度いっぱいなのか、途中で話し合いによって協定をなくすのか、いろいろ選択肢はあると思いますが、可能な選択肢は全てといえますか、できる限り速やかに映画制作できるように、もちろんZ i p a n gを排除していませんので、延長ということも先ほど議員おっしゃいましたが、それらも含めて、いろいろ今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） もう1回お聞きしたいのですけれども、Z i p a n gとの協定について、延長して、新たな違う映画制作できるところとまた協定を組むのか、Z i p a n gとの協定をどうするのかというお話だったのですけれども、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

解除するのということについては、今後、Z i p a n gとの協議ということになります。まだ決まっていないといえますか、これからの話になります。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 町としては、協定解除の方向性で進めていくという考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

先ほども、すみません、答弁させていただきましたが、Z i p a n gを最初から排除するわけではございませんので、条件をいろいろ変えたときに、できるかもしれませんので、その場合はZ i p a n gと協定を破棄ということはないと思います。あらゆる選択肢といえますか、を含めて、今後の話になります。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） そのあらゆる選択肢を含め

て、舵の切り替えということなのですけれども、先ほど最後の質問で、凍結の考えはない、その選択肢の中に映画化凍結の考えはないという話でしたが、今、資金調達とかの面で、コロナ禍、円安、物価高騰、見通しが立たないこの時代に、映画化を進める、町長たちがPRして進めていくと言っていましたけれども、新たな策、何か具体的に考えているのでしょうか、御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

新たな策といえますか、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、大きく舵を切るといのが新たな策といえますか、方策になります。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 体制整備を進めるだとか、資金を集めてやります、なるべく早い、近い将来、いつまでにそれをする、映画化するという明確なビジョンを示していただけないと、町民、企業、そして寄附して下さった方々、ここに傍聴に足を運んで下さった方々にも、全然納得しませんよ。映画化、いつまでに実現するという強い思いがないと、誰もついてきてくれないと思うのですけれども、いつまでに映画化しますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

なかなか相手がある話で、いつまでというのは申し上げられないと思いますし、一方で、町民の方が待って、待ってというのも、そういう状態にあるというのも理解しております。ただ、一刻も早くつくりたい、映画化を実現したいという思いはあります。いつまでといえますか、だったら10年後、20年後という話ではもちろんありません。一刻も早くつくりたい、映画化に結びつけたい。ただ、それがいつなのかというのは、なかなか明言するのは難しい、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 一刻も早く、そんなぼやっとしている答弁では、誰もついてきませんよ、もう、町民も、寄附した方も。いつなのですか。何年なのですか。何年以内ですか。そのビジョン、スケジュールをお示ししていただかないと、町民も誰も納得いきません。答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

時期は明言できません。一刻も早くということですので。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） これ、映画化、もうすごい遅延しているのは明白なのですが、協力してくれた町民、企業、寄附してくださった方々が、どういう思いでいるのか分かりますか。映画制作の担当者が辞めたり、お金が集まらなかったなどあるにしても、町長には説明責任があると思います。年度内に明確なスケジュール、方向性、決めていただいて、映画化の住民説明会、意見懇談会の場を開いてください。明確なビジョン、説明ないと、我々も令和5年の予算、認めることできないですよ。御答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

本当に我々が自主映画をつくるのであれば、いつまでというのは明言できるかと思いますが、本当に映画をつくってもらいたいと思いますか、なかなかそういう業界でうまくタイミングがあったり、コロナという外的要因もあって、なかなか難しい、相手のある話で、本当に難しく、何度も繰り返しますが、いつまでという明言は避けさせていただきます。明言できないと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 住民に対しての説明会等のお考えはどうなのでしょう。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

住民説明会というふうになるかどうかは別として、制作発表、決まったり、何か動きがあれば、都度、住民の方には、もちろん寄附された方にはお知らせしていきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） そういった制作発表を待っても待っても、ないではないですか。今、その進捗状況でもいいので、住民、寄附してくれた方々に説明する場が必要ですよ、町長。今年度中に何かやってください。答弁願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番元井議員の御質問にお答えいたします。

情報提供には努めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、1番元井晴奈君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、11時20分といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番、高松克年君の発言を許します。

どうぞ暑い方は上着をとっていただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（高松克年君） さきに通告しています2項目10点について、町長に伺います。

1項目め、演習場にかかる諸問題の解決は。

1、平成24年、演習場砲撃音による防音地域決定時、関わった基地対策室（調整室）の記録は、今、残っていないか、公開はできないか。

また、どのような過程で、倍本、東12線北の線引きとされたのか。説明会や地元の意見聴取もなく決定され、町も決定を認め、それに従ったのか、経過についてお伺いいたします。

2点目、砲撃騒音測定のモニタリングポスト、東12線北20号にあります、は、十分な管理がなされると認識しているか、お伺いいたします。

3点目、昨年度の砲撃騒音の実態について、昨年は砲撃演習は87日間となり、令和2年度より25日多くなっております。騒音基準の81デシベルを超える日数が3日となり、最高値は84.1デシベル、83.1デシベル、81.6デシベルとなっております。令和2年度は、基準値の81デシベル以上はありませんでした。砲撃騒音はレベルが上がっています。この数値について、どのように見るか、考えをお伺いします。

騒音は確実にレベルが上がってきています。砲撃回数も1日100回を超えた日数は29日間、33%になります。最大は1日508回、400回以上は3日間で、多くの演習は7、8、9月に集中しています。防音の地域指定が変わる騒音が含まれる状況にあるというふうに思っています。

防衛施設庁は、A指定、81デシベル以上が3回、B指定、43デシベル以上が1回ありました。

ちなみに、89デシベル以上になると、地域としては退去地域となります。

A指定とB指定の差は3デシベルですが、音圧でいえば1.5倍の差があります。相当大きな

差です。

モニタリングポストが指定地外に置かれていることから、指定地の変更を求めるときと考えるが、これをどのように考えるか、お伺いします。

5点目、演習場の防災、治水治山整備についてお伺いします。

平成28年、大水害によって、ベベルイ川南部土砂流出防止工事は、完成後、直後に消えてしまいました。復旧工事も完成しようとしています。今年度、演習場全体の防災のために、航空機を使用して調査を行い、整備計画をつくるという話が出ていましたが、実際にはどのようなことが計画されているのか、計画は進んでいるのかをお伺いいたします。

2項目め、鳥獣被害防止対応はいかに。

全国的に鳥獣被害は大きな問題となっています。

今年度、町は鳥獣被害防止計画を定めました。

農作物の鳥獣被害は、年度により多少の差がありますが、拡大の傾向にあります。野生鳥獣が食物として農作物を選択することを習得している結果と考えられます。

令和2年、これらの農作物の上富良野での被害面積は100ヘクタールに及び、金額は3,100万円となっています。

現在は、作物外の貯蔵飼料、果菜類、ブドウなど、幅広く被害が拡大しています。

計画の個別の内容についてお伺いいたします。

1、被害の状況、令和2年度、それぞれの作物別に被害の面積、金額が集計されていますが、どこがどのような手法で集計された数値なのかをお伺いいたします。

2点目、鹿による被害を拡大させないためには、生育頭数をどのように増加させないかにかかっています。どのような数を捉え、対策をとることを考えているのかをお伺いいたします。

3点目、アライグマに対しては、強力に捕獲を進めなくてはならないが、駆除に対応できる人材が、ピーク時には不足していると聞く。今後は、被害の現場、農業者自らが捕獲に参加することが重要となると思われるが、箱罍の法的な規制などはどのようなのか、設置は認められるのか、許可は必要とするかをお伺いいたします。

4点目、鹿、熊の被害軽減のためには、森林と耕地の間に大規模に金網柵が有効とされているが、国の被害防止総合対策交付金などを使用して設置をできないか、お伺いいたします。

5点目、熊の生息域の拡大が見られます。これは各地でニュースにもなっています。

また、設置した箱罍の入口の扉を閉めるような行動がとられる事例が見られると聞きます。猟友会の

御苦勞に反する行為と思われる。保護と駆除が単なる利害関係にあるとは思いたくはありませんが、非常に難しい問題だと考えます。関係機関の共通理解、認識が必要と思われるが、お伺いします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の、演習場にかかる諸問題の解決に関する5点の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、住宅防音区域の指定にかかる経過等についての御質問ですが、指定区域の決定については、防衛省において、平成23年に砲撃音を調査し、音の学識者の意見をもとに素案が定められ、その内容については、平成24年に北海道防衛局より町に対して情報提供を受け、町及び住民に対し説明会と意見聴取があり、地域拡大を要望してきたところであります。

その後、平成24年に防音地域が決定、防衛局より北海道へ通知があり、北海道がこれを公告いたしました。

防音地域の決定に関した資料については、住民説明会に用いた資料と同様であります。

なお、平成24年に住宅防音区域が指定されましたが、長年にわたり自衛隊と演習への深い理解と協力をされてきた演習場周辺地域にあつて、歴史的なつながりの強い一体感のある協議会単位の地域が分断されたことは、課題として受けとめているところであります。

このことにつきましては、町といたしましても、毎年、防衛省へ、住宅防音区域の拡大や、砲撃音評価値の見直しなどの要望活動を行っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の、砲撃音測定モニタリングポストの管理については、北海道防衛局において、毎年、機器の保守点検を行っており、年2回、現地確認を実施しているところであります。

なお、本年度、地域より通報があり、測定器周りの樹木伐採を行ったことを北海道防衛局より連絡があったところであります。

町におきましても、定期的に目視により測定環境を確認していきますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目の、砲撃音の実態についてですが、砲撃音については、訓練内容、また、訓練回数により、測定結果に違いが生じます。

また、気象状況等により、音の伝わり方が変わる性質があり、日々の状況によって、砲撃音の感じ方も違ってくと推察いたします。

なお、砲撃回数や最大音については、令和3年以

前にも、多くの砲撃音や大きな騒音を測定した年もあることから、年々回数が多くなっているのではなく、訓練の計画により、年度ごとに変動があるものと捉えております。

また、測定結果については、北海道防衛局より町に、毎月1回、ホームページ上で配信されており、その数値については、町より地区協議会に周知しているところです。

次に、4点目の、モニタリングポストの設置位置についてですが、現在、東中浄水場の敷地内に設置しているところですが、令和2年度に地区協議会より移設要望があったことから、北海道防衛局と調整した中で、防衛省においても予算措置をしていただき、移設することで準備を進めていたところ、その後、地区協議会において調整する中で、移設しても地区指定の拡大につながることは難しいため、移設については取り下げるとの申し出があったことから、移設については取りやめた経緯にあります。

いずれにいたしましても、演習場における砲撃音、騒音は全国的な課題でもありますことから、引き続き関係団体と連携して、防衛省等に要望してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、5点目の、演習場の防災、治水治山整備についての御質問にお答えいたします。

現在、実施中のベベルイ川南部土砂流出対策事業は、平成28年度に被災したベベルイ川本川の災害復旧工事として、平成30年度より整備を進めており、令和5年度をもって完了の予定となっております。

また、整備計画についてであります。演習場全体の土砂流出対策事業として、今年度より実施しており、内容は、河川や演習場全体の地形の把握を目的とした航空レーザーによる測量を実施、目視による各河川の施設点検の実施や評価、劣化要因などを整理し、管理方法の検討を予定しております。令和5年度までに、今年度の調査結果を踏まえた維持管理計画を策定し、演習場内に点在する普通河川の適正な維持管理を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、鳥獣被害防止対策についての5点の御質問にお答えさせていただきます。

鳥獣による農林水産業に係る被害防止、農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19年12月に、鳥獣による農林水産等に係る被害防止のための特別措置法が制定され、国が作成する被害防止施策に関する基本方針を踏まえ、被害防止施策を総合的、効率的に実施するため、平成22年度に第1次計画を策定し、令和4年度からの第5次計画を策定したところです。

まず1点目の、作物別の被害面積、金額につきましては、ふらの農業協同組合において、農家の方から被害面積、金額を自己申告していただき、集計したものととなります。

次に、2点目の、エゾシカの生育頭数の管理につきましては、北海道が制定する北海道エゾシカ管理計画をもとに、北海道が設定した市町村捕獲プラン目標数に基づき、ここ3か年の最大捕獲数である145頭を捕獲目標としたところです。

被害防止策としましては、上富良野鳥獣被害防止対策協議会より、希望する農家の方へ、鹿被害対策用電牧柵整備事業を実施しているところです。

次に、3点目の、アライグマの捕獲従事者の確保につきましては、従事者は原則として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくわな狩猟免許を有する者としており、猟友会在籍者で免許所有者6名の方へ従事者証を交付しています。

ただし、防除を実施する主体ごとに技術講習会を開催するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所有者も含むことができるようになってきていることから、昨年度、アライグマによる被害が出ている事業所から要望があり、そこに従事する方8名へ講習を行い、従事者証を交付したところです。

アライグマの捕獲については、捕獲効率の向上のため、農業者の方へ防除従事者登録について啓発活動を行い、従事者数の増加を図ってまいります。

次に、4点目の、国の被害防止総合対策交付金による大規模な柵の整備につきましては、平成25年度に有害鳥獣対策協議会から、鹿柵整備案を計画し、説明会を実施したところですが、高額の事業費による多額の費用負担や維持管理の点などから、地権者、一部地域の理解が得られず、断念した経緯があり、電気牧柵の整備を行っていくこととしたところです。

次に、5点目につきましては、本町においては、市街地において熊が目撃されたという事例は発生していないところですが、清富地区、日新地区、東中倍本地区の山林との境界にある畑には、毎年、熊が出没し、農作物の被害が発生しているところです。

現在も生息を確認している3地区においては、被害の拡大防止のため、箱わなを設置しておりますが、第三者に無断でわなを操作された事例は報告されていないところであります。

今後もヒグマの駆除については、農作物被害に対し、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) 23年に防衛局より町に対しての情報ということがあるのですけれども、その中で、地域の人たちとの具体的な話し合いの結果、この地域が決められたのか、それとも、防衛庁の、上に書いてある学識者の意見による、もとのそのまま町は引き受けて、地域の人たちに説明会をなし、これを決定したのか、このことについてお伺いしたいと思います。地域の説明会に、その地域の決定が生きてきたのかということをお教えください。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

経緯については、先に素案が示されて、その後、町及び住民に対して、防衛局のほうから説明会と意見聴取がありました。その場で素案に対して地域拡大を要望して、終わっております。

その後、防音地域が決定するわけなのですが、こちらのほうは、防衛局が北海道のほうに通知をして、北海道が公告して、そこで完結するものでありまして、結果的に素案がそのままといいますが、公告されたのですが、一応素案がそのまま公告されましたが、住民の意見というのは届かなかったのですが、そこに説明会を開いてもらって、地元の意見をしっかり述べたということは事実として、記録として残っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) それで、住民の意見は取り入れられないままに決定され、それを町は、その決定に従ったというような形になると思うのですが、幾ら説明会を開いても、その辺についてはどのようなそのときの取組をなされたのか、分かりますか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

防衛局が北海道に通知して終わり、北海道に報告して終わりなので、町がそれを認めたとか、そういう余地がないのです。そんな中で、意見交換会等でも、対象地域の拡大を要望していましたので、その地区が、防音の地区が決定した後も、毎年、防音地域の拡大に向けては要望を継続しております。これは上富良野のみならず、演習場の砲撃音というのは、ほかの演習場もありますので、北海道全体の基地協議会、基地協で、北海道一丸となって、その区域の拡大に向けて、ずっと要望を続けております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) そのときに、こちらからというか、住民の人たちからも恐らく出ていたと思うのですが、ほかの演習場とは、地勢的というか、後ろに大きなつい立てというか、なるような山を控えて、しかも谷あいの中にあるというようなことというのは、どうだったのでしょうか、伝わっていたのだろうか、防衛に。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えします。

素案が定められたときは、ほかの演習場も、当然、地形というのは違いますし、上富良野は後ろに山があって、反射とかいろいろあって、違うというのは、記録は残っておりませんが、音の学識者の意見が当然入っていますので、そういうことは当然、考慮されていたと推測しております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) そして、その決定資料の中で、行政地図上でいう倍本、12線北等、及び第一安井牧場というのが書かれているのですが、この行政上の地図上での位置関係というのは確認はされているのでしょうか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

その結果、指定された地域がどこかという地図上の確認は、当然、今もできますし、当時もしていたと思います。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番(高松克年君) その中に、今でも、このいわゆる第一安井牧場とかというのは生きているというふうに捉えていいのでしょうか。

それと、この東12線北という表示というのは、どういうことを指すのでしょうか。我々のところでいえば、20号とか、19号とかいうような数字が入ると思うのですが、これで行政上の地図の上で決定されているというのはどういう意味合いを持つのか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

防音の地域が、あくまでもといいますか、局より示されたのは、地図で示されて、十何線北とか、安井というのは、行政の地図を見て、後から名前を説

明としてつけたもので、実際に示されたのは地図、防衛局から示されたのは図面です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 我々、地域に住んでいる者としては、12線北という、13線があるとすれば、その半分までと、両方お互いに取り合っというふうに考えるのですけれども、それからいうと、この表示の仕方というのは、12線北側、号はないわけですから、それを境に、両方とれるということなのですけれども、それは上端の250メートル、何というのですか、東と言えいいのか、そういうようなことでとって、その線引きをしたときにこの表示がされているのかどうかというのは、確認はとれているのだろうか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま高松議員の、住宅防音地域の指定の問題ですけれども、基本的には、先ほど町長も述べましたように、地図上において、実は線が引かれております。それについては、平成24年に、地区協議会の皆さんを対象に説明会をさせていただきまして、地図をもって説明しているところです。ただ、表記的には、今、議員言われたような表示で指定されているというような現況になっているという状況でございますので、地区の方については、その区域については理解しているものと思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今言うように、言われていることと、実際に地図上に引かれている線が、今言うようなことの地番というか、言われている表示の東12線北というのに合致しているのかどうかというのを確認とっているのだろうか。誰が確認しているのか。地域の住民の人たちも本当に確認しているのだろうか、その言われている地番というか、表示されているところについて。指定されているところの人でも、本当に30メートルぐらい違うだけで、指定から外れていると言ったら語弊があるのかしれないのですけれども、12線から、片方は確かに30メートルぐらいのところ、それよりかえって演習場に近いところが、改良工事がされていないという家があるのですけれども、それ、それぞれの人たち、分かっているのだろうかと思って、今になってみれば。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 高松議員の御質問にお答えいたします。

今、議員が発言されている東12線北というような表示につきましては、今の段階で、おられる人が、具体的にどこかというような、そういうことは別にいたしまして、先ほど説明したとおり、地図上において、はっきり線を、この区域ですよというふうな地図を明示して、説明会を地区の方に行っておりますので、それは私どもは理解していると認識しております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そこが、町側のいう、地域を分断させてしまっているという意味合いなのかどうか。分断させているというのは、東中の地域とか、日の出の地域とか、旭野地域とかということを分断させているというふうに認識したらいいのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

町は、北海道防衛局のほうに、住宅防音の線が、倍本地区を、倍本というのは一つの昔から歴史ある地区なのですが、それを12線で線を引いたことによって分断されているということで、そういう線の引き方は、当時はそうされましたけれども、それ以来、毎年、先ほどの防音区域の拡大と一緒に併せて、本来、住民会として、歴史的には地縁がある団体の真真中に線を引くのはやめて、一体的に扱ってくれというふうに、要望は毎年させてもらっています。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そしてまた、不思議なことがあるのですね。モニタリングポストのあるところが、以前は倍本というふうに表示されているのが、いつか、どの時点で変わっているのか分からないのですけれども、今、東12線北に変わっているのです。その辺についてはどういうふうに捉えているか。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと今の時点では、前の経過、倍本というような表示といのは、ちょっと私どもの資料の中では確認できていない状況でございます。それで、今の状況は、東12線北というふうなところにモニタリングポストがあるというふうに、記録上、残っておりますので、ちょっと過去のそこら辺の経過については、ちょっと承知していないところでございま

す。

以上でございます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それは防衛のほうから、今言われた、町へももちろんのことなのだけれども、地域へもわたされているというか、回されている、騒音の月々の集計がありますよね。その表示が変わったのですよ、途中から。それで聞いているのです。地番に関してから、それが変わっているが、なぜ防衛施設がそれを変えてきのかというのが分からないのです。それはどうしてでしょう。聞いていますか、そのことについて。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） すみません、3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います、そのような名称変更がいつになったとか、そういう部分については、私どもは聞いていないところでございます。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 理由も分からないというふうに捉えていいのですね。分かりました。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 続いて、今の状況としては、この地域の問題としてですけれども、要望活動なども行っているし、御理解をいただきたいというふうに御答弁いただきましたけれども、要望活動がどのように実を結んでいるか、その結実というか、それはやはり地域の拡大をどのようになさせたかにかかってくる。さっき言ったような、本当に森の中にある家だから、特定できていなかったというのは、それは本当にそれこそ何で調べたのという話になるわけで、そういうことからしても、おかしなことが現実の問題として起こっていることなのか考えても、しかも、砲撃音の拡大が体感されるような状況の中で、協会の中でも全体の中でも問題視される、もうそんなレベルにあるということは、先ほど言ったとおりのことですね。ですから、その辺についてはどのように考えて、要望活動をしているのか。そして、ここでどのように地域の人たちが理解すればいいのか、教えていただきたいと思うのですよ。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

砲撃音は、先ほど私も述べさせていただきました。年によって、訓練内容によってバラツキがあって、そういうふうに身近に大きくなったり、感じる年もあるかと思えます。これらのことについては、やはり防音の基準が81デシベルというふうに決

まっております、それを、これは上富良野だけではございません。道内の演習場も全てそれが適用されて、81デシベルというのは、なかなか砲撃の音は気になると思います、住んでいる方は、80デシベルを上回らなくても、相当大きい音なのだろうかと思いますが、それらを十分考慮して、基準を下げたいというのは、演習場を抱える自治体が加盟する、北海道の基地対策協議会、全道上げて、防衛局に、また、防衛省に訴えておりますが、なかなかこの基準が、基準を上富だけ下げるというわけではなくて、やはり全道、全国一遍に下がりますので、なかなかこれは実を結んでいないという結果になりますが、諦めることなくといいますか、継続して、またほかの関係団体と協力、情報交換をしながら、粘り強く要請、要望を続けていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ここで、暫時、昼食休憩といたします。

続きにつきましては、午後からとさせていただきます。

再開は13時でございます。よろしく願いいたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 2点目に入りたいのですけれども、砲撃音の測定モニタリングポストの管理についてお伺いしたいのですけれども、防衛局は年2回、現地確認をしていると。町においても、定期的に目視で観測環境を確認していますと言いますが、このモニタリングポストが1年半以上、曲がっていたというか、歪んでいたのを確認しているのだろうか、これで。この間、ちょっとそれで、そのままであるから、どうなのだろうと思って電話をかけたのですけれども、そのときに、向こうでも確認していないという返事が返ってきたのです。そういうこともあって、これ、本当に曲がった状態で、どこで我々は音を受けているかは知らないけれども、例えば水平面を向いているのが曲がっていれば、どっちかの面は、どういうふうにとっているかは分からんけれども、受けている方向が違えば、音の走るというか、行く方向というか、それらに向けて、本当は水平にしていると思うのだけれども、そ

れが十分に捉えられていたかどうかというのが疑問なのですね。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま3番高松議員の、モニタリングポストの維持管理の関係の御質問ですが、議員、今御発言のとおり、議員のほうから、モニタリングポストの支柱が曲がっているということで御連絡いただきましたので、これについては、防衛局にすぐ連絡いたしまして、確認したところ、曲がっていても、音の受けるには特に問題ないということでしたが、改めて近くに枝木がちょっと生えていましたので、それについては、先月の末ですか、伐採させていただいたところです。これからも、町としても、ポストについては定期的に目視により点検を続けていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 地元の人たちもずっと見ていて、いつ直るのかなと思ってたんだ、ぐらいのことで、余り気にしていなかったと言ったら語弊があるけれども、でもあれ、周りの木が、多分、暴風というか、山から吹きおろしてくる風か何かでたたかれてというか、周りの木が倒れていて、ちょっと分かるかどうか知らない、いおるといふ言い方をするのですけれども、曲がって、そしてモニタリングを、多分、たたいたということなのだと思うのです。そういうような状況にあるので、ぜひこれ、また余り地元の人たちに、何もやらないんだ、あいつらと言われるようなことがないように、しっかり、職員さんも1人抱えているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。返事はいいです。

次に、令和3年以前にも、多くの砲撃音や大きな騒音を測定したことがあるというように町は認めているながら、残念ながらそれに対して、自分が質問していることに、年々、回数が多くなっているのではないというような言い切りをしているのですけれども、それについては、どういうふうと考えてこの言葉を使っているのか、教えてほしいのですけれども。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

問い（4）の、騒音は年々、確実にレベルが上がっているというふうに、そうではないですよというふうに、年によって、高松議員おっしゃったように、過去に大きい音もあったり、コロナのときは演習が小さかったり、年によってばらばらですよというふうに町は認識していますということで述べさせて

いただきました。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 実際に測った数字の中で、今までには記録をしたことがないような、先ほども言いましたけれども、84.1デシベル、これは地域を特定するときにB指定に入るぐらいの騒音なわけですよ。そういうことがあるのに、そういうふうには言い切っているのかどうか。地元の人たちが聞いたら、おい、とんでもない話でないかという話になると思うのです。ですから、やはりそういう事実があるということは、この数字が示してくるわけで、その数字を、町も持っていれば、地域の人たちも持っているわけですから、見れば分かるわけですよ。先ほども言ったように、砲撃が500回とか、1日に。500回の砲撃というと、どのぐらいだと思いますか。

町長も爆破処理とか師団の砲撃訓練を視察したことがあるかと思うのですけれども、昨年、7月の10日、8月の25日、これは相当大きな演習で、1日に、7月の10日は505回、そして8月の25日、これは僕らでもよく理解できないぐらいの、4時から4時半ぐらいまでの間、本当に谷がうなるというのですか、ウォーンと音がして、音が出られないと言ったら語弊があるのかもしれないのですけれども、何せ砲撃した煙ですら、あの周辺に漂って、そして、しかもその砲撃の回数が1秒に1回というのではないぐらいの砲撃をするというぐらいの音だったのです。自分もあそこの家にいたのですけれども、実際に家の中にも息苦しくなるというか、もちろん外へ出ることは可能だというふうには自分でも考えなかったのですけれども、それが演習が終わると、本当にそれこそそこから解放されたというように、射爆に使った火薬の煙というのですか、どういうふうには言えがいいのか分からないのですけれども、それが本当に見事に立ち上がっていく、その森から、うねうねと。不思議な光景にあったのですけれども、そういうような大きな音の中で、そのときはたしか73.6デシベルぐらいの記録だったのですけれども、そういうことが実際にあるのですよ。その中で生活している人がいて、それも上富の住民です。多分、みんな税金も納めているし、固定資産税も納めているし、きちっとやっぱり町民としての責任は果たしていると思うのです。そういう人たちに対して、どういうふうと考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの回答と重なる部分もあるかと思いますが、基準値の80デシベルより大きい音が何回かあると。では81デシベルを下回ればいいのかと、町はそういうふうには考えておりません。それを、その中で生活している人たちの声として、やはり基準値をもうちょっと下げてほしいという要望は、24年の防音区域の決定から、引き続き要望は行っているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 次に、モニタリングポストの位置のことですけれども、地元の協議会のほうから、予算的措置もしたのにも関わらず、取り下げがあったということなのですけれども、これはどうということなのでしょう。この文面の中で、防衛庁においても予算措置をしていただき、移設することで準備を進めていたところ、その後、協議会において調整する中で、移設しても指定区域の拡大につながることは難しいということで、諦めたというようなことなわけけれども、それはどうということなのか、ちょっと聞かせてほしいのですが。

○議長（村上和子君） IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 3番高松議員からありました、モニタリングポストの移設の関係のお話でございますが、当時の経過、ちょっと私、担当しておりましたので、私のほうからその経過を説明させていただきたいと思いますが、この関係につきましては、恐らく高松議員も、当時、知っているかなというふうに、違う場でもお答えをさせていただきましたが、当時、それまでの中で、いわゆるポストの位置、今あるところをぜひ移設をして、変な話ですけれども、もう少し音のとれるところに動かしてほしいというのが、地元のところからずっと要望があったところでございます。今言った、地域の拡大に向けた施策の中で、そういうこともできないのかというような御意見をいただいたところでございます。そちらにつきましては、町のほうも受けまして、防衛局のほうとも相談をしながらやっていたところでございますが、移設をするとしても、かなりの費用がかかるので、局のほうもそう簡単にはということでありましたが、毎年、要望しておりましたので、平成2年の国の予算の中で、移設をしてもいいよということで、予算づけをしていただいたところでございます。

ただ、移設するとなつて、どこかに移設をしなければならぬので、それまでどこに移設をするのかということも地区のほうと協議をさせていただきま

したが、なかなか民地、あそこは農地でございますので、どこかそのために土地を買ってとか、そう簡単に動かせるものではないので、きちんとした場所を決めて、そこに永久的に置くような形になるので、結果、候補地としましては、倍本会館のところがいいのではないかと、これはうちが決めるというか、うちといたしますか、町と協議会のほうで決めて、土地も一応町有地なので、税金等も関係ないですし、距離的にも少しどうかと思いましたが、ということでも話を進めていて、予算もついたので、最終的にそちらのほうにでは移設をということでも話をしていた中で、具体的に事業を始めるに当たって、最終確認ということ、協議会さんのほうにそのお話をして、そこでOKが出れば、地元のOKが出れば、事業を進めていただくということで、うちから協議会さんのほうに最終確認をさせていただいたところでございますが、結果、その協議会の中でどういうお話がされたというのは、ちょっと私ども、結果しか分かりませんので、どういう皆さんのやり取りがされたということまではお聞きをしておりませんが、結果、協議会の協議の中で、今の箇所から移った箇所も、なかなか交通の便とかが、皆さん使ったり、いろいろなトラクターが通ったりするような箇所なので、そういうこともどうかというふうなお話もあったそうすけれども、あと、距離的にも、私どもも、今あるところより近づいても、音が大きくなるのは当たり前なので、それだと、区域を拡大する理由にもなるのかなというような懸念もしておりましたが、結果、移したとしても、すぐエリアが大きくなるという保証もないというようなことを種々検討されまして、結果として、倍本会館のほうの移設については行わなくていいということで、うちのほうに返ってきましたので、それを防衛局のほうに伝えたのですけれども、子どものお使いではありませんので、向こうは数千万円単位のお金を、国の予算をとっていますので、口約束では駄目ですということになりましたので、地域との協議の結果、移設については取り下げをしますということで、局のほうに答えを返して、その時点で移設はなくなったということでお話をしまして、結果、そのときに、地域の代表の方とも、当分の間は、こういう結果になったので、もし移設をしたいというふうな要望があっても、国のほうもすぐは動けないということも御了解してくださいということで、地域のほうからそういう御意見をいただいたということで、今に至っているということなので、当時、勝手に局が決めた、町が決めた、地域の誰かが決めたということではなくて、手続をとりながら、最終的には、当時、移設はしない、当面は今の箇所

で騒音の測定をするということで、三者で確認をして、今に至っているということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 5点目ですけれども、演習場の防災、治水治山の整備についてですけれども、これも皆さん見て分かるとおおり、あの中を中小河川が流れていて、3本の大きな川が集水するような構造になっているわけで、これが暴れると、下のそれぞれの地域の人たちに大きな影響を及ぼしている現状にあるわけです。ぜひ適正な管理ということをやっていますけれども、内部の中小河川の改修なども含めて、ぜひ強力的に進めていただきたいというふうに思います。それは答弁要りません。

次に、2点目の、鳥獣害についてお伺いいたします。

まず1点目の、作物別の被害の面積と金額なのですが、自己申告に任せているような状況の中で、果たしてこの100ヘクタール、3,000万円が正しい数字なのかどうかというのを、ある一定のやはり基準を持って調査しないと、正確な、例えば反収との見あいとか、そういうものが出てこないのかなと思うので、ぜひ改めることができるのであれば改めてほしいなと思います。

これ、農業振興計画の中でも、維持の拡大に、課題の中でも鳥獣害というのは6番目に挙がっていて、また、生産性の向上に必要なことの7番目にも鳥獣害の対策が必要だということが明記されていますから、ぜひこのことのルール化も考えてみたらどうかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

現在の集計方法についての御質問かと思えます。先ほど答弁させてもらったとおおり、農業協同組合が農家の方から自己申告をいただいているところなのですが、今後につきましては、いろいろきっちり調べた正確な数字が必要であれば、議員おっしゃるような調査の方法を変えたり、正確な数字を出す必要があれば、そういうことも検討していかねばならないのかなというふうに考えております。野生の動物の食害は、計画にも載っているとおりで、非常に大きな問題ですので、鹿、アライグマにつきまして、猟友会を中心に頼んでいるところなのですが、こちらのほうも、高齢化といいますが、なかなか問題を抱えておりますので、こちら辺を併せて、電牧策、猟友会、こちら辺も併せて、大きなといいますが、

広く対策を考えていかなければならないものと認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） まず初めに、議場内にいる皆様、ただいま御覧いただいている質問のページ、1番目の行政組織と人事管理についての真ん中ほどになります、(2)第6次総合計画では、という行の3行目になりますが、「行財政改革」と本来書かれていなければならない件ですが、「行財政制改革」と、誤植を発見しましたので、まずこの場で、訂正いただきますようお願い申し上げ、私は、さきに通告しております2項目、6点について、1項目めは斉藤町長に、2項目めは、斉藤町長及び鈴木教育長にお伺いいたします。

まず1項目め、行政組織と人事管理についてお伺いいたします。

地方公共団体を取り巻く状況は、団塊の世代が順次退職し、職員数が大幅に減少していた時代から、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理に取り組む中で、新しい行政課題に対応するための必要な職員数の確保をしていかなければならない時代へと変化しております。

持続可能な行政サービス提供体制を構築するためには、今後の少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を踏まえると、限られた人材を最大限に活用して、課題解決に取り組む必要性が年々高まっております。

地方公共団体の人材育成基本方針は、人材確保、人材育成、適正配置・処遇、職場環境の整備の四つの要素を体系的に位置づけております。

我が町では、平成16年のスタッフ制導入以後、今日まで、現体制を維持し続けておりますが、昨今、途中で辞める職員や、心の病気などで退職する職員が多くなっており、合理化が進む一方で、組織体制そのものに綻びが生じているのではと懸念されます。

そこで、以下3点について、斉藤町長の見解をお伺いいたします。

1点目、令和4年度町政執行方針では、地方創生時代にふさわしい、住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と、職員一人ひとりが行政の担い手として信頼される組織づくりを目指すがありますが、実践状況をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

2点目、第6次総合計画では、職員研修の充実や人事評価制度の活用による人材の育成、行政組織・

機構の再編、事務事業の見直し、職員数の適正化など、行財政改革を継続して進めますとありますが、これまで具体的にどのように進めてきたのか、お伺いいたします。

3点目、2023年度より定年延長が段階的に実施され、2031年度以降は定年が65歳になります。各自治体では様々な準備がなされておりますが、当町の準備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、2項目め、通学路等の防犯カメラ設置についてお伺いいたします。

警視庁のまとめによると、登下校中の事故で死亡したり重症を負ったりした児童、小学生の数は、平成28年から令和2年までの5年間で908人の上っております。登校中が294人、下校中が614人と、下校中の事故が特に目立っております。この数字は、死者、重傷者が出た事故だけの統計であり、軽傷やけががなかった事故、また、中学生以上の子どもたちが含まれておらず、実際にはより多くの児童・生徒が事故の当事者となっております。

また、昨今は、交通事故だけではなく、全国各地で子どもを狙った凶悪犯罪が続発し、その多くは、通学路、公園等の公共空間で発生しており、その前兆ともいえる不審者による子どもに対する声掛けの事案は、年々増加傾向にあります。

我が町においては、交通安全指導員、民間ボランティア、PTAの方々により、学校周辺や通学路などで登下校時の見守り活動を行っていただいておりますが、人的配置の苦労や時間的な制限があり、人目の届かない場所や人通りの少ない通学路では、これまでも声掛け事案などの発生の報告が後を絶たない現状であります。

防犯カメラは、人の目を補完し、地域住民や通行人の安心感を高めるほか、犯人の検挙や不審者の特定などに大変有効なツールであると考えます。

そこで、以下3点について、町長及び教育長に見解をお伺いいたします。

1点目、昨年6月28日に、千葉県八街市において発生した小学生の交通死亡事故を受け、全国の小学校の通学路の緊急一斉点検が行われたと聞き及んでおります。

当町での点検結果報告はどのようにまとめられたのか、お伺いいたします。

また、町としての対策はどのようになされるのか、お伺いいたします。

2点目、地域における身近な安全確保について、町は積極的な支援を行うべきと考えます。これまでの間、学校やPTA、住民会や町内会等で、町に対し、防犯カメラの設置の要望などがあつたか、現状

をお伺いいたします。

3点目、地域の防犯環境の整備は大変重要であると考えます。これまでのように、街路灯、生活灯の普及や、地域の見守り活動によって未然防止を図るということも一定の効果は期待できますが、通学路の事件、事故が起こりやすい箇所については、防犯カメラの設置により、児童・生徒の命を守る方策として、積極的に進めていくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の、行政組織と人事管理に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、組織づくりに関する分析に関してありますが、一概に組織づくりの実践としても多くの事項が関連するところであり、御質問の中で、職員の中途退職等に関する指摘をされておりますので、正規職員数の確保に関してお答えさせていただきます。

ここ最近の状況では、令和2年4月1日現在では196名（特別職3名を含み、派遣職員を除く）でありましたが、令和3年4月1日現在では193名、令和4年4月1日現在では187名となっております。特に令和2年4月と令和4年4月を比較すると、町長部局で5名、教育委員会部局で1名、ハイツで2名、病院で1名と、合計9名の減となっております。

なお、9名中、1名分については、今年度より北海道への職員派遣に伴うものであり、また、町立病院1名、ハイツ1名については、看護職であり、現在、職員の募集を行っているところですが、応募状況が芳しくなく、いまだ採用に至っていないところでもあります。

また、専門職以外の職員採用試験については、上川町村会における共同試験により行っているところですが、当初の2次試験受験者は、令和2年度採用者試験で10名、令和3年度採用者試験で4名、令和4年度採用者試験では7名となっております。さらには、各年度において、内定後の辞退等により、採用予定数に満たないことから、追加募集を行い、採用者の確保を行っているところですが、ここ数年来の傾向としまして、旭川近郊自治体への募集が集中している状況となっております。

なお、自治体規模としての適正な職員数の確保についてであります。全国全市町村を対象として、類似団体別職員数の状況を見ると、当町と同じ区分に属する町村数は57団体あり、人口1万人当たり職員数は、平均105.92人、最小は60.99

人、最多は301.92人であり、当町は101.9人で、少ないほうから25番目、中位に位置づけられていることから、特に他の類似団体と比して、極端に職員が不足している状況には至っていないと認識しております。

次に、2点目の第6次総合計画に基づく行財政改革に関する具体的な取組についてであります。既に御承知のとおり、行財政改革の推進に関する取組については、特定の取組を指すものではなく、ふだんの業務を含めたものとして取組を進めているところであり、現状では、町政運営推進プランとしてまとめており、議員の方々にもお知らせしているところでもあります。

次に、3点目の、定年延長に伴う本町の準備状況についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律により改正された改正地方公務員法は、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる仕組みとして、一般職の定年年齢が65歳に、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、2年に1歳ずつ、段階的に引き上げられることに伴い、当該定年を定めている本町の関係条例についても改正が必要となりますので、第4回定例会において上程するよう準備を進めているところでもあります。

○議長（村上和子君） 町長、両方求められていますので、町長。

○町長（斉藤 繁君） すみません。では、2点目の（2）からについて、町長として、先に答えさせていただきます。

8番荒生議員の、通学路等の防犯カメラ設置に関する3点の御質問のうち、教育委員会に関わる1点目の通学路の点検に関してはまだこれからですが、先に私のほうから、通学路等の防犯カメラ等に関する2点目以降の御質問にお答えさせていただきます。

2点目の、防犯カメラ設置についての要望についてであります。住民会、町内会等での設置の要望は、現段階ではございません。また、学校やPTAからの要望もないものと、教育委員会から聞き及んでおります。

次に、3点目の、防犯カメラの設置についてであります。議員御指摘のとおり、地域の防犯環境の整備は重要なものと考えております。

防犯対策については、上富良野町生活安全推進協議会が、富良野警察署との連携により、地域防犯の活動をとり進めております。また、通学時においては、交通指導員の配置や、地域の皆様の御協力により見守り活動も行われております。

御質問の防犯カメラの設置について、現在、富良

野警察署との協議要請で、公共施設には設置してございますが、通学路などの公の場への設置は、個人の生活の尊厳やプライバシーにも関わる部分でありますので、設置については、これまでどおり、富良野警察署との連携を図り、検討を進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の、通学路等の防犯カメラ設置に関する御質問のうち、教育委員会に関わる1点目の通学路の点検に関してお答えさせていただきます。

教育委員会では、平成27年度に、道路管理者、学校関係者、警察、生活安全推進協議会などで構成する上富良野町通学路安全推進会議を設置し、定期的な合同点検や交通安全対策の検討を行い、関係機関等へ対策を要望するとともに、児童・生徒に対する交通安全指導を行ってきております。

議員御質問のとおり、令和3年7月に、文部科学省より、通学路における合同点検の実施についての通知を受け、同年9月13日に、上富良野町通学路安全推進会議を開催し、通学路における交通安全上の危険箇所の把握と点検を行ったところであります。

文部科学省等から示された通学路における合同点検等実施要領に基づき、各学校が交通安全上の危険箇所として把握した20か所について、共通認識を図りながら、うち5か所について合同点検を行い、現状と対策を協議し、報告書にまとめたところであります。

横断歩道の設置など、警察に要望する箇所と、啓発看板の設置については、生活安全推進協議会に依頼するとともに、児童・生徒に対する危険箇所の周知と交通安全指導を図るよう、学校長に通知したところであります。

なお、これらの情報の共有化を図るよう、資料等はホームページに公開しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 私は2年前の9月にも、この行政組織と人事管理について、同じ内容で質問させていただいております。当時は前任の向山町長ということで、斉藤町長就任後は、同じ内容になりますが、一部、内容を変えて質疑をさせていただきます。

また、今質疑に至った経緯に関しましては、第6次総合計画の主要施策、行財政改革の推進の中の、町民に期待される主な役割の欄に、町財政改革に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意

見、提言を行いましょうという、この役割に基づき、質問をさせていただきます。

では、まず中身に入りますが、質問の1点目、2点目、共通する部分が多々ありますので、併せて3点ほど、質問のほうをさせていただきます。

まず1点なのですが、(2)の6総での職員研修の充実や人事評価制度の活用による人材の育成、行政組織・機構の再編、事務事業の見直しなどなどありますが、これまで具体的にどのように進めてきたのかという問いに関しては、至ってシンプルに、議員の皆様には既に配付済みの町政運営推進プラン、こちらで具体的な内容はお示ししておりますということでしたが、これは平成31年から令和2年、3年と、この取組項目であります組織体制の強化、サービス向上に向けた組織・機構の検証、見直しという欄の、目指す姿は当然同じ姿で、3年間、結構なのですが、取組内容というのは、ほとんど3年間、変わっておりません。また、前期、後期に分けた進捗状況においても、内容はほぼ変わることなく、私が聞きたいのは、要は組織体制の、組織機構の見直しや検証というのが、この3年間、具体的にどのような検討を行ってきたか、取組も含めて、例えば現スタッフ制の見直しを課長会議等で諮ったりとか、様々な取組内容が、本来、この進捗状況の中に具体的な取組の内容が書かれていて、初めて理解は得られるのかなということで考えていますけれども、何ら変わらないセンテンスでは、正直なところ、何を取り組んでいるかというのは分かりません。ストレスチェックの実施や、本当に職員の健診結果の検証というのも非常に大事なことでありますが、評価と検証の欄に至っては、3年間、毎年、IT業務の分担について課題を挙げ、さらに職員の健康管理については、高ストレス者が微増傾向にあることから、声掛け等を行っているというのは、3年間、ずっと声掛けをしています。

このような内容をもとに、やはり細部において、組織・機構の見直しというのは、この、要は発表されたプランの評価ではなく、具体的に庁舎内でどのような検討がなされたのか、お伺いいたします。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

具体的な組織・機構の見直し、そしてスタッフ制のアンケート結果が出ましたので、それに基づいて、スタッフ制の評価を含めて、組織・機構をどうするかということについては、今年の春の組織の中で、総務課のほうで専門課長を設置いたしまして、IT、DXも含めてなのですが、そこで素案をもむというか、検討して、まだ全課長、全庁的に検討の

段階にはまだ至っておりませんが、今年の4月からはそういう形でスタートしております。

以上です。

○議長(村上和子君) 8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ただいまの御説明では、本年4月から新たな課が設置され、専門課長ということで、IT・組織機構担当課長、宮下課長が就かれたということで、先週の全員協議会の中でも、宮下課長の仕事内容であるとか、どのようなことに着手しているのかというのは、副町長からも御説明ありましたので、それに関しては、では改めて斉藤町長の任期中に、これまでの間、スタッフ制を平成16年以降、進めてまいりましたが、これまでの間の総括及び検証を行った上で、例えば従前の係制とかというふうにもた戻すようなことも含めて、機構として今後どうするかというあり方は、宮下課長を中心に、今後、もんでいくという理解でよろしいでしょうか。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

宮下課長を中心に、これからもんでいくのですが、私も以前、スタッフ制の反省といいますが、スタッフ制を今まで行ってきて、どうなのだというところを、所感を述べさせてもらっております。昔のような課、係、大係制というのは、当時から比べて、職員の定数も五、六十人減っていると思います。そんな中で、昔の大係制に戻すのはなかなか難しいだろうと。一方で、スタッフ制におきましては、責任の所在といいますが、人材育成において、なかなか責任、昔は係長というポストがあったのですが、今はいきなりというか、主幹まではそういうリーダー的なポストがないわけで、スタッフ制を行って行く上では、やはりそういう人材育成がなかなか課題になっているというふうに申し述べた記憶が、多分、申し述べていると思います。それらを解決するような、基本的には大係制には戻れないのだけれども、スタッフ制をうまくベースにといいますか、今の体制をベースに、職員の人材育成をどう担っていくような組織がいいのかというのは、これからもんで、全庁的な議論になるのだろうと、このように思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) 先週の全員協議会でも、同僚議員から、やはり欠員が生じている部署があるであるとか、全体的に、御答弁でも書かれていますけれども、令和4年2月の時点で、2年前よりも9

名、職員数が減少しているということで、様々な部署でいろいろな問題を抱えている中で、やっぱり適正に人員が配置され、そしてその施設、施設ごとが、潤沢に町民へのサービス向上に向けて進めるように、本当に人材は宝です。職員も宝です。残念ながら今定例会でも、補正予算の中に、当初予定していた退職者数よりも人数が上回るということで、さらなる追加の補正等もしていますが、こういった情報により、本当に我々議員も、この機構・体制、大丈夫なのかなという中で、先週、議論を幾つかさせていただきました。

その中で、やはり職員事情が切ないというのが明確な答弁で表れましたが、現在、欠員が出たポジションに関しては、いわゆる再任用職員であるとか、会計年度任用職員を一定期間だけあてがうことで、一人区分にはならずしても、その施設を回していかなければならないということで、当然ながら新年度には、その欠員が出た部署には、新しい相応の人材が配置されるということで理解しておりますが、今回、協議の中で、課題が抽出、しっかりとされました。

ちょっと今、課題を並べてみますけれども、冒頭、申し上げたとおり、人員不足などから、まず欠員が生じたりしている部署がある。

それから、行革による地方交付税を絞られた時代に、採用を抑制した部分の年代の方々の極めて層の薄い部分などを含めて、組織・機構が今の人員、少なく、しかも年齢層の偏った人員の中で、どのように機構をつくっていくというのを、本当に真剣に考えなければならない時期にきているということでした。

それから、そのような背景があり、年齢構造に本当にいびつな部分が、構造上、生じてしまうということで、本当に早期に、今考えなければならない切羽詰まった状況であるということも御答弁で述べられております。

そういったことを総じて課題が出ましたので、やはり大切なのは、今後、どのように機構を運営していくかということに、解決策をどのように講じるかというのが非常に難しい問題ではあると思いますけれども、こういった課題解決策の一つで、先ほど町長も、大係制に戻すのではなく、スタッフ制をさらに進化させるような、新しいそういった制度、機構をつくり上げていくということで御答弁をいただきましたので、本当に喫緊の課題だと、我々も心配をしておりますので、申し上げますが、しっかりとこの先、宮下課長を中心に、組織をまとめ上げていただくということで、力強い御答弁を願います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

ほぼ荒生議員のおっしゃるとおりで、どちらかというところをエールを送ってもらったような感じでもありますが、私のほうから答弁させていただきますと、9名の減というのは、何も行政改革のために人件費を削っているわけではなくて、本当に看護職等の専門職もいますが、一般職も含めて、なかなか集まらないという現状があります。これは早急に、年齢構造のいびつさもありますが、とりあえず一般職については、年に一度、町村会を通じた職員採用試験でするので、その間は、やはりおっしゃられるとおり、会計年度職員等を充てて、とりあえずといいますか当面は、3月、年度いっぱい乗り切って、4月に向けて採用を頑張らせていかなければならない、応募してもらえるような町になって、新しい職員を受け入れなければならないのかなど、このように思っております。

専門職については、なかなか免許職員といいますか、看護、介護職員については、随時募集しておりますが、なかなかハローワーク等が防災無線では募集、集まりませんので、こちらは随時、募集しておりますので、新たなあっせん等、看護師等の専門職を紹介する業者なども利用、背に腹はかえられない状況というのはあると思いますので、こちらのほうも活用しながら、できるだけ早く人材を確保していきたい、このように思っております。

一番最初にしなければならないのは、やはりマンパワーが不足して、欠員が生じていますので、そこを埋めるということ、そして二次的に、やはり議員おっしゃっているとおり、年齢構造がいびつになっておりますので、かなり今の30代の後半ぐらいのところ、ちょうど採用を控えていた時代の年齢層がありまして、そこがないと、そこはちょうど次の主幹ぐらいの年齢です、そこがないと、やはり組織としてかなり痛手でありまして、それを解決するための方策も同時にしっかりと考えて、新しい組織、どういうものが、体制がいいのかというのはしっかりと考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 御理解させていただきました。

3点目の定年延長に関しての進捗状況に関しましては、鋭意、12月定例会の条例改正に向けて作業中ということで、特段の再質問はございませんが、一歩先行的に、札幌とかそういった自治体は、早期

に、対象年齢であろう職員に丁寧な説明も施しているといった情報も得ておりますので、今後、対象職員の方々、これから2031年度に向けて、まだまだ年数はありますけれども、段階的ということですので、条例改正も作業も終わり、その後、しっかりと、来年に制度が移行するまでの間に、ぜひ職員に対しての丁寧な説明を求め、さらに、先ほどの質問に戻りますけれども、やっぱり役場組織そのものが、職員一人一人がやりがいを持って定年まで、できれば長く、この町の町民のサービスのために関わっていただけるよう、人を育てていただくということも重ねてお願い申し上げ、防犯カメラのほうに質疑を移したいと思います。

まず、教育長のほうからお伺いいたしますが、御答弁の中で、令和3年度の全国一斉点検結果報告に関しては、ホームページからダウンロードしまして、2ページにわたる、この合同点検で5ポイント抽出された、その場所におけるそれぞれの要望であるとか対策というのは、詳細がこちらに明記されておりますので、こちらの内容に関しては、特段、お伺いはしないつもりではいるのですが、残念ながら2枚目の下に、要望とか対策とかというのはありながら、一方で、警察や道路管理者の情報から、歩道や信号機の新設は実現困難な対策であるためとか、わりと対策とか要望の考え方、ネガティブなセンテンスが非常に多く目立ちます。もちろん、今後、交通安全指導員の皆様の配置であるとか、注意喚起の標識等、対策として講じるよう強く要望すると書いておりますので、引き続き町長も教育長も関連になりますので、できないかもしれませんが、例えばスクールゾーンの設定とかというのは、本当に自治体レベルでできるということは何っておりますので、そのように、合同点検結果の総括をした中で、今後も諦めずに、強く要望活動を行っていただければと思います。

そんな中で、記録を調べますと、本当に国も勝手だなと思うのが、大きな事故があって、初めて全国一斉点検ということで、遡りますと、前回の全国一斉点検は平成30年に、ある事故を受け、行われております。間が3年、4年あきましたけれども、実態として確認したいのですが、町独自で、毎年こういった通学路の点検作業というのは行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の、通学路の点検についての御質問にお答えさせていただきます。

今回、御質問にお答えしたとおり、うちの協議会自体は27年度に設立をしておりますが、この経過

につきましては、実は国のほうから、平成24年以降、登下校中における児童等への列に自動車が入り込むというような事故が多発しており、大変痛ましい事故が発生しているという認識から、24年の5月には、文部省が一斉に通学路の交通安全の確保の徹底について周知をしております。それを受け、文科省、国交省、警察庁の3庁におきまして、全国における地域における推進体制の構築を求めるということで通知され、道におきましても、学校教育局からの通知におきまして、私ども教育委員会のほうに、通学路の交通安全の確保に向けた着実な効果的な取組の推進ということで、現在の推進協議会を設置した経過がございます。

議員御質問のとおり、実は平成30年にも一斉の通知が起きたのは、皆様も御存じかと思いますが、ブロック塀が倒壊し、その下敷きになった痛ましい事故が国内において発生しました。このときも、30年におきまして、町内における交通安全推進会議の中で、ブロック塀の回している自宅が結構町内にもありますので、その危険箇所について、全町的に点検も行ってございます。

町の通学路安全推進会議につきましては、年1回、開催をしておりますが、実は新型コロナの感染拡大を防ぐため、令和元年と2年度の2か年だけは開催には至ってございませんでしたが、それ以外の平成27年から令和3年度までは、既に6回の定期点検を行ってきている状況でございます。

また、今年度につきましても、各関係機関と日程を調整し、今年度に対する通学路の交通安全につきましても、昨年度までの要望等の確認もしながら、なかなか信号機、交通安全のスクールゾーン等につきましては、なかなか、要望を出しておりますが、その実現には至っておりませんが、やはり皆様と共通認識を持ち、やっぱり地域の方とともに、町の交通安全を守っていくことが私どもの使命というふうに考えておりますので、この会議については継続していく考えでおります。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 確認のほうをさせていただきましたので、教育長には、1点目の質問で、答弁は最後になると思いますが、今回、通学路等の防犯カメラ設置についてということで質疑をさせていただいております。教育長は、私の質問に対して、防犯カメラ設置の必要性に関して、どのような認識をお持ちか、確認させていただき、教育長に対しての質疑は終えたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 8番荒生議員の、防犯カ

メラの設置に対する教育長としての御答弁について御質問受けましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

既に防犯カメラ等の設置については、町長のほうから御答弁申し上げておりますので、私も町長同様の考え方ではございます。

ただ、町長のほうからも答弁されておりましたが、今、大変治安的には、防犯等については、やはり私たちも危機感を持って、田舎なので大丈夫ということはないと、町民の方にも、いつも玄関の施錠、あと、車庫のシャッターとかも必ず閉めるようにとか、生活安全のほうではかなり防犯等にも注意されておりますので、私も子どもたちの防犯の対策としては、やはり公共施設をはじめ学校内においても、やはりそれについては危機管理を持って対応しなければいけないとは考えておりますが、しかし、通学路の防犯カメラとなりますと、これは地域の課題共通にもなりますし、地域の住民の皆様の個人情報にも関わることになりますので、それは慎重審議の考え方が必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 途中でございますが、ここで暫時休憩とさせていただきますと思います。また休憩後、続けさせていただきますと思います。

それでは、暫時休憩といたします。

再開は2時10分からでございます。よろしくお願いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 防犯カメラ設置についての要望についての御答弁の中に、先ほど教育長の御答弁にもありましたけれども、やはり公の場での設置に関しては、個人の生活の尊厳やプライバシーにも関わることではしたが、先行的に防犯カメラ設置を行った自治体の代表自治体として、一つ、東京の世田谷区の例を挙げると、住民の9割は、通学路に対しての設置に関しては、ナーバスな意見はなかったそうです。やはりほかの、以外の、例えば駅とか、公の場への設置に関しては、やはりプライバシー問題とかということには非常に敏感で、そういった対応には苦慮したということではあります。統計的に、通学路だけは9割の方に御理解をいただいたということで、そういった実態があるということをお承知おきいただきたいのと、2020年か

ら、ココロアソビの防犯カメラサービスという事業を展開している会社がございます、これはソフトドリンクの会社であるコカ・コーラさんやアサヒ飲料さん、それから、伊藤園さんなどの自動販売機に防犯カメラを内蔵することによって、設置者はあくまでもランニングコストの電気代だけということで、一定のラインを通して、自治体のシステムにその映像がデータが保管されるような、そういったサービスも、富山県ほか、様々な自治体で先行的に進んでいるようです。初期投資とかランニングコストとかということ、どうしてもイメージ、多額になるということと、さきに申し上げたナーバスな部分ということで、プライバシーの問題というのは確かに重要なことではあります。そういったことを丸っきり取っ払えば、このように安易に設置ができるという可能性もあるということも聞き及んでいただき、今後、所轄の富良野警察署等々と生活安全推進協議会の皆様と、もし設置の機運が高まるようなことがあれば、様々なツールを用いて設置が可能ですので、そういったこれまでの意見を含めて、最後、町長、今申し上げたとおり、いろいろな形で防犯カメラ、うちの役場の車にも全部ドライブレコーダーつきましたよね。車にはドラレコ、電柱には防犯カメラではないですけども、やっぱりもう世の中がそのような動きになっています。

皆さん、御記憶に新しいのですが、先般、富山県の2歳児の男の子が、風呂上がりには家を飛び出して、残念ながら結果的にああいふふうになりましたけれども、500メートル離れた神社の防犯カメラが、唯一、彼の足跡をたどれるというところで、報道にも出ていましたけれども、事故の発生後、やっぱり頼りになるのは防犯カメラかドライブレコーダー、その映像に、捜査上、頼らざるを得ないということで、うちの町の人口規模とか生徒数とかということにおいて、田舎町だからということとは別に、本当に声掛け事案も、今年になってから、うち、娘が小学生なのですけれども、2件、実際に起こっています。たまたま吹上線の道路沿いで、ガードマンの方がいたということで、連れ去りということには至らなかったのですけれども、これは事実として、PTAは承知しております。田舎だからないとかということではなくて、事故は、また、こういった事件は、どこでも起こり得る可能性はあります。

そういったことも含めて、町長、最後に防犯カメラ設置についての見解を述べて、質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラが非常に有効であるというのは皆さん御承知のとおりかと思えます。なかなか防犯カメラを通学路、道路を真正面からというのはなかなか難しく、例えばコンビニなどは、店内を映していて、一部、道路が移っているとか、基本的には店内の防犯なのですね。あと、多分、先ほども議員がおっしゃったとおり、世田谷区の成城モデルは、自分の家を映しているのです。一部、道路は映っているのですけれども、そういうふうに、なかなか真正面から公道を映すと、プライバシーの侵害になるので、そういう補間するものが多ければ多いほどいいのかなということで、議員御指摘のとおり、公用車にはドライブレコーダーを設置しております。これも警察のほうから要請があって、もちろん事故の原因究明というのがありますが、もう一つは防犯上の、よくテレビなどでも、ドライブレコーダーに映った何かというのはよく出ると思えます。これらを補間して、あともう一つ、公共の施設の駐車場なども防犯カメラで、それは可能ですので、道路ではない、普通の本当の防犯上の、そういうもので通学路などを補間していく方法はこれからも検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

○8番（荒生博一君） はい。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） さきに通告してあります点について質問いたします。

1番目には、脱炭素社会の取組についてお伺いいたします。

今、世界的にも、気候変動による脅威と被害は、日本でも経験したことがない豪雨や暴風、猛暑など、極めて深刻な事態になっております。町においても、類似する現象が見られるという状況。

今、2030年までに、世界が、日本が、大気中の二酸化炭素の排出量を減らす取組が、町においても、地域省エネルギー、新エネルギーというビジョンに基づいて取り組まれており、各自治体でも進められています。

町においても、脱炭素社会宣言をしましたが、二酸化炭素削減の具体策が必ずしも明確ではないと考えます。

今後の取組について、次の点についてお伺いいたします。

1番目には、行政、産業、民生、家庭部門において、再生エネルギーの活用や、省エネルギーの推進とありますが、リフォーム、省エネ機器など、購入時の支援策の強化や、また、時と場合においては、住民参加と合意などが当然必要かと考えますが、この点について、具体策についてお伺いいたします。

二つ目には、町において、脱炭素社会を進める上で、どのような再生可能エネルギーの活用をしているのか、伺います。

さらにまた、国や道の財政等援助と、専門的な支援が必要不可欠と考えますが、今後の対応等についてお伺いいたします。

3番目には、脱炭素化、再生エネルギーの推進は、生活水準や経済の悪化や停滞ではなく、雇用、産業、技術の創出と地域の活性化につながり、地域経済の活性化につながるものと考えますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、物価高騰から暮らしを守る政策についてお伺いいたします。

今、急激な物価の高騰が町民の暮らしを直撃しています。衣服、食料費や電気料金、建設資材、農業資材など、多くのものの価格が値上がり傾向にあり、今後、この9月以降の食品だけ見ても、値上げが予定されているのは約8,000品目に上るとされています。

また、北海道新聞等、一部新聞報道等によれば、物価高の負担試算では、年約15万円増とあります。

今、賃金の改善が一部見られますが、まだまだ十分とは言えません。

また、最近では、公的年金は減額で、負担増の限界を超える状況にあります。

暮らしを守る支援策がどうしても必要と考えますが、次の点についてお伺いいたします。

1番目には、近年、農業においては、水田活用交付金の見直しや、農業用の肥料、資材などの高騰を受け、この間、今後、国などの支援があると聞きますが、その内容について伺います。

また、農業者の厳しい状況を考えれば、町独自の支援策についても必要と考えますが、この点についての対応についてもお伺いいたします。

2番目には、帝国データバンクの調査では、主要食費、年内平均4%の値上げ、総務省統計調査では、食料品支出では5万6,000円増加するとあり、収入の少ない世帯ほど影響を受けるとされています。生活における負担増は、もう既に限界を超えるものと考えます。

この間、町においては、地方創生交付金などを活用した支援策を講じてきましたが、支援制度の対象

外となった人もいます。今、求められているのは、踏み込んだ支援策がまだまだ必要だということではないでしょうか。

一部自治体では、上下水道料の軽減や、現金給付などを実施する自治体もあり、今後、町においても具体策を検討すべきと考えますが、どのように対応されるのか、この点について伺います。

次に、中学校入学時における制服の購入費用負担軽減について、教育長に答弁を求めます。

教育費の負担は、今、家計に大きな負担を求めている状況になっています。3月定例会では、給食費、修学旅行費など、保護者負担の現状について質問した答弁に対しては、小学校で約7万7,000円、中学校で約12万円となると述べております。負担の重さを感じるものでした。義務教育は、これを無償とすると述べておりますが、現状では、大きな隔りがあると考えます。

教育費の負担は、とりわけ新入学時における負担、学年が上がるごとに保護者負担も増える現状にあり、入学時の制服や指定ジャージ購入における費用は、男子で約6万7,000円、女子で、セーラー服では5万5,000円、それぞれ若干差がありますが、高額となっているのが状況であります。さらに、ここに部活動などに関わる購入経費などを合わせると、さらに負担が増える傾向にあることが見受けられ、この点においても、町独自の無償化など、軽減の対策を実施する必要があると考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

次に、給食センターについて伺います。

給食センターが設置されて約四十数年、50年近くになるようとしています。設置基準を満たした施設で、今、徹底した安全管理のもとで、調理などの衛生管理はされていますが、施設の老朽化が進み、室内に砂ぼこりや蜂が入る、あるいは給食に異物が混入する、調理員の身分は会計年度の職員という状況、また、床はドライ方式でないため、滑る、休憩場所も狭く、密になる、空調が悪いため、調理員が狭隘な中で汗だくの作業という状況で、今、床がドライ方式でないために、本当に滑って大変だという、この劣悪な環境で作業をしなければならない状況にあります。

次の点について伺います。

老朽化している給食センターの現状と、施設の維持管理計画や、今後の対応について伺います。

2番目に、調理員が作業中に起きたけがなどの件数及び食品の異物の混入状況についても伺います。

以上、町長及び教育長に答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の、脱炭素社会の取組に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、支援策の強化についてであります。脱炭素社会実現の温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡にし、実質ゼロを目指す取組を行うため、企業をはじめ家庭でも、自ら取組を行っていかねばなりません。その中で、排出量を減らす取組も当然ながら吸収量を増やす取組と並行して実施すべきものと考えています。

企業及び家庭での排出量削減の取組を行った場合についても、それについての支援策も、今後、必要なものと考えております。

上富良野町をはじめとする北海道では、1年の半分は暖房を使用することもあり、個々の対応では、2050年までのカーボンニュートラル実現は難しいものと考えますので、全体を見据えながら、議員が御指摘の住居改修等の対策の支援も、今後、施策の一つとして検討していかねばならないものと考えております。

また、再生エネルギー等の導入時に、環境影響を及ぼすなどの懸念がある場合は、周辺住民との合意形成は必須であり、その対処につきましても、行政として行っていかねばならないものと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、2点目の再生可能エネルギーの活用と財政及び専門支援についてであります。まず、現段階では、地中熱や太陽光などの既存の再生可能エネルギーについては積極的に活用、導入を図り、そのほかの再生可能エネルギーについても、可能な場合は活用を図っていきたくと考えています。

また、国や道の支援策については、積極的に活用していきたくと考えており、必要に応じて町独自の支援策も検討してまいりたいと考えています。

また、議員御指摘のとおり、我々は専門的知識を有しておりませんので、必要に応じてアドバイスや助言を求めるためにも、専門的知識や技術を有する事業者等に支援を依頼することなども、今後、視野に入れ、検討を行ってまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の地域経済の活性化についてであります。この点については、2点目の回答にもありましたが、人材の確保や、新エネルギー、再生可能エネルギーの利用により、技術の創出や雇用の拡大につながる可能性もあるものと考えています。今後も積極的に推進してまいりたいと存じます。

物価高騰から暮らしを守る政策に関する2点の御

質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、農業用の肥料、資材などの高騰に対する国からの支援につきましては、本年度、国の予備費において、肥料価格高騰対策事業が創設され、その実施要綱が示されたところです。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象となり、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付を受けるものです。

国が認定した道協議会が事業実施主体となり、農協や肥料販売店などが取組実施者となり、農業者の方の申請を取りまとめて申請します。

また、北海道においても、地方創生臨時交付金を財源として、6月定例道議会において、化学肥料購入支援金分として約21億円の補正予算が可決され、化学肥料1トン当たり3,125円上限の助成を行うとしているところであります。

町としましても、国及び道の支援策の詳細について確認し、町独自の支援策について検討を行っているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の、町の支援制度の対象外となった住民の方への支援策についてであります。さきの第4回町議会臨時会において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する生活に困っている住民の方々や事業者の負担を軽減する支援を実施するための独自支援策につきまして、様々な視点から検討を重ね、具体的な対応について、国・道の支援策等を考慮しつつ、一般会計補正予算を上程させていただき、議決いただいたところであります。

原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業、高齢者世帯等生活支援事業、臨時福祉生活支援事業につきましては、議員御指摘のとおり、支給の対象者が限定されたものとなっておりますが、物価高騰等に直面する、真に生活に困っているの方々へのきめ細やかな事業となっていることと考えております。

また、キャッシュレス化推進事業による指定の電子マネー使用に伴うポイントの付与、年末に向けたプレミアムつき商品券発行事業につきましては、対象を限定することなく、住民の方々、何らかの業を営む個人または法人等を対象に実施することで、さらなる支援強化となることを期待しているところであります。

燃料にとどまらず、各種の生活必需品、食料品の高騰が住民の皆様に大きな影響を与えていることは十分認識しております。今後も具体的な対応につきましては、国・道の支援策等を注視しながら、可能

な限り必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の3項目めと4項目めの御質問にお答えさせていただきます。

まず、3項目めの中学校入学時における制服購入費用の軽減に関する御質問にお答えさせていただきます。

義務教育に関しましては、法律に基づき、授業料は無償になっており、義務教育教科書無償給与制度に基づき、その使用する全教科の教科書も無償で配布されているところであります。それ以外の学用品などについては、無償の対象ではなく、それぞれ保護者が負担することが基本となっているところであります。

議員御質問の、制服、指定ジャージの購入費用であります。上富良野中学校の入学説明会で示されているものは、制服と指定ジャージ上下、夏に着用するハーフパンツ、校章で、それらをそろえると、男子では3万7,550円から、女子では4万8,070円からとなっているところであります。これ以外には、副教材、実習材料などの学校納付金が示されております。

さきに申し上げましたとおり、義務教育に関わる費用は、国が責任を持って負担する以外は、保護者において対応いただくことが基本と考えるところからありますことから、無償化を図る考えは、現在、持ち得ていないところであります。

なお、経済的理由により、就学が困難と認められる家庭に対しましては、就学援助制度に基づき、所要の支給を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの、給食センターに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野町学校給食センターの運営であります。平成21年4月より、富良野広域連合学校給食共同調理場設置条例に基づき、設置、管理運営しているところであります。私からは、管理者であります富良野広域連合教育委員会事務局及び上富良野学校給食センターに確認しました事項についてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、上富良野学校給食センターにつきましては、昭和54年12月建設から42年が経過しており、現在、町内小中学校の児童・生徒、教職員及び上富良野高校の希望者に対し、年間190日、1日当たり約940食を供給している状況にあります。

1点目の、施設の現状であります。建設から42年の建物でありますことから、躯体及び設備につ

いては、老朽化が見られるところであり、その状況に応じ、年次的に改修整備を進めながら、施設の機能維持を図っているところでもあります。

維持管理計画と今後の対応であります。施設の維持管理に必要な事項は、町の予算にも大きく関わりますことから、町総合計画実施計画に位置づけることとしており、中長期的な維持管理に関する計画は、現在のところ持ち得ておりませんが、富良野広域連合第3次広域計画（平成31年度から令和5年度）が5年ごとに見直すこととなっておりますので、今後、次期の計画に向けて検討、協議がされるものと認識しております。

2点目の、作業中に起きたけがの件数であります。令和4年度8月までには、労災補償保険の対象になったものは2件であり、作業中の転倒と、包丁による指の切創であり、また、給食の異物の混入状況につきましては、ビニール破片など、4件の混入が報告されております。

いずれにしても、令和4年度富良野広域連合行政執行方針に基づき、学校給食衛生管理基準を遵守し、給食業務従事者の研修などを進める中、調理業務における細心の注意を払い、安全で安心なおいしい学校給食を安定的に供給するよう努めていくことが重要と認識しておりますので、引き続き施設管理運営者と情報共有を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 脱炭素社会の取組、この点からまずお伺いしたいと思います。

町では、当然、2030年度、将来的には2050年のゼロカーボンに向けた計画に基づいて取組が現状では進められているということは認識しております。

ただ、この計画等が、この間もパブリックコメント等も行われて、住民の意見もいろいろ聞きながら設置されたということも分かっております。

ただ、町の人たちのいろいろ聞きましたら、なかなかその取組等がよく分からないのだというような声も、全部ではありませんが、あります。

そういう意味では、きちっとした上富良野町でゼロカーボンに向けた、脱炭素社会に向けた取組を、現時点ではどのようにしているのかというところを、まず明確にしていく必要があると思っております。この点について、まずはお伺いしておきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

現時点で、2050年までのカーボンニュートラル、ゼロカーボンに向けての町の取組といたしましては、まず一つは、従来から引き続いておりますCO₂の削減、これは省エネルギーなのですが、これによって炭素の排出量、二酸化炭素の排出量を減らすというのが従来から続いておりまして、これをまず継続していきます。

プラス、カーボンニュートラル、ゼロカーボンにするために何が必要かというのは、まだ今後、まだ決めておりませんが、何に取り組むかというのは、

ただ、取り組むに当たっては、今まで取り組んできた省エネルギーもそうなのですが、新たにカーボンニュートラル、ゼロカーボンのために、これに取り組みます、あれに取り組みますということは、必ず住民の方に分かりやすいように、何でこれに取り組むのだらうという目的が、将来の脱炭素、これを目指しているのですというふうに結びつけて、しっかりと説明して、将来的には進んでいかなければならないと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） あわせてお伺いいたしますが、この地域エネルギーの計画を見ましたら、数々のいろいろな、融雪だとか、太陽光だとか、新エネルギーの可能性について明記されております。町の具体的な新エネルギーや再生可能エネルギーの柱は、どういう形でそれを中心にして、全般なのだろうと思ってこれを読んでおりますが、どういう形で改めて推進していくのかということをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの柱といいますか、現在、町で利用可能なといいますか、提供できる、皆さんが利用できるようなものというのは、答弁させていただきまして、太陽光発電と、あとは地中熱のヒートポンプ、これが今のところは柱となっております。そのほか、太陽光を使って、ベースは太陽光だと思いますが、それを蓄電池で電気をためるということも、今、技術的には可能ですので、それらについて、バッテリーでエネルギーをためるということは、まだ役場としてはやってはいませんが、太陽光と地中熱だけですが、今のところは考えられるのはそれで、それ以外の、いろいろ将来可能な再生、脱炭素のエネルギー源といいますか、水素とか、いろいろメディアを騒がせておりますが、なかなかこの辺の技術というのは、市町村レベルではどうもなり

ませんで、やっぱり国といいますか、大企業の技術革新によるところが大きいので、それを待っている段階で、現在では太陽光と、再生可能エネルギーとしてはヒートポンプ、あと、エネルギーとしてはそうなのですが、個人の家の断熱などを含めて、それを中心に、柱としては、それが建てつけの柱になっているかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そうしますと、この計画では、そういうものをさらに前へ進めるためには、どういう排出量がどの産業の部門で多いのか、少ないのかということが、当然、問われてきます。

この説明書では、家庭からの排出量というのは、13年度対比で、17年度は、若干ですが減っているという傾向、ほぼ変わらない状態という形になっております。産業・業務と運輸を見ますと、部分的には家庭から見れば少なくなっておりますが、合わせれば、当然、家庭よりも排出量が多いという状況になっております。

このことを考えたときに、これを後押しできる、やはり削減のために、何らかの財政支援が当然必要になってくるのだというふうに思います。

ただ、私たち、見ますと、国の一定の、道の部分だとか、公共施設に対する支援制度もありますが、まだまだやっぱり足りないという状況があります。

そうしますと、当然、やはり町の人たちが、やっぱり脱炭素ということで、削減や吸収のための施策を展開しようとするのであれば、お願いしようとするのであれば、こういったところに対する啓蒙・啓発も含めて、やっぱり体験型の、そういったやはり削減の、体験型のそういった事業を進めるということも含めて必要になりますが、何よりも今、太陽光など、あるいは新築の家を建てる場合に、断熱など、いろいろ方法がありまして、それに対する支援策というのがもっと充実させなければならないのではないかと。そういう形の中で、やっぱり後押しできる政策を町がつくるということが、さらに、今もしています、全くしていないということではありませんが、そういうものも含めて、やっぱり形づくっていくということが大切だと思いますが、こういった点で、町長は、もう一度確認いたしますが、リフォームだとかそういったところの、20万円限度だとか、いろいろありますが、やはりこういった具体的なところを見直して、やはり後押し、前へ進めるような政策が必要だと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

リフォームについて助成する、断熱効果アップについて助成するというのは、現在、上限が20万円、確かそれがあるのですが、それは毎年、固定ではなくて、毎年毎年、予算査定のときに、どういうものがあるのか、ほかにメニューはないのかというのは調査、研究して計上しておりますし、今後もそれは続けていって、効果的な削減につながるように取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひその点の、やっぱり改善が必要だというふうに思いますので、ぜひ諸制度を見直していただいて、再構築していただきたいというふうに思っています。

とりわけ、地域の新エネ、再エネという形の中で、やっぱり今、問われているのは、やっぱり地域経済の活性化、あるいは人材確保だとか、やっぱり新しい企業を創出して雇用を生み出すという、こういったものと一体的にならなければならないのですが、なかなか厳しい環境は、実際、いろいろお話を聞いたらあります。ただ、いろいろな企業が努力しながら、そういったものチャレンジする、あるいは後押しできるような、そういった政策も、町として対策を講じなければならないというふうに思います。この点、再度確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

排出量を減らすといいますか、ゼロにするには、吸収する分も含めて当然考えていかなければならないと思っております。新しい産業といいますか、技術的な再生可能エネルギーに関する事業所などがダイレクトに来れば、それはそれですばらしいことなのですが、それ以外にも、二酸化炭素を減らすために、森林の活用ですとか、農地、植物の育成とか栽培の維持というのは、これも二酸化炭素を吸収する上では非常に重要なことだと思っておりますし、産業に結びつくものと考えておりますので、この辺も含めて、十分に検討していきたいと、調査、研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 町長はこの点について、イメージとしてどういうイメージで、この上富良野町

で当てはめれば、こういった産業等が当てはまって、育っていく可能性があるのかなというふうに、どういふふうに思っておられるのか、この点、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

やはりなかなか新技術というのは想像もつかないのですが、やはり今、既存のものでという、やっぱり農村地帯ですので、農業、これを守っていく、農地を守っていくというのは、まず一番最初にやっぱりイメージとしてありますし、そのほか、一般の町民の方々の取組としては、無駄をなくす、食品ロスをなくすとか、ごみの減量とか、プラごみを減らすとか、そういう町民の取組も、これは事業化とは直接結びつかないかもしれませんが、そういった取組、クリーンなまちづくりといえますか、そういうものがまず第一にはイメージとして頭に浮かんできます。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろ考えなければならぬ部分で、やっぱり自治体の想像の分野なのだと思います。今、始まったばかりであります。ただ、やはり同僚のいろいろな議員の方や、他のまちの人に聞いても、ジオパークや農業と結びつけたクリーンなイメージをもっと膨らませる必要があるのではないかと、いろいろあります。そういった意味では、未来を創造するという、ちょっと大きな話になりますが、それは近い将来、身近な問題として、やっぱりつくり上げていく、まちづくりの新しい要素になって、今、この時代ですから、きている部分があると思うのです。そういう意味で、きっちりとした、やっぱり構想、そういうものをつくりながら進めていく必要があると思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

そのようなクリーンなイメージを持ちながらまちづくりを進めていくというのは非常に重要なことだと思いますので、何らかの計画なり、何かの言葉にしていかなければならないのかなというふうに、どこにどういふふうに、CO₂削減のほうにダイレクトに入れていくのか、それとももっと総計などに一言入れたらいいのかというのは、今後、検討、研究して、そういうイメージをつくり出すような言葉として、皆さんにお知らせ、意識されるようなまちづくり、計画づくりといえますか、スローガンも含め

て、そういうのはどこかの時点で知恵を絞っていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひこの分野の、町のやほりつくるイメージをさらに膨らませていただいて、計画を持ちながら進めていただきたいと思っております。

次に、物価高騰に対する住民の暮らしをやっぱり支えるという問題であります。

町長、御存じのように、連日、新聞やテレビ報道等で、やはりこの9月以降、さらに食料品を含めた多くのものが値上がりするという状況が報道されるという状況になっております。

とりわけ質問したい第1点目としては、農業用資材の飼料や肥料の高騰の問題についてお伺いいたします。

答弁でもありましたが、一定、国の支援策等というのがあります。非常に農家の人に聞きましたら、確かにこういった支援策があれば助かるという話もあります。ただ、あわせて危惧されるのは、利益率が下がってしまうのではないかと。

さらにもう1点は、減農薬といっても、やっぱりいろいろと地力だとか、やっぱり価格だとか経営を見た場合に、なかなか思うように、減農薬等には関心を持っているし、この間も実施してきた。ただ、やっぱり機械的にいかない部分もあるというような話があります。

そこで、単刀直入に伺いますが、町長は、この農業者の現状というのはいかのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業者の現状についての御質問ですが、化学肥料等、価格高騰の状況下でのことかと思っております。非常に化学肥料が高騰して、厳しい状況であるというのは認識しております。議員おっしゃるとおり、経費が増せば利益率が下がるというのは当然のことなのですが、それに対して、将来的にどうなるのかという不安を抱えている方々も多いのではないかなというふうに思っております。ただ、一時的なセーフティネットといえますか、緊急的なことは、私も答弁させていただきました。国とあわせて、何か考えていきたいと考えておりますが、何年も、5年、10年と、これが長く続くと、市町村で、地方自治体でこれを維持するのは、なかなか本当に難しい、非常に困難だと思います。この辺は、当然、国の農政が動いてくれないと、地方は全然そういう財政力

がございませんので、この辺はしっかりと機を捉えて、適切に、関係機関と力を合わせて、国のほうにはしっかりと要望はしていかなければならないものだと認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

再開は、3時10分といたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） これは空知管内のちょっと資料をいただいたのですが、22年度対比で、200袋ぐらいとして代金を精算したら、ほぼ30万円ぐらい値上がりしているという形になると。そのうち、この補助金が約20万円ぐらい来るという形で、そういう話をちょっと資料としていただきました。

そういう意味で、支援策というのは、一定部分、支援ということで、ありがたい話ですが、このほかに、まだ価格変動などありますし、資材等の値上がり等がありますので、やっぱりこういうことを考えたときに、やはり基幹産業である上富良野町の農業をしっかりと支えるという点でも、町独自の支援策をこれに上乘せして行うということが絶対必要だと思うのです。音更町では、作付面積、反当たり1,000円補助という形になっているという話も聞きました。当別町では、作付面積20ヘクタール以上は7万円、それ以下は5万円という形の対策を講じるという形の話聞いております。

そういう意味では、町が独自で基金なども、国のそういう、将来、いつ来るか分かりませんが、コロナ対策の基金もあるかというふうに思いますが、併せて上乘せして、何らかの早急な対策を私は講じるべきだというふうに思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

町独自の施策については、どこかで答弁したと思うのですが、担当に検討するようにというふうに指示はしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ講じていただきたいと

いうふうに思います。

次にお伺いしたいのは、この間、町がコロナ対策という形の交付金を使いながら、いろいろなプレミアム付き商品券等々、給付等、行ってきました。

それで、公平感はどうなのかということで、万遍に何でもいくという社会はありませんけれども、少しでもやっぱり負担を軽減できるような、支援できるような政策というのが非常に大事だというふうに思います。

一部自治体では、前にも申し入れ等で行いましたが、上下水道料の基本額等の負担免除、軽減とか、こういうものを行いながら、町の生活している人たちのやっぱり支援策を行うということも必要ですし、いろいろ現金給付の方法もあるかと思いますが、例として挙げさせていただきましたが、こういったものをいろいろ工夫しながら、今、この物価高で悩む、苦しんでいる人たちを支えるということが必要だと思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

この物価高において、町の支援策は数々打ってまいりまして、その中で、やはり議員もおっしゃっており、所得の低い方が、やっぱり低所得者の方の負担が、やっぱり限界を超えているのではないかと。やはり物価高に耐えられるところと耐えられないところは必ず発生してきますので、やはり町としては、万遍なく皆さんに現金を10万円とか、国の施策がありました。そういうものより、やはりセーフティーネットといいますか、もう限界を超えている、年金などは増えないわけですから、そういう方をまずセーフティーネットとして、物価高の中で、守っていかなければならないというふうに私も考えておまして、これらの切り口はいろいろ変えながら、低所得、子育てとか、いろいろ切り口を変えながら、そして、あるいは経済対策の面もあるプレミアム付き商品券の発行などを含めて、いろいろあの手この手で、町民の皆様の負担軽減、そして産業の経済活性化につながるような手を講じてまいりましたし、今後も考えていきたい、調査、研究、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひその点、早急に構築していただきたいというふうに思います。

次に、中学校の制服の購入等についてお伺いいたします。

今、確かに義務教育という形で、教科書等は無償の対象になっているかというふうに思います。しか

し、その定義というのは、あくまでも行政側、国側の考え方なのかなというふうに思いますし、一般的には、確かに学校に関わるものでありながら、そういったものの軽減がされていない部分もあるわけですね。例えば修学旅行費だとか、教材費だとかというのが、前回は質問させていただきましたが、7万7,000円、中学校で、平均ですから、若干、出っ張り、引っ込みはあると思いますが、12万円という形になります。

そうした場合に、やはり保護者の方が共通して述べられているのは、こういった部分に対しても、やっぱり購入時の支援があったらいいねという声、実際、あります。これを杓子定規に、義務教育の負担でないから、現在、考えていないというのではなくて、そういう現在の、やっぱり生活模様を考慮した中で、こういった問題も行政というのは考えていかなければならないというふうに思いますが、この点、どのようにお考えですか。義務教育の対象でないから、将来的にも、今後、変える必要はないということでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の、各義務教育における就学に関わる教科書等、国が負担する以外のもに関わる、学校に関わる経費の負担についての御質問に対してお答えさせていただきます。

私も4月に就任して以来、学校、義務教育の中で、無償とされるものと、無償とされないで、各家庭において負担しなければいけないものについて、今回、勉強させていただいたところでございます。

各入学時、あと、1学年ずつの就学時において、本当にノート等、様々な子どもの成長に合わせたもので、年度、年度で購入しなければいけない経費というのがあるということは認識しております。

ただ、今、教育委員会の行政の中では、まず、国が負担すべきもの、次に、各自治体で負担しなければいけないものというふうな、まずルールの規定に基づいて、私は教育長としての判断をまず一つ、ルールとして持たなければいけないと考えております。

次に、今、議員、御発言のありました、保護者の負担感は、これはどのような階層の方たちがその負担感について述べていらっしゃるのか、私は直接お伺いはしておりませんが、町の中で、きちっと就学援助の規定と、特別教育支援に対する補助も制度を構築しておりますので、本当に教育の中で、受ける中で格差はあってはならないと私は判断しておりますので、そういうところで、必要な御家庭には、制度をもってきちっとした対応をすべきと考えておりますことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） そうであるならば、当然、行政に対しても、こういった部分の支援を求めるなどしながら、枠を超えて、そういった支援策、負担軽減策を唱えることも必要だというふうに思います。確かに経済的理由で就学援助等にはありますが、今の社会というのは、この就学援助等もさることながら、普通の所得であったとしても、家族構成等によっては、本当に生活が大変な状況の世帯というのが多くあります。総務省の調べでは、やはり所得の少ない世帯ほど、その負担率というのは、税の負担も含めて、教育費の負担も含めて、やはりあるというのが実態でありますから、この点、教育委員会としてぜひ検討する課題だと思いますが、答弁を求めます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も総務省の調査については認知しております、やはり収入が少なければ所得も少なく、ただ、教育に関わる経費につきましては、どの家庭も必要な経費はかかるというふうに認知しておりますので、その割合が、やはり著しく高くなっていることもお伺いはしております。ただ、生活困窮だからといって、何にお金をかけているのか、私が保健福祉課長時代に経験した中身におきましては、携帯を複数台持つなど、それぞれの家庭によってお金の使い道は様々だというふうな生活実態も見えております。きちっと私ども町が持っているルールをもちまして、きちっとした皆様に申請手続については十分周知させていただきまして、教育的な格差が生じないような形での援助は今後も続けていきたいと考えています。

ただ、私が就任して勉強している中では、今、うちのある規程の中で、1.2という数字をもちまして、町は教育支援の就学援助等の制度についても考えておりますが、これにつきましては、少し圏域、あと、管内等の状況も少し勉強していかなければいけないのかなというふうには、私個人で、今、認識して、勉強していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 偏見でちょっと見ている部分があるのではないかなと。確かにいろいろな御家庭があります。けれども、そういった家庭だけではなくて、いろいろな多様な社会の中で、多様な人たちが生活しているということを踏まえれば、教育

長としてのやっぱり判断を見誤らないでいただきたいというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、給食センターの問題についてお伺いいたします。

確かにまだ支援が、基準に基づいて調理されて、安全管理も徹底されております。それでもなおかつ、やはり異物が混入する、あるいは蜂が入るだとか、けがをするだとかというような状況になります。この設置基準を当然満たした、安全管理の行き届いた施設であります。現行の基準にしたら、恐らくこれはもう少し幅がどんどん広がっていくのだと思うのです。調理だとか。上富良野というのは、下処理だとか、やっぱりそういった部分も、何回も何回も洗って、同じ器を使うだとか、そういうぎりぎりのところでやっているというのが現状ですから、そういったことも踏まえて、安全でおいしい給食をつくる、異物の混入はあってはならないと。幾ら安全管理を徹底していたとしても、あるのかもしれないませんが、あってはならない施設なのですね。そういう意味で、今後の修繕計画、広域連合との関係もありますから、どのように今後、この計画的な修繕計画を持ちながらもたせるのか、あるいは改築の方向なども考えていけば、この点、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の、給食センターの整備についての御質問にお答えさせていただきます。

給食センターの設備につきましては、建築から4年ということ、大変年数も経過してございます。ただ、今、広域連合で運営していただいていることもありますので、広域連合の計画に基づきまして、今現在、進めているところでありますし、ちょうど令和5年度が第3次計画の最終年度になりまして、そのときの計画の中では、今現在、3給食センターで運営しておりますが、当初、広域連合が設置したときには、1か所に将来はまとめるというような方向で実は立ち上がってはいったようなのですが、やはり昨今の食中毒問題、やはり1か所にすることでの課題があるということで、この第3次計画の中で、今後、将来に向けて、それがどうあるべきなのかを検討するというふうに、今、書かれておりますので、それも含め、5市町村の中で検討していくべき内容だと考えております。

ただ、上富良野町は自賄い方式で運営しておりますことと、ただいま議員から御発言いただきましたように、私も就任してから、本当に事故報告がされているということを確認しましたので、これにつき

ましては、現場におうかがいしまして、調理員、栄養士、所長をはじめ、スタッフとともども、やはりその動線も確認し、やはり何が今、この施設に必要な整備なのかということも少しきちっと整理をし、上富良野町としてのもとの整備の考え方について、今現在、持ち合わせておりませんので、今後、その整備についても協議に着手したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、11番小林啓太君の発言を許します。

○11番（小林啓太君） 私は、町長に対し、出産と子育てに係る町の行政サービスについて、1項目4点を質問したいと思います。

第2回定例会において、町の少子化対策は全世代に関わる課題であり、子どもを産み育てやすい環境づくりは町最優先課題の一つであることを町長と確認しました。

子どもを産み育てやすい町に住んでいれば、安心して出産に臨め、また、次の出産にも取り組む意欲が持てるし、できればその町を離れたくないと思うようになる。その結果、実際に住んでいる住民の評判が、上富良野に住みたいと思ってくれる方々を増やしていくという好循環につながっていくと考えています。

その意味では、前向山町長から齊藤町長へと脈々と続く定住対策こそ移住対策という町の考えは、この分野に関しては私も全く同意するところであります。

そこで、今回、町行政への満足度にも直結する、定住対策としての出産と育児に係る町の行政サービスに関して、安心して出産ができる環境づくりと、安心して子育てができる環境づくりという視点から、以下4点について町長に対して質問し、町としての考えをお伺いします。

1、上富良野町が行う出産と子育てに係る行政サービスに関して、他市町村と比べて強みになり得るアピールポイントを町長はどのように考えているか、お伺いいたします。

2、近年では、出産祝金など、出産のタイミングで自治体から家庭に対して心遣いをする事例が散見されます。出産祝い事業が出生力の向上にどれほどの影響があるかは定かではありませんが、出産という人生の一大イベント時に、自治体からこのような心遣いがされることは、町と住民の絆を深める絶好の機会となっているのではないかと考えます。

また、経済的な負担の軽減という観点からも、第二子以降の出産について、より大きな出産祝金を拠

出する自治体も多く見られます。

一方で、情報社会である現代では、他の自治体が様々なサービスを行っていることなどの情報にアクセスすることは容易であり、何もないことが、逆に町との絆を希薄に感じてしまう結果となっている現状もあるのではないかと考えています。

そこで、現在、町として出産祝い事業は行われていないが、その現状に対しての町長の考えと、今後、同様の事業などを新たに行っていく考えがあるか、お考えをお伺いいたします。

3番、子どもを産み育てていく中で、町内に産婦人科と小児科がなく、富良野の協会病院や旭川市内の病院に通わざるを得ないという点に関しては、町が継続的に抱える課題であると考えています。

道内の自治体で、同様に町内に産科医療機関がない町が、産婦人科までの交通費を補助する例なども見られます。

そこで、この出産と育児に関わる医療機関の不在という課題をどのように考えているか、また、その課題に対して、公的なサポートをする考えがあるか、町長の考えをお伺いいたします。

四つ目、現在、町が策定した上富良野町子ども・子育て支援事業計画第2期と、次世代育成支援対策（令和2年～令和6年度）には、6月の定例会で質疑を行った不妊治療期間についてなど、妊娠が確定する前の妊活期に関する支援や取組についての計画はありません。以前、お示したように、現状、多くの夫婦が不妊治療に取り組んでおり、また、今後、さらに取り組む夫婦の割合は増えていくとは予想されています。

前回の答弁では、相談を受けた場合は対応するという受け身の姿勢を確認しましたが、対応の方法も含め、今後、妊娠前の家庭のサポートも計画に加えていくべきと考えますが、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の、出産と子育てに係る町の行政サービスに関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、出産と子育てに係る行政サービスの強みとアピールポイントの御質問でございますが、本町の子育て支援は、令和2年度から6年度までの5か年を期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から小学校低学年までの子育てステージ及び小学校高学年から高校までの子育てステージごと、また、保健・医療福祉分野と、教育・生活分野ごとに、保健福祉課をはじめ教育委員会、小中学校、認定こども園、医療などの関係機関が連携して、総体的に、妊娠期から出産、子育て

期まで、切れ目のない支援施策を講じて、子どもの健やかな成長を支えており、他市町村と比較しても引けを取ることがない取組とされているところがあります。

また、保護者に対しましては、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、各月齢での健康診断、療育支援訪問事業など、あらゆる機会を通じて相談し、支援を行うことにより、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援する取組を進めているところであります。

本町として取り組むべき課題は、子どもが健やかに成長していく上で、支援を必要としている保護者や子どもに対して、先ほど議員に御答弁したとおり、適切な支援につながるように、各施策の熟度を高めていくことが重要であり、継続していくことで、定住・移住や少子化対策にもつながっていくものと認識しているところであります。

次に、2点目の出産祝いの御質問にお答えいたします。

議員御質問の、出産という人生一大イベント時に、町として祝意を表すことについては同じ気持ちではありますが、人生のイベントは、結婚、出産、入学などもあり、行政サービスの中で、それぞれの節目にどのように表すかについては、多様な考え方があるものと認識しております。

上川管内においては、お祝いの記念品や記念写真、お祝金などを贈呈している市町村がありますが、1点目の御質問にお答えしたとおり、本町に対しましては、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない行政サービスをしっかりと充実させていくこと、保護者にしっかりと寄り添って、信頼関係を構築し、相談をしやすい環境をつくり、多様な課題に対して、一緒になって取り組んでいくことが最も必要で、重要な行政の責務であると認識しているところであります。

本町で出産して、子育てして、また、生まれ育って本当によかったと思っただけのよう、今後におきましても、よりよい子育て支援を継続するとともに、子育て環境につきましても、町民の皆様から幅広い御意見をお聞きする中で、充実してまいります。

次に、3点目の、町内医療機関に産婦人科がない課題と、公的なサポートについての御質問にお答えいたします。

町村に病院がないことや、診療科が少ない課題は、本町はもとより、全国的な課題であり、本町におきましても、解決が困難な大きな課題と認識しております。

この課題は、一自治体では解決できるものではな

いことから、富良野圏域に唯一あります地域センター病院、富良野協会病院の周産期母子医療センターを維持していくために、富良野圏域の市町村として、地域センター病院周産期医療体制確保事業に対する協定を締結し、各市町村の産婦人科外来を受診した患者数に応じた負担をしておりますので、公的なサポートを講じていると認識しております。

また、議員御指摘の、妊産婦に対する医療機関における健康診査や出産に要した交通費の補助ですが、分娩可能な医療機関から離れた地域に在住する妊産婦が安心して出産できる環境づくりのための北海道の制度であり、条件の一つで、最も遠い家屋から最も近い産婦人科まで、最短距離で25キロを超えたものが補助対象であることから、本町においては採択されないものとなっております。

本町の交通費の補助としましては、障害者で、町外の障害者福祉サービスを行う施設及び保健所等における社会復帰学級への通所に要する交通費、また、富良野保健所より特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた者への交通費に対する補助であり、いずれにいたしましても、社会生活に必要なまたは支障を来すために、町外の施設、医療機関に通うための交通費に対するものであります。

妊産婦に対する交通費補助への考え方ですが、前述した障害福祉のみならず、様々な疾病により通院されている方もおり、また、公的なサポートとして、富良野協会病院の周産期母子医療センターを維持するために、町民が産婦人科外来を受診した患者数に応じた負担をしていることから、現時点で新たな施策として検討する考えはないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、4点目の、不妊期間を含めた妊娠前の家庭のサポートを計画に加えてはという質問にお答えいたします。

妊娠前の計画といたしましては、健康かみふらの21計画に基づき、健全な妊娠、出産、子育てができる母体づくりと、生活習慣病予防のために、小学校5年生と中学校2年生を対象としたかみふっ子健診、二十歳からの若年者健診や子宮がん検診、子ども・子育て支援事業計画に基づき、次世代の親育てのために、教育委員会と連携して、中学生のための妊娠・出産・子育て講座など、町の妊娠前の施策として、学童期から将来を見据えた支援を行っているところであります。

結婚や妊娠に対しては、個々の多様な価値観や夫婦の家族計画と深く関わっており、どのタイミングで結婚、妊娠活動を始めようとするかについては、個人や夫婦の自由な意思決定に基づくものと考

えます。

さきの定例会で議員の質問にお答えしたとおり、町といたしましては、御夫婦などから御相談がなければ把握できず、また、町から町民に対して問い掛けることが難しいものであり、気軽にオープンにできない、非常にデリケートな相談事であると考えますが、御相談の要望があれば、対応してまいりたいと考えております。

議員御指摘の、不妊期間に特化した家庭への支援につきましては、個々の人生設計でそれぞれの考えがありますことから、町といたしまして、現時点では計画に加えることは難しいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、まず1点目に関して再質問させていただきます。

さきに行われた厚生文教常任委員会の議員派遣結果報告でも伝えられていたように、発達支援事業や療育に係る事業などが、近隣市町村からも高い評価を得ているという点に関しては、とても頼もしいことであり、町長から御答弁いただいた内容も含め、引き続き支援の手を必要としている方々にサービスが行き届くことを期待するところであります。

この点に関しては、町に人を呼び込むためというよりは、町民のニーズに丁寧に寄り添ってきたことに結果として、事業が着実に育ち、定着してきているということのかなと理解しています。

そこで、今回、あえて他市町村と比較された際にと質問している意図としては、最近では、出産や子育てに係る行政サービスの充実が、住む場所を選ぶ際の意思決定に大きく影響していると考えているからです。

そこで、上富良野町が子育ての場としても選ばれる自治体になるためには、近隣自治体や、例えば自衛隊駐屯地を有する類似町村の事例などを学び、現状の町にはない、よりよいサービスや仕組みは積極的に取り入れていくべきなのではと考えています。これは、言い換えれば、町長という立場にあつては、マーケティング的な視点も持って子育て政策の立案に取り組むべきなのではないかということです。この点に関して、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

子育て支援が我が町のアピールポイントで、住民のニーズから発展したものが、そういうニーズがあつて行ってきました。そういう歴史もあります。

子育て世帯がどういう施策を選択してその町に住むかというのは、非常に何が選ばれるかというのは分かりませんし、出産祝金があるから住むかどうかというのは、本当に聞いてみないと分からないといえますか、実際、分かりませんが、本当は、町長としては、今進めている子育て支援施策というのが、非常に町民には、外から移住してきた町民の方にも、安心して利用していただけるとういいますか、支持していただける施策であるというふうに思っております。

ただ、だからといって、もうほかのものが全く入ってくる余地がないかというと、そうではなく、やはり首長としては、ほかのまちでやっている施策をいろいろ検討して、どれが移住・定住につながるのかということは常に研究して、取り入れるか入れないか、そこの辺の取捨選択は常に研究していかなければならないと、このように感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ありがとうございます。

では、町長も実際に他の市町村の例などを日々研究されているということですが、実際に町長がベンチマークしている自治体や政策などは具体的にあるのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

特にベンチマークとしている政策とかはないのですが、近隣でいうと、移住が多いまちは、よくマスコミとかでも載る、東川、東神楽もたまに載りますが、東川がよく人口増でありますので、子育てに限らず、子育ても含めてということになりますが、どういう政策なのかというのは、近隣のまちとしては、すごく東川のことが気になるといいますか、注目しておりますし、東川だけではなく、中央部含めて、北部も南部も、どこのも、どういうことをやっているのかというのは、非常に上川管内、気になるところです。

以上です。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ありがとうございます。

僕もちょっと今回、この件に関して、東川や東神楽の事例もお調べしたところなのですが、実際、我が町には自衛隊員や関係者の方が多く住まれています。

私は、よく自衛隊の方とお話をする際に、上富良野町駐在は希望すれば継続することも可能なのかと、興味本位でお伺いするのですが、これまで伺っ

てきた方のほとんどは、希望すればかなうというようなことをお答えいただいていた。また、一度、地元の上富良野を離れて勤務したことがあっても、上富良野の駐屯地に戻ってきたいと希望して戻ってきたというような方もいらっしゃいました。

このように、上富良野のまちの大部分を構成する自衛隊員の方も、他地域よりも上富良野に住みたいと感じてもらえれば、新たに配属される隊員の方々にも、圏域の中で上富良野を選んでもらえるのではないかと考えます。

そこで、隊員の御家族にとっても、出産や子育てのしやすさは、上富良野を選択する大きな理由になると考えますが、その点に関して、近隣の、この圏域の、富良野や中富良野、また、美瑛などの場所と比較して、やはり上富良野に住みたいと思っておりますことは、僕は非常に重要だと考えていますが、この辺のことを研究して、さらにそこに、うちになくて、そこにあるようなものを取り入れていくというような考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思えます。

近隣市町村の施策については、非常に気になっておりまして、出産祝金をあげているところ、あげていないところもありますし、それ以外にも、例えば出産に関わる条件といえますか、美瑛に行くと、上川中部ですので、将来、子どもが大きくなったら、旭川に子どもが通いやすいとか、子育て以外の条件もかなり違ってきますし、中富ですと、固定資産が、宅地が安いとか、政策以外に条件がそれぞれ異なりますので、その辺もあわせて、今のところ近隣を見ている限り、どこかのまちが一人勝ちというのは、そうは思っておりませんので、それぞれいいところがあるのだなどは感じておりますが、その中でも、やはり上富良野に多く住んでもらうためにはどのようなものがあるのか、お金、予算の問題なのか、それともアイデアが問題なのか、その辺は常に調査、研究してまいりたいと思っております。

○議長（村上和子君） 11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今の町長のお話でも、近隣の状況であったり、何が子育て世代の方に選ばれる政策なのかは常に研究していきたいというようなお話でしたが、私の認識では、出産や子育てを担当する保健福祉課内では、他の市町村と比較して、上富良野の行政サービスを充実させていくことや、それによって定住率や移住者を増やそうといったことについて、議論を行っていくような機能というか、それに対する強いインセンティブはないのかなと思っております。かといって、移住促進事業を担当す

る企画商工観光課で子育て政策に関して議論するというわけでもないのかなど。ですので、このような横断的な政策立案に関して、基本的には町長がキーマンとなって進められるものだと思いますが、現状、どのような体制で、この子育て支援等、こういう横断的な政策に関して充実を検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

子育てというのは、あくまでも表面上はといいますか、医療とか福祉、そっちの分野で、そういう物事を違う方面から見ると、移住促進の面もあるということで、多面的な面があるということで、やっぱり主は保健福祉課なのですよね。やっぱり移住・定住のツールとしても非常に有効だということで、アピール面といいますか、そういう面は否定できないと思います。大いにあると思います。そういうところをどう酌み取っていくのかというのは、やはり横断的な政策に関しては、やはり町長、私、もしくは私と、政策決定、企画系統といいますか、総務、企画などで、何々会議とか、そういう組織だって議論する場合は、正直、ございません。だからあくまでも副町長とか、商工観光課長、総務課長の中で、予算査定とかの中の雑談よりちょっとグレードの高いぐらいの、何かの政策協議ぐらいの位置づけなのかもしれないんですが、役場の中で横断的なそういう組織はありませんが、話し合う場面というのは、そういう予算の査定とかの場面で話す場面はございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ということは、今、現状では、今、町長もおっしゃっていたように、これを専門的に話し合うような政策会議のようなものであったりとか、協議会のようなものではなく、予算査定の際などに、主に管理職の方々のみで話し合っただけで、ことを進めるというような御理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

今のおっしゃるとおり、予算査定の場合にはありませんが、移住・定住の会議の中でも、子育てもあるよねとか、雑談程度なのかもしれませんが、専門に扱う、子育てとか、その他の部分、子育てを移住として捉えるような専門的な部署は、今のところ組織としてはありません。

以上です。

○議長（村上和子君） 少し質問の趣旨が違ってきているような感じがしますので、修正しながら、よろしくお伺いしたいと思います。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） かしこまりました。

続いては、では2点目の質問のほうに移らせていただきます。

2点目は、出産祝い事業等に関するお考えと、今後、同様の新しい事業を行っていく考えはないのかといった質問でしたが、町長の答弁の要旨をまとめると、出産というイベントにのみ、特別に町としての祝意を表することよりも、日々の切れ目のない行政サービスを充実させていくことを優先したい、また、新たな事業に関しては、町民からの幅広い意見を聞く中で充実していきたいということだったかと思うのですが、その理解でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

2番ですので、出産祝金に関しては、そうです、今の御認識で構いません。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） それでは、まず第1に、出産祝金などの事業は、祝意を表するという側面がある一方、先ほどもお話したように、その背景には、子どもを多く産んでくれる家庭に対する経済的な支援という側面があり、むしろこちらのほうが大きいのかなと考えています。心身のサポート、主に上富良野が得意としている心身のサポートと、あとは経済的なサポートは、優先順位を比較するものではなく、双方は並行して実現可能なものであるのではと考えていますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

金額を明示せずに、経済的サポートとなるかならないかという議論をするのはちょっと無理があるのかなという感想があります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） すみません、ちょっと金額の明示というところはどういう意味か分からなかったのですが、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 平たく言いますと、お祝いが幾らなのかということですね。お祝い金なので、幾ら、10万円なのか1万円なのか、10万円だと経済的な支援が意味があるのかなのかという、私は、お祝いですので、そういう経済的サポートの意味合いを持たすと、本来の、お祝いするわけですから、それとはちょっと趣旨が、お祝い金をわたす事業については、金額、10万円をわたして、経済的なサポートの意味を持たすことは、ちょっとどうなのかなという気がいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 恐らくこのお祝い金事業を行っている自治体で、例えば第2子以降の方にはお祝い金を、例えば20万円であったり、第3子だったら100万円のような拠出をしている自治体の考えとしては、そもそも、多分、この少子化対策というものに対して、子どもを産み育ててくれる意思のある家庭に対して、ぜひ第2子、第3子を産んでいただいて、その際には経済的なサポートをしますよというような意味合いで、経済的なサポートの側面が強いのではないかというような感じでした。今の町長のお答えを聞くと、祝意を示すようなものはあってもいいかと思うが、経済的なサポートをするのであれば、それはちょっと考えの中にはないというような御回答だったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

祝意を表すのは、いろいろな場面で、敬老の日も近いので、老人の方にも祝意は表しますし、お祝い金をわたさなかったからといって祝意を表さなかったということにはならないと思いますので、祝意はどんなことでも、スポーツで入賞して、全道大会へ行っても祝意は表したいと思いますので、祝意はそういうものなのかなと、本来、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） つまり、出産お祝い金の事業ばかりになってしまいますが、この件に関して、斉藤町長に関しては、全く経済的な支援を含むようなインパクトでの祝い金を出すお考えがないというのは、あくまで町の財政上の理由とかではなく、町長の思想的な理由から、考えないということなのかなとちょっと理解したのですけれども、それ

でよろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

思想信条とまではどうなのか、言っているのかどうか分かりませんが、近年は、長寿のお祝い金も廃止している流れ、それがいいとか悪いとかではなく、私も金銭の多寡がいいとか悪いとか言っているのではなくて、そういう流れにありますし、祝意というのは、そういう予算を出すから祝意なのだとか、全く関係ないと思っておりますので、長寿の方にはお祝いいたしますし、例えば赤ちゃんが誕生したら、それはおめでとうという気持ちは正直、あります。それと、出産祝金を制度として設けるのがあるのかどうかというのは、よく考えないと、祝意があるから制度を設ける、制度がないから祝意がないのかと、それはちょっとリンクしないのかなというふうに思っております。

○議長（村上和子君） ここで、休憩とさせていただきます。

再開は、4時10分でございます。

換気休憩でございます。よろしく願いいたします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） ちょっとこの出産祝い事業に関して、ちょっと角度を変えてお伺いします。

富良野市で行われている出産祝金事業に関しては、財源として、一部起債を起し、また、一部をふるさと納税の寄附金を充てるなどの工夫が見てとれます。

町長は、2020年に行われた町長選挙の立候補の際に、御自身で、財政のキャリアが長く、有利な財源等を町政に生かすといった旨のお話を、当時、されていたことに、私はとても頼もしいと感じたことをよく記憶しております。

富良野の例ではありませんが、このように有利な財源を国や道から引っ張ってくる、もしくはふるさと納税の寄附額を、一部、このような事業に充てるといったお考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

財源をどうするか、そして、その財源を何に充て

ていくのかというのは、特に出産祝金ありきで全て決めているわけでありませぬので、上富良野町としては、子育ての施策を熟度を高めていくことが重要であり、継続していくことで、定住・移住、少子化対策にもつながっていくと認識しているところでもありますので、そちらのほうに重きを置いているということで、御理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 町長は御答弁の中で、新規事業に関しては、広く町民の声を聞く中で充実させていくというお考えだと伺いました。

町長が就任されてからのこの間も、出産祝金事業に関する一般質問も、私も多く目にしてきましたが、いまだ実現の可能性は示されておりません。理由は、今、町長にいろいろ伺ったことだとは思いますが、住民の負託を受けて、住民の声をお伝えする議員の声はなかなか届いていない印象があるのですが、町民は声を誰にどのようにお伝えするのが有効なのかをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 11番小林議員の御質問にお答えいたします。

住民の声は届いております。それに政策的に優先順位をつけるのが、当然、つけていかなければなりませんので、それが私の仕事だと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。再質問ありますか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 今回のこの質問は、出産祝金事業という言葉も使っていますが、それに係る、同様に、新規の事業等を行う考えがないのかという質問をさせていただいていると思いますが、

（発言する者あり）

○議長（村上和子君） ちょっと趣旨が違いますね。修正してください。

○11番（小林啓太君） 今後、同様の事業などを新たに行っていく考えはあるのかということを通告していますが、出産祝金事業に関すること以外は全て通告外になるのか、お伺いいたします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 4時15分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

小林議員、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、11番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時19分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月14日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 小林 啓太

署名議員 小田島 久尚

令和4年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和4年9月15日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第 1 号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
第 3 議案第 2 号 令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 4 議案第 3 号 令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第 4 号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第 6 議案第 5 号 令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 7 議案第 6 号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
第 8 議案第 7 号 令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 9 議案第 8 号 令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第10 議案第 9 号 令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について
第11 議案第10号 上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第11号 上富良野町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例
第13 議案第12号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第14 議案第13号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第15 議案第14号 富良野地区介護認定審査会規約の変更について
第16 議案第15号 財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）
第17 議案第16号 教育長の任命について
第18 議案第17号 教育委員会委員の任命について
第19 発議案第1号 議員派遣について
第20 発議案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
第21 選挙第 1号 富良野広域連合議会議員選挙について
第22 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
6 番	中 澤 良 隆 君	7 番	米 沢 義 英 君
8 番	荒 生 博 一 君	9 番	佐 藤 大 輔 君
10 番	今 村 辰 義 君	11 番	小 林 啓 太 君
12 番	小 田 島 久 尚 君	13 番	岡 本 康 裕 君
14 番	村 上 和 子 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	佐 藤 雅 喜 君
教 育 長	鈴 木 真 弓 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	北 川 徳 幸 君	IT・組織機構担当課長	宮 下 正 美 君
企画商工観光課長	狩 野 寿 志 君	町民生活課長	山 内 智 晴 君
保健福祉課長	深 山 悟 君	保健福祉課健康づくり担当課長	星 野 章 君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大 谷 隆 樹 君	建設水道課長	菊 地 敏 君
教育振興課長	谷 口 裕 二 君	ラベンダーハイツ所長	鎌 田 理 恵 君
町立病院事務長	長 岡 圭 一 君		

○議会事務局出席職員

局長 星野耕司君
主事 真鍋莉奈君

次長 飯村明史君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和4年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

暑い方は、どうぞ上着をとっていただいて結構でございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第15号財産の取得についての議案は、本日、配付をしたところでありす。

なお、議案第16号教育長の任命について、議案第17号教育委員会委員の任命についての議案については、後ほどお配りしますので、御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり、申し出がありました。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

13番 岡本康裕君

1番 元井晴奈君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第2 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税の確定、あわせて、関連する地方交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことから、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、本年度の個人町民税について、課税客体の確定に伴い、所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、本年度備荒資金組合防災資機材譲渡事業を活用しまして、吹上温泉保養センターのヒートポンプの部品更新を予定していましたが、現下の資材等の調達などにより、今年度の実施が困難になったことから本年度は中止し、来年度以降に実施することとしましたので、所要の補正と債務負担行為の廃止をお願いするものであります。

4点目は、前年度の障害者自立支援給付費等に係る清算に伴い、国、道への返還金について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

5点目は、前年度も同様の内容で実施したところですが、このたび、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策事業について、国の要綱が示されたことから、所要の補正を行うものでございます。

6点目は、新子どもセンター整備に向けまして、東児童館の遊具、フェンス等の撤去を行うものであります。

また、新子どもセンター整備に係る実施設計委託料の事業費が確定したことに伴いまして、減額補正をお願いするとともに、地方債の限度額を変更するものであります。

7点目は、道営4事業につきまして北海道と調整した結果、事業費が変更となったため、事業費及び特別賦課金について、所要の補正をお願いするとともに、このうち道営草地畜産整備事業については、地方債の限度額を変更するものでございます。

8点目につきましては、国の補助金を活用して、現下の小麦の国際的な供給懸念や価格高騰により、外国産麦から国産麦への切替えを推進するため、国産小麦産地生産性向上性事業を実施するための補正をお願いするものであります。

9点目は、近年SNSによる情報発信が主流となっていることから、町民の方が自らインフルエンサーとして情報発信するための基礎を学ぶため、人材育成交流事業として、北海道振興協会の交付金を活用しまして研修会を実施するための補正をお願いするものであります。

10点目は、平成25年度に策定した、橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施しています、本年度実施の橋梁近接目視点検の事業費の確定及び橋梁寿命化修繕工事の事業費変更による所要の補正を行うとともに、地方債の限度額を変更するものであります。

11点目は、上富良野中学校及び社会教育総合センターにおいて、経年劣化等により設備の修繕が必要なことから、所要の補正をお願いするものであります。

以上を申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行い、財源調整を図った上で、不足する額につきましては予備費を充当し、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,688万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税1,300万円。

10款地方特例交付金40万3,000円。

11款地方交付税4,962万8,000円。

15款国庫支出金283万円。

16款道支出金480万2,000円。

18款寄附金67万円。

21款諸収入76万円。

22款町債8,110万2,000円の減。

歳入合計900万9,000円の減となっております。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費125万6,000円。

3款民生費2,196万4,000円。

4款衛生費114万2,000円。

6款農林業費527万9,000円。

7款商工費65万2,000円。

8款土木費77万7,000円の減。

9款教育費211万6,000円。

11款給与費415万4,000円。

12款予備費4,479万5,000円の減。

歳出合計900万9,000円の減となっております。

3ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正。

(1) 廃止。

先ほど御説明したとおり、吹上温泉保養センターのヒートポンプの部品更新につきまして、本年度、事業を中止したことによりまして、債務負担行為の廃止をするものであります。

第3表、地方債補正。

(1) 変更。

地方債補正につきましては、先ほど御説明したとおり、それぞれ限度額の変更をするものであります。

まず1点目の新子どもセンター整備事業につきましては、実施設計費の事業費の確定に伴いまして限度額を10万円増額し、3,000万円に変更するものであります。

2点目の道営草地畜産基盤整備事業については、事業費の変更に伴いまして限度額を80万円増額し、4,550万円に変更するものであります。

3点目の橋梁長寿命化修繕事業につきましても、事業費の変更に伴いまして限度額を50万増額し、1,780万円に変更するものであります。

最後に、4点目の臨時財政対策債につきましては、発行額の確定に伴いまして限度額を8,250万2,000円減額し、4,749万8,000円に変更するものであります。

以上で、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 町税の関係でお伺いいたしますが、増額要因等について、内容について、まずお伺いしておきたいと思います。

それと、37ページの長寿命化という形の中で、橋梁の目視点検等という形で実施されてきました。それに基づいて工事請負費等の修繕も計上されておりますが、今回の委託、目視点検等で、どういったものが修繕しなければならないのかだとか、そういったものが分かれば、併せてお伺いしたいと思っております。

あわせて、この工事請負費の内容等はどういう請負工事の内容になっているのか、この点お伺いしておきたいと思っております。

あとは、この教育関係で39ページなのですが、教育振興費でギガスクールという形の中で、これに関わった機器の購入という形になっているかと思えます。現在、どういったものが購入されて、どういった活用を現在されているのか、この点についてもお伺いいたします。

恐らくこの間ICTという形の中で、学校で端末なども、PC、パソコンも含めて購入して実践的に活用されている部分もあるかと思えますが、この期に来て、良い部分と、やはり課題だなどという部分も恐らくははっきり見えてきたのではないかと思いますので、こういった現状が分かれば、お知らせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(村上和子君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長(山内智晴君) 7番米沢議員の歳入補正の町税の補填についての御質問にお答えしたいと思います。

当初、予算の段階では新型コロナウイルスの影響で、営業所得及び農業所得の落ち込みを見込んでおりました。6月の町民税確定の段階で課税客体はほぼ同じくらいだったのですが、その見込分がなかったということで、その分の大体1,200万プラス確定分の町民税の額で1,300万の増額補正とさせていただきます。

以上です。

○議長(村上和子君) 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長(菊地敏君) 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

橋梁の長寿命化の補正内容についてでございますが、予定しておりました橋の設計及び近接目視の委託の入札残が412万5,000円、それと工事費請負の関係で、建設資材の高騰等により、実質工事

費、請負費、増額しております。それが305万5,000円となっております。トータル額で補正額107万円の減額で、うち補助金が47万円減額、そのうち1台としてマイナス、減額が110万円、過疎債が50万円の増額となっております。

以上です。

○議長(村上和子君) 教育振興課長。

○教育振興課長(谷口裕二君) 7番米沢議員の教育振興費に関わる御質問にお答えさせていただきます。

今年度の補正でお願いしている部分につきましては、今年度、上富良野中学校に大型提示装置ということで、75型のテレビ8台の購入ということで、今回、事業費が確定しましたので、その部分については減額をさせていただくということでございますが、ICT関係の整備のことということでございますので、昨年度は各小学校に同様、大型のテレビを導入させていただきまして、この間それらの大型のテレビ等を使いまして、授業の中においては、特に図だとか絵だとか、そういった部分の教材等を反映しながら授業等を進めているところでございまして、なおかつタブレット等もこの間、各児童生徒のほうに配備しているということで、このコロナ禍の中においても、欠席等をする児童に対しましてはタブレットを使って、それぞれ自宅で授業を受けられるという状況が続いてきているところでございます。

ただ、この間急速にICT機器を整備しているということもございますので、各教員等の授業改善ということで、それぞれ対象となる教員の方々を含めて、そういった検討会を設置してございますので、そういう中でも研修をさらに高めまして、効果的な授業に取り組んでいるところでございます。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 目視点検等を、どういった点検でどういったものを改善、修繕しなければならないのかというところを再度確認しておきたいと思えます。

あと、個人町民税等においては、農業所得いろいろありますけれども、営業所得等ありますが、こういった業種でこの部分が伸びたのか、その点もお聞きしておきたいと思えます。

○議長(村上和子君) 建設水道課長。

○7番(米沢義英君) 7番米沢議員の御質問にお答えします。

すみません、先ほどの私の答弁漏れかと思えます。

近接目視点検におきましては、32橋におきまし

て、実質橋の下だとかガードレールついている土台だとか、橋の床版という橋面のひび割れ等々の目視点検を行っております。

橋の工事につきましては、26号、27号橋の2橋を行いまして、近接目視点検の結果、床版のひび割れ、地覆だとか、面に対する補修内容としては、橋面防水、舗装を1回めくって、その下のひび割れを修理、修繕したり、橋台橋脚におきますヘアクラック、将来的に剥離が出そうなところを、ガラス素材の液状を注入いたします修繕工事の内容となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（山内智晴君） 米沢議員の個人町民税の営業所得、農業所得の関係の御質問にお答えいたします。

当初、予算の段階では前年対比の落ち込みということで、営業所得に関しましてはコロナウイルスの休業での落ち込み、農業所得に関しましては干ばつ等の落ち込みというのを、前年の所得に応じて、割合で若干出ささせていただいた部分の補正でございました。その中で、結果的に減らなかったというところがございますけれども、個人の計算書を一つ一つ拾わないとならないのですが、我々、細かいところまで、所得というところでしか引継ぎを受けていないので、細かいところまではちょっと個々に分析しないと分からないので、申し訳ありません。補助金等が入っている場合等も考えられます。ちょっとすみません、その辺は私のほうでは把握し切れていません。申し訳ございません。

○議長（村上和子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ちょっとお聞きしたいことがあります。

今回、スクールバスの更新が予定されておまして、当然入ってくるわけですが、このバスが当初より安く入ることだと思っておりますけれども、このバスの、現在使われているバスはどういう状態で処理をされるのか。下取りとか、そういったことで購入金額が決まるのか。

それと、役場の車両については、全ての車両にドライブレコーダーが設置されているはずですが。その中で、今回購入されるバスの装備品の中に、ドライブレコーダー、バックアイカメラ等々が装備品として書かれております。こちらは、せっかくなついたらドライブレコーダーはどういうふうになるのか、その辺を含めてお願いをいたします。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、スクールバスということで、江花線のマイクロバスの車両を更新させていただいているところでございます。その更新に当たりましては、現有車両につきましては下取りということで、その分を含めての購入契約となってきてございます。

また、更新するに当たりまして、新しい車両についてはドライブレコーダーなどの装備品も併せての購入ということになりますので、既存の車両についてはドライブレコーダー等につきましては、下取りの中に含まさるということになっているところがございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 当然、車を買うときには、我々もそうですけれども、下取りはいくらで取って、本体価格はいくら、差引きいくらということになります。それが普通です。そのときに、まだドライブレコーダーはつけて1年、2年しかたっておりません。そんな中で、メーカーがつけてくるドライブレコーダーの単価、そして現在、自分でつけたらいくらになるのか、その差額があるのかなのか、そういったことは中で協議をしたというか、交渉をされたのですか。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（谷口裕二君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回の車両更新に当たりまして、下取り車両としましては既存の車両ということで、そこに付随する装備品等も含めての下取りということで設定をさせていただいているところでございます。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 交渉されたかということ、基本的には、新しくつけるドライブレコーダーはいくらで、それをはずしたらいくらになるのかということ、車を購入するときにきちんと交渉した結果が、こういう差額あるから、今のやつをつけるよりもメーカーでつけるほうが安いからこうなりましたよという説明を求めているのです。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（谷口裕二君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

今回の更新に当たりまして、ドライブレコーダーの取扱いにつきましては、繰り返しになりますけれども、既存の使っている車両についてはそこら辺も含めての下取り査定ということで、今回の中も含めて見積りをお願いをしております。

また、更新する新規車両につきましては、新しい

ものを装備品ということになりますので、その取ったはずしたとか、そういう部分の比較検討というのは特にしているものではございません。あくまで既存車両に含めての下取りということで、見積りをお願いしたところでございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

6 番中澤良隆君。

○6 番（中澤良隆君） まず、27 ページの東児童館の遊具ほか撤去の関係でお聞きをしたいと思いません。

これの内訳といいますか、どのようなものを予定しているのか、また遊具は何機くらい撤去をして、それは今度新しくなるころにはもう使えない状態なのか、そこら辺の確認をいたしたいと思いません。

それから、29 ページなのですが、町立病院の補助の関係で、出資金90万ありますが、これは看護学校に行く生徒さんへの貸付けということでお伺いをしていますが、90万の内訳は9か月ということで聞いておりましたが、なぜ7月からの申請になったのかなというのが若干疑問でありました。そして、当初4月から申し込まなかった理由って何だったのかなというのと、要するに、そういう子供たちへの周知方法や何かがどのような形で行われているかの確認をさせていただきたいと思いません。

次に、35 ページの吹上温泉の保養センター、ヒートポンプの部品の更新の関係で、一応、耐用年数がきたら更新をしていくのだということはお聞きをしていました。それで、客商売のところなので、部品が調達できないから延びた、延びたということはいち早く準備をしていかなければお客さんに迷惑がかかるのではないかなと思っているのですが、そこら辺の対応について問題ないのかどうか確認をさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山悟君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

東児童館遊具の撤去の関係ということで、内訳等々でございまして。基本的に子どもセンター、東児童館についても、移設ということになりますので、使えるものは使うという形で進めていたところが現状でございまして。いろいろ設計とかやっていく中で、最初安全点検等々したところ、もう使用不可という判定がออกมาして、それで今回撤去という形になりました。撤去につきましては、来年早々と工事を着工するに当たり、雪の積もり方等々もありますので、即来年度から工事を着工するために、今回補正でお願いするものでございまして。

内訳としましては、鉄棒、シーソー、ブランコと

いう形で、それを移設する予定でありましたけれども、種類がちよっとあって、鉄棒、シーソー、ブランコの3種類ということで、遊具点検したところ5点が使用不可で、使用できるものは鉄棒のみでございました。

今回、庭等々の関係とかフェンスの関係もありますので、使用不能となった遊具5点と菜園の周り囲んでいるブロック、それとフェンスがありまして、その分についても撤去ということで、遊具と菜園ブロックとフェンスの撤去というもので今回お願いしているところでございまして。

フェンスにつきましては、網々の緑色の部分については一旦撤去すると使用不可になりますので、廃棄すると。あと白い、斜めから見たら動物とか見える立派なフェンスなのですけれども、これについては建設水道課と協議しまして、公園等々でまだまだ使用ができるということで、旧衛生センターに一時仮置きをして、そしてしかるべきときに新しく公園等々で設置するような有効活用ということで、お願いしているところでございまして。

以上でございまして。

○議長（村上和子君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

町立病院への出資金の質問についてでありますけれども、議員おっしゃるとおり、こちらにつきましては看護士の奨学金貸付けに関わる部分の90万円となっております。今回申請をいただいた生徒さんが富良野看護学校の生徒さんで、7月に申請いただきまして、7月当月決定をして、こちらのほう貸付けの認定をしています。

それで、貸付条例で決定の月からというような貸付けの始まりがなっています。今年度につきましては、先ほどおっしゃったとおり9か月となっております。90万となっております。

また、周知等につきましては、富良野看護学校につきましては、毎年6月ごろに就職説明会ということで、我々町立病院のほうでも出向いて説明会に参加している状況にあります。その就職説明会の折には、町立病院の説明をいたしました。奨学金も含めて、資料等を富良野看護学校に持参しまして、そちらのほうで生徒へ周知を依頼している状況にありますけれども、今回の生徒さんにつきましては7月に申請ということで、9か月分の対応となっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 6 番中澤議員の御質問にお答えいたします。

その部品が来年度延びることによって、これはお客様に対して御迷惑にならないかということでございますが、今回地中熱の、7系統あるうちでもそれぞれ調査をいたしまして、さほど温度が低くなるとかそういうのは特になく、来年度に事業を延ばしても、来られるお客様に対しまして御迷惑にならないようにということで確認をいたしまして、今回事業の変更といいますか、来年度に延ばしたいということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） まず東児童館の関係なのですが、先ほどフェンスを撤去するというお話の中で、四方をフェンスが囲まれていると思うのですが、今のところはグラウンド側の撤去ということでよろしかったでしょうかというのが、まず質問させていただきます。

それから、先ほどの病院の関係なのですけれども、今聞いたら、規則や何かでは申請のあった月からということでお聞きをしましたが、それは6月に説明会に行っているということだったと思うのですよね。もし事情が7月に変わって、やはり奨学金を借りたいわということであればいいのですが、もしその時期が、今言ったように3か月や何かの空白期間があるのだったら、規則や何かの見直しをする考えはないのかなというのが、お聞きしたいと思いません。

それと、ヒートポンプの関係ですけれども、分かりました、一応は大丈夫だということなのですが、要するにこのヒートポンプだけが暖房や何かの設備なのかということも併せて確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山悟君） 6番中澤議員の御質問にお答えいたします。

撤去するフェンスの位置ですけれども、位置的には建物から富良野側にフェンスが全部あるのですけれども、コの字のようにありまして、そのフェンス全撤去という形で計画しているところでございます。

もう一つ、先ほどの質問の漏れがありましたのでお答えさせていただきますけれども、種類としてはシーソー、ブランコと言っておりましたけれども、申し訳ございません、ジャングルジムが抜けておりましたので補足させていただきます。内訳としましては、遊具5点の撤去ということで、シーソーとジャングルジム2点、あとロープ登りというスイングボールみたいなやつがあるのでございますけれども、それとブランコという形でございます。それが先ほどの答弁漏れということでございます。

今の御質問につきましては、建物から富良野側のフェンス、コの字になっているのですけれども、その全撤去ということで計画しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

今回の生徒さんにつきましては、先ほど言ったとおり7月申請で、決定のときからということで条例に記載されています。今回の生徒さんにつきましては、6月の就職説明会で初めて聞いたのかその辺は確認していませんけれども、富良野看護学校に対しましては、うちから資料を持って行っておりますので、随時というか、新入生に対しても周知をお願いしている状況にあります。

あと、条例改正等、開始時期ですね、そちらについては今後それぞれの状況があると思いますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

今回の内容ということではなくて、設備、地中熱の系統ですけれども、暖房と給湯、両方ございまして、7系統が来られているうちの1と3と4と7と分かれていまして、それぞれ暖房と給湯というふうに分かれております。それぞれについて部品関係の修理、取替え、それと併せまして電気関係、シーケンサーとかマグネットスイッチ等の取替え等も今回のほうで見ていたところでございます。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 申し訳ありません、聞き方が悪かったと思うのですけれども、白銀荘として、給湯とか暖房や何かの設備の、今ヒートポンプの話してたのですから、ヒートポンプだけなのかという確認だったのです。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 失礼いたしました。中澤議員の御質問にお答えします。

お湯そのままかけ流しでやっておりますので、温泉については全部天然でかけ流しのお湯でやっております。洗うお湯、給湯のお湯、それについてはヒートポンプでやっております。給湯関係については地中熱で、熱を起してお湯を作って洗い場に送っているという状況になっています。

何かあったときの有事の際につきましては、1,000リットルの灯油タンクありますので、一晩くらいは何か、何かあったときの予備のために、タンクも用意はしてございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 25ページになります。民生費の中の社会福祉総務費一般管理費ということで、今般100万円の増額の補正になった内容に関しましては、新型コロナウイルスの陽性者への支援ということで伺っております。令和4年度当初予算の議決後に不足が生じたということなのですが、当初予算の見込みのまず人数は何名ぐらいを予定して、その後感染者増により不足が生じて、追加の補正額に対しては、さらに何名の対応が可能なのか、お伺いさせていただきます。

また、実際に支援を受けた方に話を聞いたことがありまして、非常に物資の内容というのは充実感があり、大変助かったということでお聞きしていますが、内容等々は国が、基準があつて、例えばその品目に関して、お子さんのいる家庭とか様々な要件があると思うのですけれども、そのような物資の支給基準というのはどのようになっているのか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山悟君） 8番 荒生議員のコロナ感染の関係の自宅療養者支援につきましての御質問にお答えをいたします。

今回、一般財源で100万円をお願いしているということでございます。その前はどうかだったのかということございまして、その前につきましてはコロナの創生交付金につきまして、総務費に消耗品として計上していたお金、こちらを使わせていただいて、実際の物資の購入とか配布につきましては、保健福祉課で担当させていただいたということでございます。

その消耗品が、コロナのマスクとか消毒液とか、そういったもろもろという部分で、急遽北海道のほうで、保健所のほうで陽性患者に配布した物資が、配送業者等々の都合で1週間以上かかるという形がありましたので、本町におきましてもそのタイムラグという、3日、5日とかそういった部分、何も来ないという状態をお聞きしまして、町の施策として実施させていただいたところでございます。

本年の2月の21日から開始してまして、一応年度締めとしましては、令和3年度におきましては10世帯、30人という実績でございます。直近でございますと、8月末、これは4月から8月なのですけれども、そちらでは103世帯、309人という形で、実績で配布させていただいているところでございます。合計しまして、制度開始からは113世帯、339人の方々の自宅療養の支援をさせてい

ただいているということでございます。

内容につきましては、基本的には、一つの基準としましては、主食であるお米とか麺類、あと主菜でありますお魚とかお肉、レトルトとかの缶詰でございます。副菜としましては野菜ジュースとかキノコとかふりかけとか、そういったものを用意しています。果物ではゼリー、保管しなければいけないものですからゼリーという形でございます。間食としましてはチョコレートとかスポーツドリンク。日用品としましてはティッシュ、トイレットペーパーとかごみ袋。乳幼児もいらっしゃるのですからビスケットとか粉ミルクというのを、これを基本としているところでございます。

ただ、これを一律要請のあった方々に支給するというのではなくて、受付で細かく、本当に必要なものは何ですかということはありません、米あるから米はいらないとか、おむつが全然足りないからおむつ余分にくれとか、そういったニーズに合わせまして、一つ一つヒアリングをして、本当にこの、道から来るものとか、実際には外出できるようになる期間の見込みで、ニーズに合わせて配布しているということでございます。基本的には、先ほど申し上げました品目については、単価としましては4,500円ぐらい、単価。その前後で動いているというのが実態でございます。

今回の100万円の見積りににつきましては、これはあくまでも実績数値の推計なのですけれども、今まで月平均120ほどの感染者に対しまして、月平均では17世帯、人数にしまして56人分、あと物資の関係の経費としまして14万7,000円ほどという形を、これは平均値で基本としていましたので、今回議決後の今年度令和4年度末まで、なかなか収束しませんので、そういったもので計算したところ100万ちょっと出るということだったのですけれども、補正では今の月14万7,000円ほどという部分で、100万円という形で見積りを取らせていただいているところでございます。

ただ、今、国でも濃厚接触者等々の外出の関係が緩和されている状態がありますので、申出のときにいろいろヒアリングをしながら、実際に、本当に必要な方々の、真に支援できるような体制で、受付窓口で体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第2号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(山内智晴君) ただいま上程いただきました議案第2号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和3年度広域連合市町村負担金の確定及び清算により、所要の補正をするものであります。

2点目は、令和3年度広域連合負担金の確定及び清算等に伴う特別会計への繰入金について、所要の補正をするものであります。

3点目は、被保険者証発送に関わる総務費の不足によりまして、所要の補正をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,194万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金51万9,000円の減。

歳入合計は51万9,000円の減であります。

2、歳出。

1款総務費5万円。

2、広域連合納付金56万9,000円の減。

歳出合計は51万9,000円の減であります。

以上で、議案第2号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号令和4年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第4 議案第3号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山悟君) ただいま上程いただきました議案第3号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護保険報酬改定に伴うシステム改修事業について、歳入歳出に所要額を補正するものでございます。

2点目は、令和3年度介護保険サービス給付費等

の実績報告に伴い、北海道及び社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けております、介護給付費負担金を返還するものでございます。

3点目は、令和3年度地域支援事業の実績報告に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されております、地域支援事業交付金を返還するものでございます。

なお、収支の差額につきましては、予備費から1,455万4,000円を計上し、対応するものでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

なお、議案説明に際しまして、議決項目のみ説明させていただき、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,151万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金26万4,000円。

7款繰入金26万4,000円。

歳入合計52万8,000円。

2、歳出。

1款総務費52万8,000円。

6款諸支出金1,455万4,000円。

7款予備費1,455万4,000円の減。

歳出合計52万8,000円。

以上、議案第3号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の御説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いた

します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和4年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第5 議案第4号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(鎌田理恵君) ただいま上程いただきました議案第4号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄付採納14万円について、一般会計から繰入れを行うとともに、介護用備品購入を図るよう所要の補正を行うものです。

2点目は、職員であります栄養士が10月末に退職することに伴い、施設栄養士業務を委託するよう所要の補正を行うものです。

3点目は、現在欠員となっている看護師の採用を迅速に進めるために、看護師募集業務を委託するよう所要の補正を行うものです。

4点目は、購入予定であります介護ロボットに係る通信環境整備費について、一体的に導入を進め、設置及び運用の効率化を図ることを目的に、サービス事業費への組替えのために、所要の補正を行うのであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号を御覧ください。

議案第4号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,399万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款繰入金14万円。

歳入合計14万円。

2、歳出。

1款総務費213万6,000円。

2、サービス事業費253万8,000円。

3、施設整備費239万8,000円の減。

6款予備費213万6,000円の減。

歳出合計14万円。

以上で、議案第4号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第5号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君） ただいま上程いただきました議案第5号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

令和3年度社会資本整備事業交付金の事業費確定に伴い、その交付金の返還金が生じたことから所要の額の補正をお願いするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分についてのみ説明をし、2ページ以降の予算事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承ください。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億75万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金1項繰入金、補正額80万円。

歳入合計、補正額80万円。

2、歳出。

1款下水道事業費2項事業費、補正額80万円。

歳出合計80万円。

以上で、議案第5号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしでございますので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第5号令和4年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(村上和子君) それでは、ここで換気を入れる休憩をさせていただきます。

再開は10時15分といたします。よろしく願います。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第6号

○議長(村上和子君) 日程第7 議案第6号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第6号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、看護師奨学金につきまして、この7月に申請があったことから、看護職員等養成奨学金貸付条例に基づきまして貸付けの決定をさせていただいたことから、今年度分の貸付分の増額補正をお願いするものであります。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第6号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入90万円。

第1項出資金90万円。

支出。

第1款資本的支出90万円。

第3項奨学資金貸付金90万円。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第6号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長(村上和子君) 日程第8 議案第7号令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地敏君) ただいま上程いただきました議案第7号令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分について議会の議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、後ほど上程いたします議案第9号に添付しております、令和3年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

それでは、以下、議案を朗読し説明させていただきます。

きます。

議案第7号令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金4,220万6,835円のうち、2,000万円を建設改良積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

以上で、議案第7号令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和3年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

◎日程第10 議案第9号

○議長（村上和子君） 日程第9 議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について、説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（及川光一君） ただいま上程いただきました議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説

明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、各会計別の決算書並びに同法第233条第5項の規定により、決算における主要な施策の成果報告書、さらに監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などを併せて御覧いただきたいと思ひます。

初めに、議案条文を朗読させていただき、その後、決算書により説明させていただきます。

議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により令和3年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和4年9月14日提出。

上富良野町長、齊藤繁。

それでは、厚い冊子の決算書を御覧いただきたいと思ひます。

決算書の2ページ及び3ページをお開きお願いいたします。

令和3年度の各会計別収支総括表を記載しております。この表において、一般会計及び六つの特別会計の決算の状況を御説明申し上げます。

まず、総括表の下段、合計の欄を御覧ください。

一般会計及び六つの特別会計を合わせまして、予算額で127億6,471万3,000円、調定額で127億3,656万8,905円、収入済額で126億1,088万1,667円、不納欠損額で49万7,543円、収入未済額で1億2,518万9,695円、支出済額で119億9,697万6,625円、差引残額は6億1,390万5,042円となったところであります。

なお、総括表の右欄を御覧いただきたいと思ひます。ここには収入の調定と予算対比、支出の予算対比を記載しております。

まず、調定額に対する収入済額の割合は、調定対比で99.01%、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比で98.79%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比で93.99%となったところであります。

次に、不納欠損の欄、D欄を御覧ください。

一般会計では、地方税法等の規定に基づき、該当する町税の滞納繰越分で19万2,425円を不納欠損処分したものであります。

国民健康保険特別会計におきましては、保険税滞納繰越分で29万1,800円を欠損処分したものであります。

後期高齢者医療特別会計におきましては、保険料滞納繰越分で1,300円を欠損処分したものであります。

公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料で1万2,018円を欠損処分したものであります。

介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計及び簡易水道事業特別会計に不納欠損額はありませんでした。

次に、収入未済額の欄、E欄を御覧ください。

一般会計におきましては1億1,985万5,346円。その内訳として、この表では詳細まで記載していませんが、町税として、個人町民税、固定資産税、軽自動車税で1,571万9,461円。町税以外で、使用料及び手数料の町営住宅使用料で178万4,430円。国庫支出金において、総務費、民生費、農林業費、教育費の国庫補助金で8,233万5,455円。道支出金において、農林業費補助金で554万円。財産収入において、その他町有建物貸付料で7万円。諸収入におきまして、延滞金の6,000円。町債におきましては、農林業債で1,440万円であります。

なお、国庫支出金、道支出金及び町債を合わせて1億2,27万5,455円につきましては、令和3年度会計から令和4年度会計への繰越明許費の収入未済額になるところであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、被保険者の保険税分456万5,640円が収入未済額であります。

次に、介護保険特別会計におきましては、第1号被保険者の介護保険料分7万5,400円が収入未済額であります。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、水道使用料分の8,099円が収入未済額であります。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料分の68万5,210円が収入未済額であります。

後期高齢者医療特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計に収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で、決算書より少し薄目の冊子になりますが、表紙に令和3年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算書に関わる付属調書と記載しています冊子、そちらの冊子の79ページから84ページに収納内訳書、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただき

たいと思います。

次に、総括表の3ページに記載しています差引残額の欄、G欄について御説明いたします。

また、決算書の2ページ、3ページに記載しています差引残額、G欄についてであります。

一般会計には、翌年度会計へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

一般会計で御説明いたします。

7ページをお開き願いたいと思います。

7ページには、一般会計の実質収支に関する調書、ここでは、単位を千円単位で表しております。

歳入総額が92億2,825万5,000円、歳出総額が87億6,709万6,000円、歳入から歳出を引きまして、差引残額4億6,115万9,000円が令和4年度へ繰り越す額となります。繰越明許費繰越額が740万円ありますので、令和3年度単年度としての実質収支額は、4億5,375万9,000円となります。

以下、六つの特別会計につきましても、一般会計と同様に、実質収支に関する調書及び事項別明細書をそれぞれ決算書に記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

参考までに、決算書に記載しています各会計それぞれの実質収支に関する調書及び歳入歳出事項別明細書につきましては、地方自治法施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての取り扱いになるところでございます。

次に、財産関係について御説明をいたしますので、決算書の337ページの財産に関する調書を御覧ください。

1枚めくりまして、339ページには公有財産、土地と建物調書になります。

この表の区分ですが、表頭に土地と建物を、表側に行政財産、普通財産を表しています。令和3年度におきましては、土地及び建物の増減、移動はありませんでした。

次に、340ページの有価証券及び出資による権利につきましても、前年度と同額で増減はありませんでした。

次に、341ページの物品になりますが、車両の保有状況を示しております。令和3年度におきましては、マイクロバス2台、ラベンダーハイツのリフト付バス、教育委員会の清富線のスクールバスの更新及び重車両1台、建設機械として小型ロータリーの更新をしております。

また、令和3年度におきましては、特殊車両として乗用芝刈機5台を車両の保有状況に加え、全体の車両保有台数を82台としたところであります。

次に、342ページと343ページを御覧いただきたいと思います。

基金につきましては、一般会計、特別会計合わせて14の基金と、一番下段になりますが、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

合計欄の33億1,839万6,315円が令和4年5月31日現在の基金保有額になり、令和3年度中においては6億5,757万4,394円の増加でありました。

北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が175万8,200円で、年度末現在額は2億1,886万7,848円でありました。

以上が、財産に関する状況でございます。

以上で、概要を申し上げまして、令和3年度各会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 続きまして、議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定の件について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明させていただきます。

令和3年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

令和3年度上富良野町病院事業報告書。

以下、1、概要。

（1）総括事項の概要を御説明させていただきます。

令和3年度の上富良野町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく、診療体制の充実に努めてまいりました。

また、住民に身近な医療機関として、救急医療、急性期・回復期医療、感染症対策、予防医療を担ってまいりました。

また、併設の介護医療院につきましては、医療ニーズの高い高齢者の増加が見込まれることなどの理由から、昨年6月1日から4床増床し、合計32

床にて運営しています。

今後においても、住民の医療と介護のニーズの把握に努めながら、他の医療機関との連携を強化し、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、御利用される方々からより深く信頼されるよう努めてまいります。

病院改築整備事業につきましては、令和2年度に策定いたしました基本計に基づきまして、基本設計及び測量調査、地質調査を実施してまいりました。引き続き令和7年度の竣工に向けまして着実に進めてまいります。

次に、アの患者数と利用者数の状況でございますが、入院、入所者数は、一般病床6,542人、介護保険施設9,635人となりまして、合計1万6,177人となりました。

外来患者数につきましては2万1,170人で、入院、入所者数と外来患者数の合計は3万7,305人、前年対比301人の増となっております。

次に、イの収益的収支についてですが、病院事業の収益総額は8億8,800万1,614円、費用総額につきましては9億2,117万8,789円となり、この結果、収益的収支は3,317万7,175円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支につきましては、17ページ以降の収益費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、8ページ目をお開きください。

ウの資本的収入についてでございますが、収入支出総額はそれぞれ7,605万1,254円で、収入内訳は、町からの出資金と、医療機器整備などのための国庫補助金、病院改築整備のための企業債で、支出の内訳につきましては、医師住宅の企業債の償還金と建設改良費で、回診用エックス線装置、検査顕微鏡更新などの医療機械の整備、また、病院改築整備基本設計及び測量調査、地質調査等を実施してまいりました。

続きまして、（2）経営指標に関する事項につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は、医業収益の増加により、前年度比5.2ポイント増の96.4%となっておりますが、健全経営の水準とされています100%には達しておりません。

修正医業収益比率にあつては、前年度比6.1ポイント増の58.2%と改善したものの、依然として低い水準であり、収支構造の見直しが求められています。

一方、有形固定資産減価償却率には、前年度比2.4ポイントの増、76.2%と、現在の経営状況を踏まえた計画的な施設整備、設備の廃棄に取り組

んでまいります。

しかしながら、令和7年6月開院に向けた病院の改築整備など、大型投資も控えていることなどから、引き続き計画的な施設及び設備の更新に努めてまいります。

続きまして、決算額を申し上げます。戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開き願います。

令和3年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款病院事業収益8億9,597万8,363円。

支出。

第1款病院事業費用9億3,591万1,023円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入7,605万1,254円。

支出。

第1款資本的支出7,605万1,254円。

3ページ以降の各種財務諸表につきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

以上、令和3年度上富良野町病院事業会計決算の概要につきまして、御説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御認定くださいますようお願いいたします。

○議長（村上和子君） 次に、建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君） 続きまして、令和3年度水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和3年度水道事業会計決算報告書を御覧ください。

7ページをお開きください。

令和3年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、49年が経過してまいりました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億5,672万2,727円、支出1億3,140万5,675円であり、純利益2,531万7,052円で決算することができました。

なお、収益的収支については、13ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数値となっておりますので、御承知ください。

次に、資本的収支では、収入1億4,580万9,000円、支出2億1,269万7,060円で、不足する額6,688万8,060円については、過年度分損益勘定留保資金3,845万8,805円、当年度分損益勘定留保資金2,842万9,255円で補てんし、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と、節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開き願います。

令和3年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益1億7,238万5,613円。

支出。

第1款水道事業費用1億3,438万4,885円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入1億4,580万9,000円。

支出。

第1款資本的支出2億1,269万7,060円。

さきに概況報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,688万8,060円については、過年度分損益勘定留保資金3,845万8,805円、当年度分損益勘定留保資金2,842万9,255円で補てんしております。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとしまして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります意見審査書などを併せて御高覧いただきたいと思っております。

以上で、令和3年度水道事業会計決算の概要についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第8号令和3年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第9号令和3年度上富良野町企業会計決算の認定については、なお十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、11名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(村上和子君) 日程第11 議案第10号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、このたび公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴いまして、最近における物価変動等に鑑み、選挙における選挙運動に関し、選挙運動用移動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げるよう、当該必要事項を定めるため本条例を改正するものでございます。

以下、議案の朗読しまして説明にかえさせていただきます。

議案第10号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

令和3年上富良野町条例第10号の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中、「1万5,800」円を「1万6,100円」に改め、同号イ中、「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中、「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中、「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附則。

施行期日。

この条例は交付の日から施行する。

経過措置。

この条例による改正後、上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行日以後、その期日に告示される選挙から適用し、同日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上で、議案第10号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第10号上富良野町議会議員及び上富良野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長(村上和子君) 日程第12 議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町職員の育児休業等に

関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、このたび国におきまして、妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援を図る観点から、育児休業、部分休業の取得要件を緩和するため並びに育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、人事院規則等が改正され、令和4年10月1日から施行されることになったため、当町においても国の措置との権衡を図るため、当該条例について所要の改正をするものでございます。

議案第11号を御覧いただきたいと思います。

議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の育児休業等に関する条例。

平成4年上富良野町条例第7号の一部を次のように改正する。

以下、条文の朗読を省略いたしまして、条に沿ってその概要のみを御説明申し上げます。

第1条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律において、条例で準用する条項を追加するものであります。

第2条及び第2条の2につきましては、任期付地方公務員法に規定する一般職の非常勤職員が、子の1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれ、勤務日数が一定以上の場合、育児休業を取得することができることとなったことから、育児休業をすることができる対象職員を規定するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2条の3につきましては、育児休業期間について定めるものであり、現職といたしまして1歳まで、夫婦共に育児休業をしている場合は1歳2か月まで、継続的な勤務のため特に必要と認められる場合は1歳6か月までとする内容を規定したものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

第2条の4から第3条の2については、非常勤職員の育児休業をすることができる期間に当たっての必要な諸要件について定めたものでございます。

さらに次のページを御覧いただきたいと思います。

第9条から第16条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、非常勤職員を除く一般職が育児短時間勤務をすることにおける諸要件、勤務形態及び手続を定めるものでございます。

さらに次のページを御覧いただきたいと思います。

第17条から第20条につきましては、非常勤職

員が部分休業をすることができる規定を追加したものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

第21条については、条例の施行に関して必要な事項は規則に委ねるとするものであります。

附則としまして、この条例は令和4年10月1日から施行し、またこの条例の施行日前に育児休業計画書を提出した職員については、従前の例とするものでございます。

以上で、議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第12号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、当該条例における会計年度任用職員の給与につきましては、職員の給料表を準用しまして条例を定めているところであります。

また、会計年度任用職員を含む地方公務員につき

ましては、地方公務員法によりまして、最低賃金の規定は職員に適用しないと定められているところですが、一方、同法に情勢適応の原則、均衡の原則及び条例主義によりまして、妥当な水準が確保されていることが記載されているところでございます。

このようなことが地方公務員法で規定されているところですが、このたび、令和4年10月から最低賃金法に規定されている地域別最低賃金、北海道最低賃金の額が889円から920円に改定されることになったことによりまして、本町のパートタイム会計年度任用職員の給与について、現行の給料表の1級1号給から4号給までの一般行政職及び介護職におきまして、時間単価が改定後の北海道の最低賃金を下回ることとなったことから、北海道最低賃金を下回る場合においては地域別最低賃金額以上の額になるよう規則で定めるため、当該条例を改正するものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第12号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

令和元年上富良野町条例第4号の一部を次のように改正する。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

地域別最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給与の特例。

第30条、給与の支払いを受ける会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員に係る勤務1時間当たりの額（フルタイム会計年度任用職員にあっては第14条第1項の規定により算出した額、パートタイム会計年度任用職員にあっては第24条第1項各号の規定により算出した額をいう。以下この条において同じ）が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（北海道に適用されるものをいう。以下この条において同じ）を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が地域最低賃金額以上の額になるよう、規則で定める額を当該会計年度任用職員の給料額、または報酬額とする。

附則。

この条例は令和4年10月1日から施行する。

以上、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償の一部を改正する条例について、その要旨について御説明させていただきました。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説

明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（村上和子君） 日程第14 議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地敏君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、我が国の住宅市場は量的に充足している一方で、耐震性、省エネルギー性能が十分でない住宅ストックが多く存在している現状にあります。

こうした住宅について、建て替えやリフォームにより質を向上させるとともに、適切に維持、保全し、将来世代に受け継ぐことのできるストックとして有効活用していくことは、住居取得に関わる負担の軽減や、地球環境への負荷を低減させる観点から重要であり、長期優良住宅の認定促進による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境をさらに整備し、既存住宅流通市場を活性化するための住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正する法律が、令和3年5月28日に交付されました。それに伴う長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により創設された、長期優良住宅維持保全計画認定制度の認定事務に必要な手数料を新設するものであります。

改正内容といたしましては、1点目は、その構造及び設備が法で規定する長期使用構造等に該当すると認められる良質な既存住宅において、長期優良住

宅として維持保全を行う長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことから、認定事務に関わる長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料を新設するものです。

2点目は、認定された長期優良住宅維持保全計画に変更する際の審査事務に関わる、長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料を新設するものです。

3点目は、認定された長期優良住宅保全計画において、当該認定に基づく地位を承継する際の審査事務に関わる、長期優良住宅建築等計画等認定地位承継書に申請手数料を新設するものです。

それでは、以下、議案の朗読と別表の改正部分についてのみ、概要のみを御説明申し上げます。

議案第13号を御覧ください。

議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中47の項におきましては、良質な既存住宅の認定に必要な計画である、長期優良住宅維持保全計画の審査手数料の項目を追加するものです。

別表中48の項におきましては、認定された計画の内容を変更する際の審査手数料の項目を追加するものです。

別表中50の項におきましては、認定された計画の地位の承継を承認する際の審査手数料の項目を追加するものです。

以上、概要説明といたします。

附則。

この条例は令和4年10月1日から施行する。

以上で、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 賛成多数であります。

よって、議案第13号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第15 議案第14号富良野地区介護認定審査会規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山悟君） ただいま上程いただきました議案第14号富良野地区介護認定審査会規約の変更について提案の要旨を御説明申し上げます。

令和4年9月26日に富良野市役所庁舎が新築移転することに伴い、富良野地区介護認定審査会を所管している富良野市保健福祉部高齢者福祉課の執務場所が、保健センターから市役所に変更となるため、富良野地区介護認定審査会規約の当該条文の一部を変更するものでございます。

なお、この変更につきましては、地方自治法に基づき、当該審査会を構成する市町村議会での議決が必要となりますことから本議案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し御説明といたします。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号富良野地区介護認定審査会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を次のとおり変更する。

富良野地区介護認定審査会規約の一部を変更する規約。

富良野地区介護認定審査会規約（平成11年6月25日議決）の一部を次のように変更する。

第3条中「弥生町1番3号富良野市保健センター内」を「弥生町1番1号富良野市役所内」に改める。

附則。

この規約は令和4年9月26日から施行する。

以上で、議案第14号富良野地区介護認定審査会規約の変更についての御説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから議案第14号について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 質疑がなければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号富良野地区介護認定審査会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第16 議案第15号財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

IT・組織機構担当課長。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第15号財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、平成28年度において国から示された新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化対策の一環として実施した、自治体情報システム強靱性向上整備事業により構築しました機器等の一部について、経年劣化及び提供ベンダーによるサポート終了等の状況を踏まえ、引き続き当該システムを安定的に運用するために必要なネットワーク機器について、今回、整備更新を図るものであります。

購入に当たりましては、当該機器等の購入可能な4者を指名し、9月12日入札の結果、株式会社ゆあさが900万円で落札し、契約金額は消費税を加算した本議案の990万円となっております。

参考までに、2番札はリコージャパン株式会社、928万4,000円でありました。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第15号を御覧ください。

議案第15号財産の取得について。

自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）に関する財産を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の

議決を求める。

記。

1、取得の目的。自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業。

2、取得の方法。指名競争入札による。

3、取得金額。990万円。

4、取得の相手方。富良野市幸町2番18号。株式会社ゆあさ、代表取締役湯浅篤。

5、納期。令和5年3月31日。

以上で、議案第15号財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）の説明といたします。

御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから議案第15号について質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号財産の取得について（自治体情報セキュリティ強靱性整備（基幹ネットワーク機器等更新）事業）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時40分といたします。

午前11時19分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（村上和子君） 休憩に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第16号

○議長（村上和子君） 日程第17 議案第16号教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長齊藤繁君。

○町長（齊藤繁君） ただいま上程いただきました議案第16号教育長の任命について、提案理由を説

明させていただきます。

現在、教育長残任期間を務めていただいております鈴木真弓教育長におきましては、9月の末で任期満了を迎えます。

鈴木氏におきましては、人格、見識ともに優れた方であり、教育長として適任者であることから、これまでの経験を本町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、鈴木氏の経歴等につきましては別添配布させていただきますので、御高覧賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案を朗読して御提案させていただきます。

議案第16号教育長の任命について。

上富良野町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■。

氏名、鈴木真弓。■■■■■■■■■■■生まれ。

以上でございます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、先例により質疑を省略し、これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第16号教育長の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

◎日程第18 議案第17号

○議長（村上和子君） 日程第18 議案第17号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長斉藤繁君。

○町長（斉藤繁君） ただいま上程いただきました議案第17号教育委員会委員の任命について、提案の理由を御説明させていただきます。

現在1期目を務めていただいております久保麻子氏が、9月末の任期をもって満了されます。

ここに、久保氏を再任命いたしたく、御提案させていただきますのもであります。

久保麻子氏につきましては、人格、見識ともに優れた方であり、教育委員として適任者であることから、これまでの御経験を本町の教育行政に生かしていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、久保氏の経歴等につきましては別添配布させていただきますので、御高覧賜り、参考としていただければと存じます。

以下、議案を朗読して御提案させていただきます。

議案第17号教育委員会委員の任命について。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、■■■■■■■■■■。

氏名、久保麻子。■■■■■■■■■■■生まれ。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、先例により質疑を省略し、これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり任命に同意する方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第17号教育委員会委員の任命については、原案のとおり任命について同意することに決定いたしました。

◎日程第19 発議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第19 発議案第1号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明を申し上げます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一、上富良野町議会議員、佐藤大輔。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、町内行政調査。

(1) 目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

(2) 派遣場所、上富良野町。

(3) 期間、議決の日以降において1日以内とする。

(4) 派遣議員、全議員13名。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、旭川市。

(3) 期間、令和4年10月26日、1日間。

(4) 派遣議員、全議員13名。

以上であります。

○議長(村上和子君) これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、発議案第1号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第20 発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

8番荒生博一君。

○8番(荒生博一君) ただいま上程いただきました発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和4年8月29日に北海道町村議会議長会から、当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、9月6日の委員会で慎重審議いたしました。

委員会においては、近年頻発する豪雨、暴風雪、地震などの自然災害などにより発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化、そして今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化、除排雪費用の増大など、様々な課題を抱えている中、地方財政は以前として厳しい状況であることから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備、管理において必要な予算を、安定的かつ継続的に確保することが重要であること、また、国土の根幹をなす主要幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的、体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流、観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実、強化が求められることから、採択すべきものとして議会運営委員会、全員協議会での審議を経て、意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案については本文を朗読し、意見書については記以降の要望項目の朗読により説明いたします。

発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について。

上記議案を、別記のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月14日、提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、荒生博一。

賛成者、佐藤大輔。

では、記以降を朗読いたします。

一つ、国土強靱化に資する社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

一つ、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速対策を計画的に進めるために必要な予算、財源を確保するとともに、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速対策後も予算、財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

一つ、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する

国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策、無電柱化などによるリダンダンシー、冗長性の確保を図ること。

一つ、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

一つ、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や、除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

一つ、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

一つ、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

一つ、日本海溝、千島海溝地震に備え、避難施設、避難路などの整備について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

一つ、堤防整備、ダム建設、再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。

一つ、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日。

北海道空知郡上富良野町議会議員、村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上で、発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 選挙第1号

○議長（村上和子君） 日程第21 選挙第1号富良野広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしと認めます。

選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、富良野広域連合議会議員に岡本康裕君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました岡本康裕君を富良野広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岡本康裕君が富良野広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡本康裕君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

富良野広域連合議会議員選挙について、富良野広

域連合規約第8条により、富良野広域連合議会議員の選挙の結果、当選人岡本康裕君が富良野広域連合議会議員に当選されました。

◎日程第22 閉会中の継続調査

申し出について

○議長（村上和子君） 日程第22 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第57条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 12時00分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月15日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 岡本 康裕

署名議員 元井 晴奈